

職員の給与等に関する報告及び 給与改定に関する勧告

平成23年10月

広島県人事委員会

「職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告」に当たって

本人事委員会は、地方公務員法の定めるところにより、職員の給与等の勤務条件について、社会一般の情勢に、より適応させるため、本年3月の東日本大震災の影響により例年よりも2か月近く遅れたものの民間事業所における人事・給与に関して幅広く調査を行い、その把握に努めてきた。

本県においては、行政経営刷新計画に基づき、平成22年度から職員の力を引き出す人材マネジメントとして、新たな行政需要に対応する多様な人材の確保、独自水準給料表の導入及び広島県独自の給与・任用改革に取り組まれている。また、国においては、本年6月、協約締結権の付与等の内容を含む国家公務員制度改革関連法案が国会に提出されるとともに、9月には人事院が定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出を行うなど、公務員制度を巡る大きな動きがあったところである。

こうした中であって、本県職員が全体の奉仕者としての自覚と誇りを持ち、県民視点に立って地域社会全体の価値を高めていくために一丸となって職務に専念していくためには、県職員の勤務労働条件について、環境の整備を図っていくことが必要であるとの観点から、本人事委員会は、「職員の給与に関する報告及び勧告」並びに「人事行政における当面の諸課題に関する報告」を行うこととした。



平成23年10月28日

広島県議会議長 林 正 夫 様
広島県知事 湯 崎 英 彦 様

広島県人事委員会委員長

加 藤 誠

職員の給与等について

地方公務員法第8条及び第26条の規定に基づき、一般職の職員の給与について別紙1のとおり報告し、あわせて、給与の改定について別紙2のとおり勧告するとともに、人事行政における当面の諸課題について別紙3のとおり報告します。

この勧告に対し、その実現のために所要の措置を講じられるとともに、報告の中で触れた諸課題について、解決に向けた取組を進められることを希望します。

目 次

(別紙1)

職員の給与に関する報告	給与報告	1
1 職員の給与等		1
(1) 職員数		1
(2) 平均年齢及び平均経験年数		2
(3) 年齢階層別職員構成		3
(4) 学歴別職員構成		4
(5) 平均給与月額		5
2 民間給与等の調査		6
(1) 給与改定の状況		6
(2) 初任給の状況等		7
(3) 雇用調整の実施状況		8
3 職員給与と民間給与との比較		9
(1) 月例給		9
(2) 特別給		9
4 職員給与と国家公務員給与との比較		10
5 物価及び生計費		10
6 人事院の給与等報告及び勧告		11
7 結び		12
(1) 平成23年4月の民間給与との較差等に基づく給与改定		12
(2) 給与制度をめぐる諸課題		14
(3) 給与勧告実施の要請		17

(別紙2)

勸告	1
----	---

(別紙3)

人事行政における当面の諸課題に関する報告	人事報告	1
1 人材の育成		1
(1) 人材の確保と育成		1
(2) 人事評価制度の充実		2
2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） に関する課題		3
(1) 時間外勤務の縮減		3
(2) 両立支援の取組の推進		4
(3) 長距離・長時間通勤の解消		5
3 公務運営に関する課題		6
(1) 高齢期の職員の雇用問題		6
(2) 職員の健康管理		6
(3) その他		7

(別添資料)

人事院の給与等報告及び勧告の概要

給与勧告の概要	別添	1
---------	----	---

国家公務員制度改革に関する報告の概要	別添	3
--------------------	----	---

定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の 改正についての意見の申出の概要	別添	4
--	----	---

職員の給与に関する報告

職員の給与に関する報告

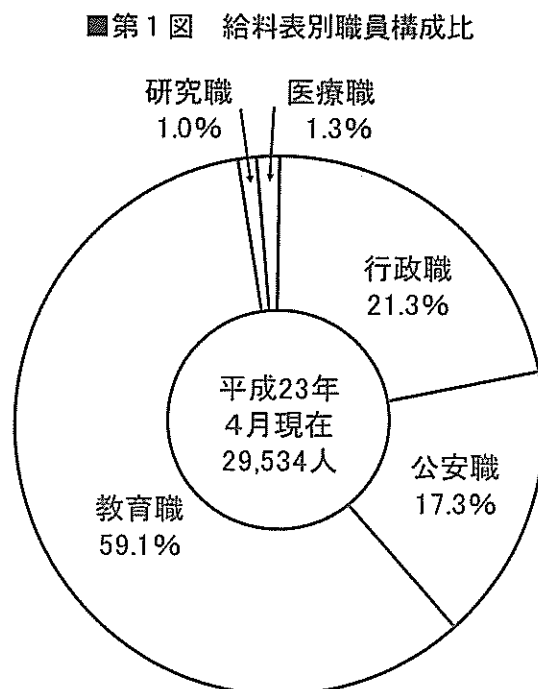
本人事委員会は、昨年10月に職員の給与等に関する報告書を提出して以来、本県職員の給与の実態及び民間事業所における給与並びに生計費等給与決定に関連のある諸般の事情等について調査を行ったので、次のとおり報告する。

1 職員の給与等

本人事委員会が行った本年4月現在における人事統計調査によれば、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を含み、再任用職員等を除く。以下同じ。）の給与等の状況は次のとおりであり、それぞれその従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、研究職及び医療職の5種8給料表の適用を受けている。

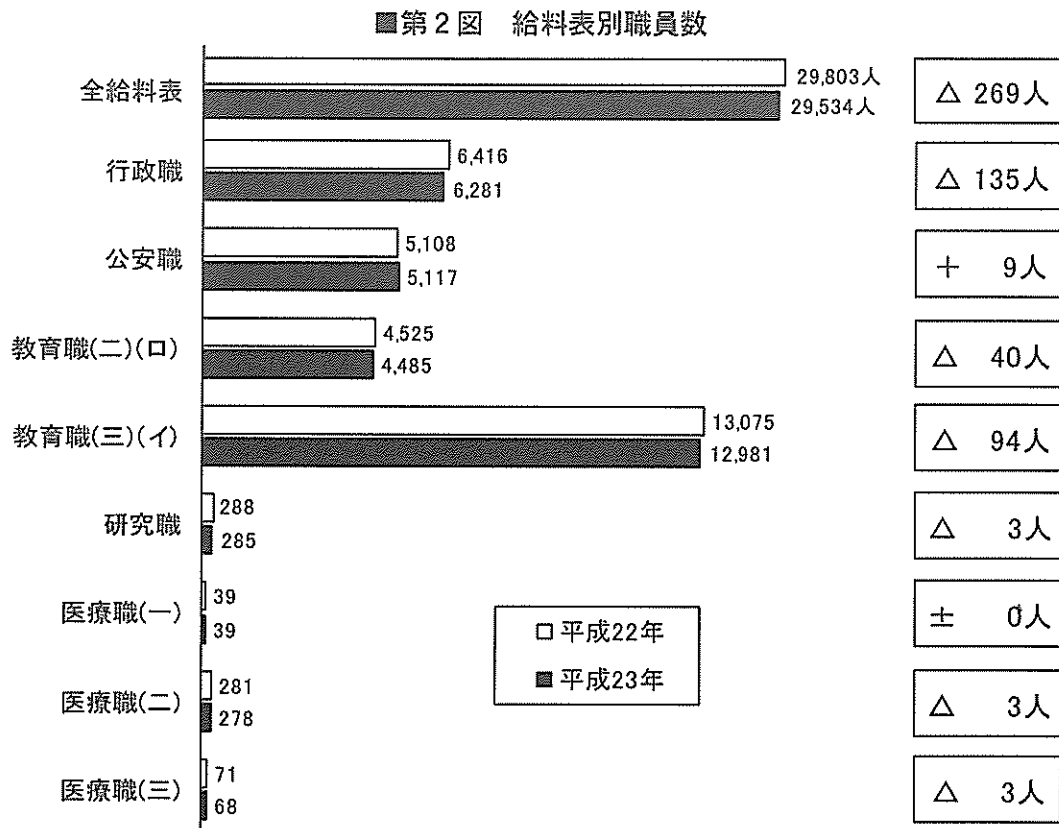
(1) 職員数

職員の総数は29,534人で、これを給料表別にみると、第1図のとおり、教育職が全体の59.1%を占め、以下、行政職21.3%、公安職17.3%、医療職1.3%、研究職1.0%の順となっている。



職員の総数を昨年と比べると269人減少しており、これを給料表別にみると、第2図のとおり、公安職給料表の適用者（警察官）は9人の増加となっているが、行政職給料表の適用者が135人、教育職給料表(二)(ロ)の適用者（高等学校の教諭等）が40人、教育職給料表(三)(イ)の適用者（小中学校の教諭等）が94人の減少となっている。

【説明資料 第1表参照】



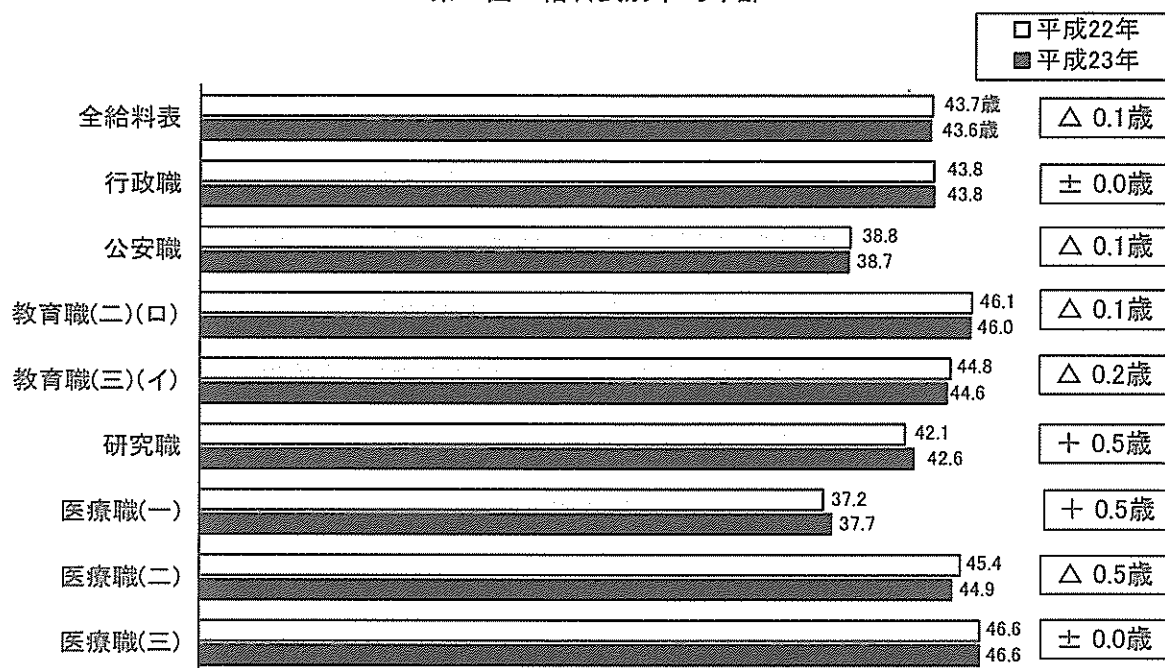
(2) 平均年齢及び平均経験年数

職員の平均年齢は43.6歳である。これを給料表別にみると、第3図のとおり、平均年齢が最も高いのは医療職給料表(三)の適用者で46.6歳、最も低いのは医療職給料表(一)の適用者で37.7歳となっている。

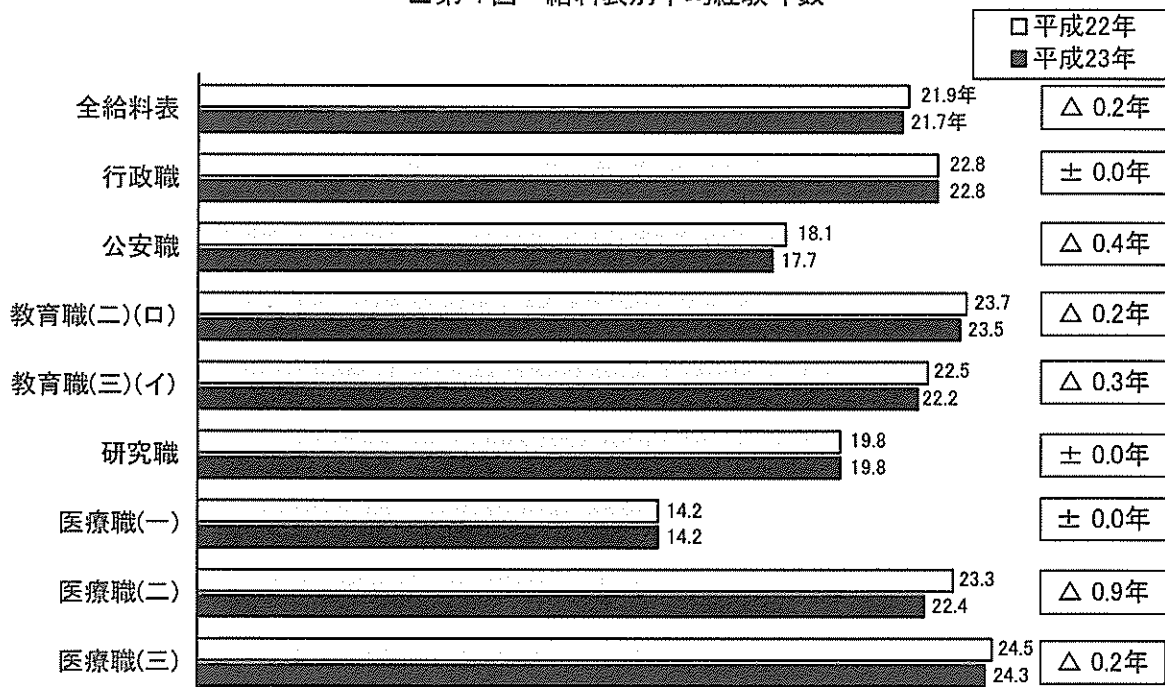
また、職員の平均経験年数は21.7年である。これを給料表別にみると、第4図のとおり、平均経験年数が最も長いのは医療職給料表(三)の適用者で24.3年、最も短いのは医療職給料表(一)の適用者で14.2年となっている。

【説明資料 第7表、第11表、第12表参照】

■第3図 給料表別平均年齢



■第4図 給料表別平均経験年数



(3) 年齢階層別職員構成

職員の年齢構成を5歳幅の階層別で見ると、第1表のとおり、50歳から54歳までの年齢層を頂点とした職員構成となっている。

各年齢層の構成比を昨年と比べると、第5図のとおり、34歳以下の各年齢層及び55歳以上の年齢層が増加している。

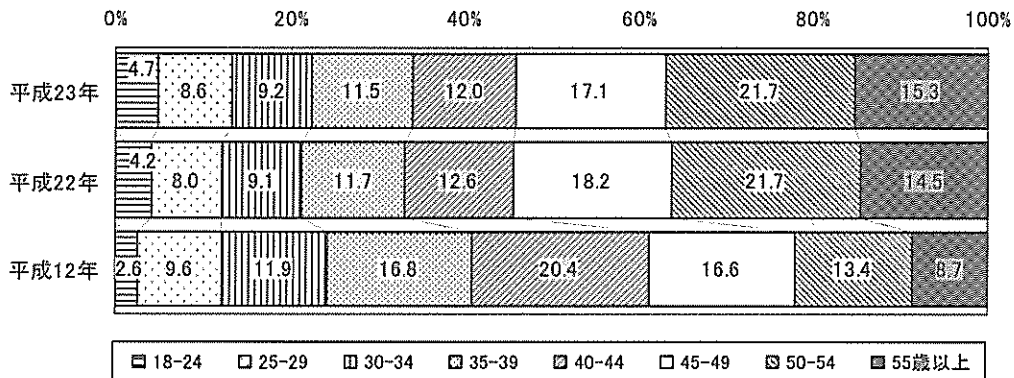
【説明資料 第10表参照】

■第1表 年齢階層別職員数（全給料表）

年齢階層	18～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55歳 以上
職員数	人 1,389 (1,265)	人 2,540 (2,374)	人 2,703 (2,724)	人 3,387 (3,498)	人 3,553 (3,748)	人 5,042 (5,413)	人 6,407 (6,477)	人 4,513 (4,304)

(注) () 内は、平成22年4月現在の数値である。

■第5図 年齢階層別職員構成比（全給料表）



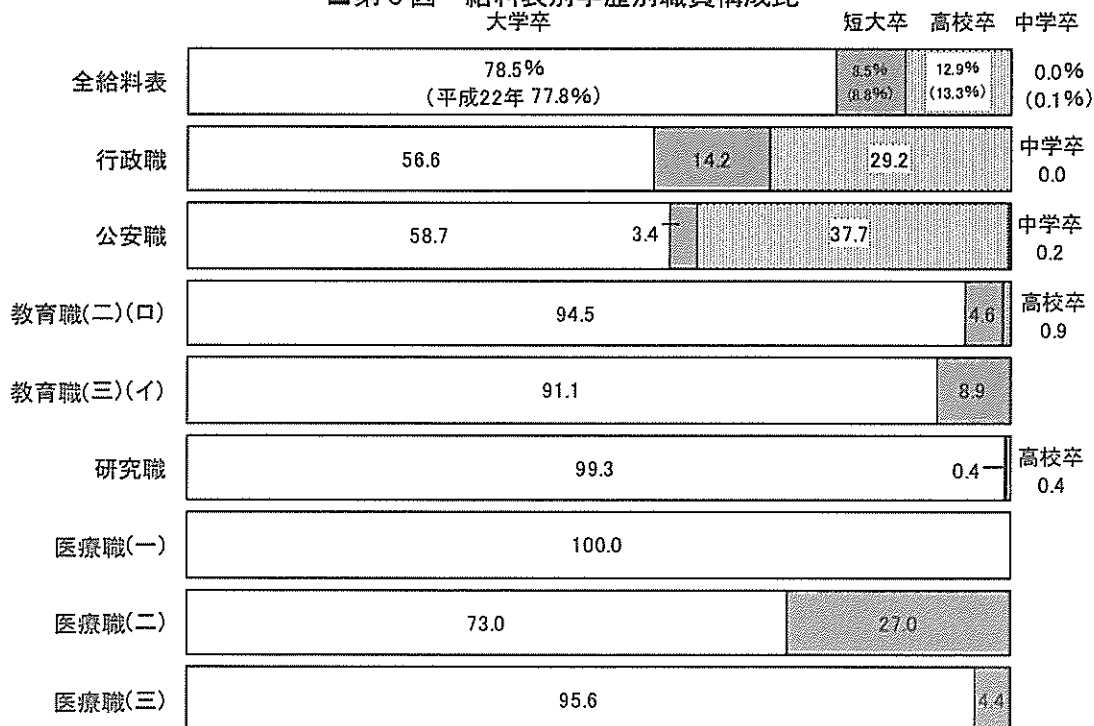
(注) 平成12年は、行政システム改革推進計画の初年度である。

(4) 学歴別職員構成

職員の学歴別構成は、第6図のとおり、大学卒が78.5%と最も多く、次いで高校卒12.9%、短大卒8.5%、中学卒0.0%の順となっている。

学歴別構成比を昨年と比べると、大学卒が0.7ポイント増加し、他は減少している。【説明資料 第8表、第10表参照】

■第6図 給料表別学歴別職員構成比



(5) 平均給与月額

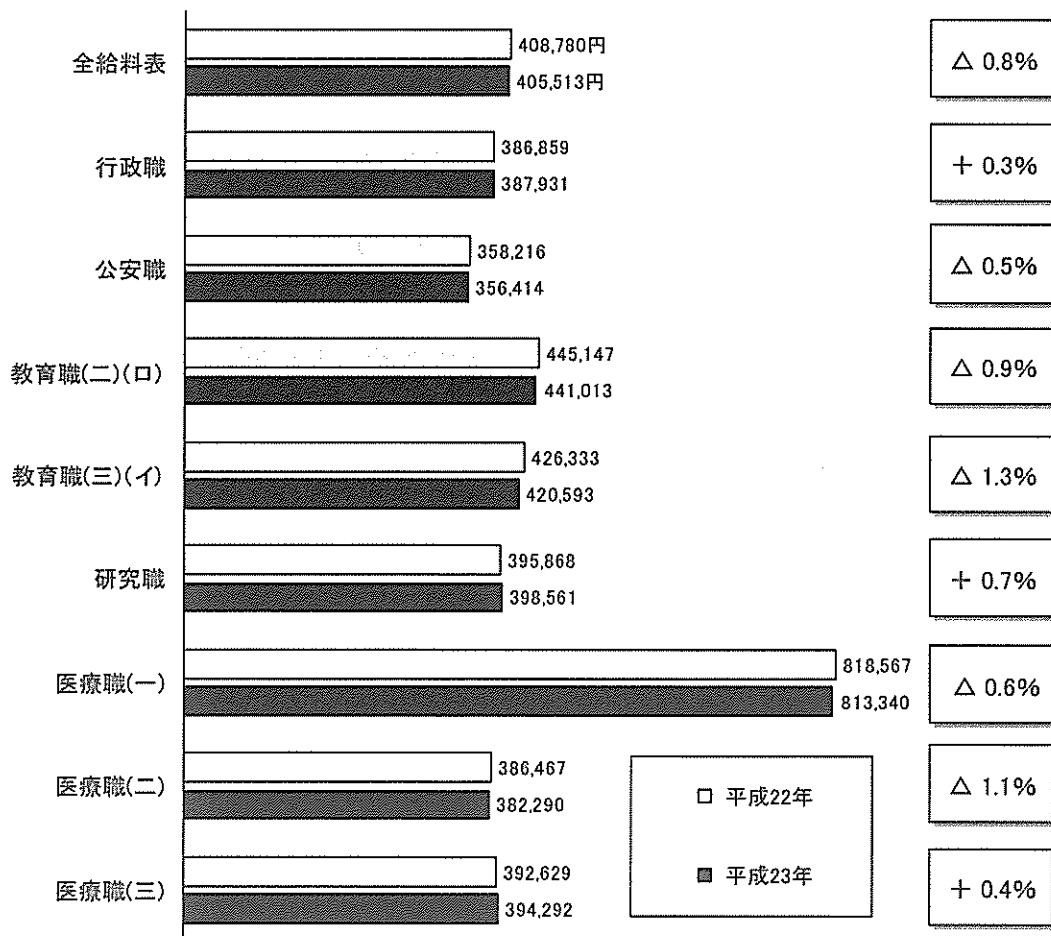
職員の本年4月における平均給与月額は、405,513円（給料月額^{注1)}356,491円（給与月額に占める構成比87.9%）、給料の調整額・教職調整額8,728円（同2.2%）、扶養手当9,925円（同2.4%）、地域手当16,254円（同4.0%）、その他^{注2)}14,115円（同3.5%））で、これを給料表別にみると、第7図のとおり、最も高いのは医療職給料表(一)の適用者で813,340円、最も低いのは公安職給料表の適用者で356,414円となっている。平均給与月額を昨年と比べると全体では0.8%（3,267円）減少しているが、これを給料表別に見ると、減少率が最も高いのは教育職給料表(三)(イ)の適用者となっている。

(注1) 給料月額には、平成18年4月1日の給料表水準の引下げに伴う経過措置に係る差額を含む。

(注2) 住居手当，管理職手当及びその他の手当

【説明資料 第1表参照】

■第7図 給料表別平均給与月額



(注) 平成22年は、特例による減額措置前の平均給与月額

2 民間給与等の調査

本人事業委員会は、本県の民間給与の実態を把握し職員給与と民間給与との比較を行うため、人事院及び広島市人事委員会等と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である県内の1,166の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法（調査事業所が特定の業種や企業規模に偏ることがないように、県内に所在する事業所を企業規模等により幾つかのグループに区分し、それぞれのグループから無作為に選び出す抽出方法）によって抽出した310事業所について、平成23年職種別民間給与実態調査（以下「民間給与実態調査」という。）を実施し、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係の職種9,972人について、本年4月分として支払われた給与月額等の調査を行った。また、その際、その他の職種1,013人についても同様の調査を行うとともに、各民間企業における給与改定の状況や雇用調整の実施状況等について、詳細に調査を行った。

本年も各事業所の協力を得て、本県においては88.1%の事業所について調査を完了することができた。

【説明資料 第15表参照】

(1) 給与改定の状況

給与改定の状況については、第2表及び第3表のとおり、係員について、ベースアップを実施した事業所の割合は18.6%（昨年12.1%）、定期昇給を実施した事業所の割合は82.8%（同77.8%）となっている。

■第2表 民間における給与改定の状況

（単位：%）

区分		ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベア慣行なし
係員	H23	18.6	21.1	0.7	59.6
	H22	12.1	34.6	1.3	52.0
課長級	H23	12.8	18.9	0.7	67.6
	H22	7.7	25.2	1.4	65.7

（注） ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を含み、ベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計したものである。

■第3表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

区分 役職段階		定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 停止	定期昇給 制度なし
			前年と比較して昇給額が					
			増額	減額	変化なし			
係員	H23	88.4	82.8	25.4	7.3	50.1	5.6	11.6
	H22	82.5	77.8	20.6	11.2	46.0	4.7	17.5
課長級	H23	73.5	68.4	19.2	7.2	42.0	5.1	26.5
	H22	65.3	60.1	15.6	8.3	36.2	5.2	34.7

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計したものである。

(2) 初任給の状況等

民間における初任給の状況等は、第4表及び第5表のとおりであり、新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で42.8%（昨年35.4%）、高校卒で14.3%（同11.3%）となっているが、そのうち大学卒で82.0%（同86.7%）、高校卒で84.1%（同92.0%）の事業所で、初任給が据置きとなっている。

【説明資料 第16表、第19表参照】

■第4表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

区分 学歴		採用あり	初任給の改定状況			採用なし
			増額	据置き	減額	
			大学卒	H23	42.8	
H22	35.4	(12.5)		(86.7)	(0.8)	64.6
高校卒	H23	14.3	(13.0)	(84.1)	(2.9)	85.7
	H22	11.3	(5.4)	(92.0)	(2.6)	88.7

(注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである（事業所単位による集計）。

2 () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

■第5表 民間における初任給の状況

区 分		大 学 卒	高 校 卒
新卒事務員・技術者計	H23	193,781円	158,563円
	H22	193,456円	162,743円

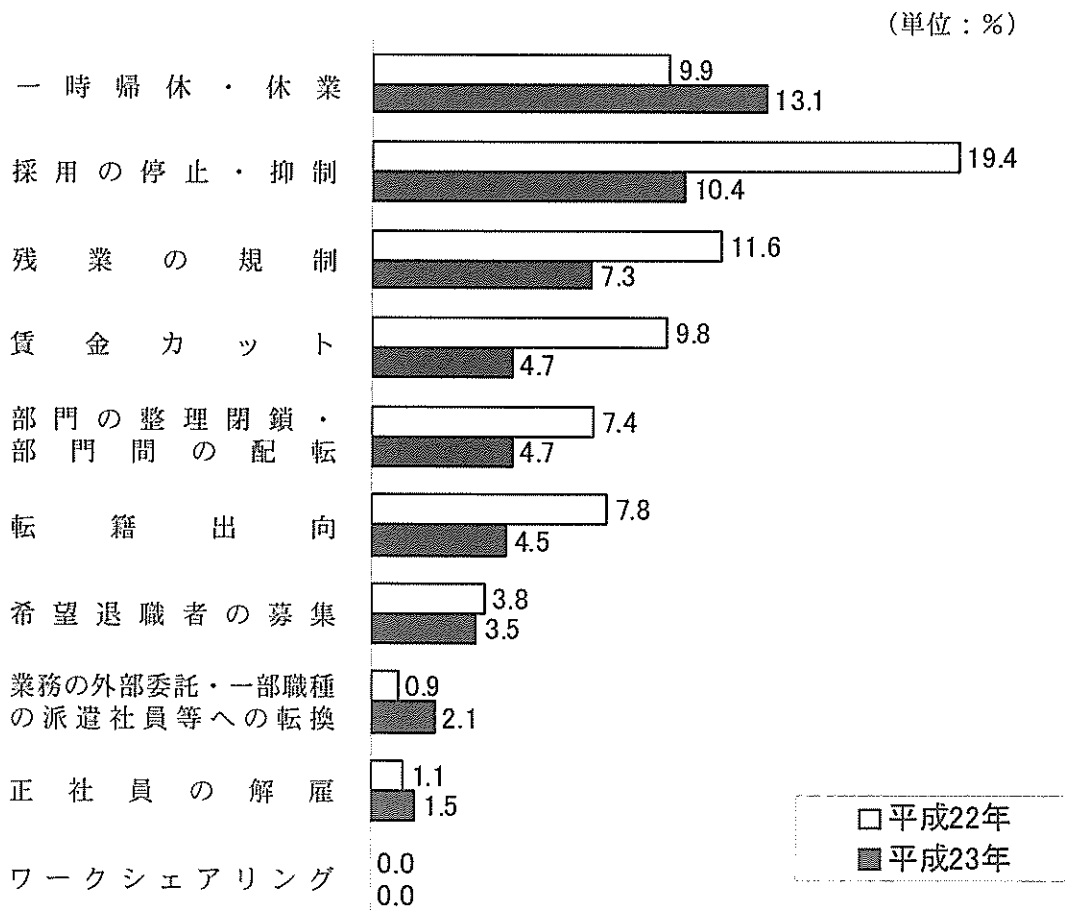
(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当，家族手当，通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き，公務員の地域手当に相当する額を含むものであり，採用のある事業所について平均したものである。

(3) 雇用調整の実施状況

民間における雇用調整の実施状況は，第8図のとおりであり，「採用の停止・抑制」，「残業の規制」，「賃金カット」等を実施した事業所が，昨年比べて減少しているものの，「一時帰休・休業」等を実施した事業所が，昨年比べて増加している。

【説明資料 第21表参照】

■第8図 民間における雇用調整の実施状況（複数回答）



(注) 各年1月以降の実施状況。

3 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

行政職給料表の適用を受ける職員と民間事業所の従業員のうち、職務の種類、責任の度合、学歴、年齢階層等の条件が対応すると認められる者について、民間給与実態調査の結果に基づき相互の本年4月における給与を比較し、その較差を総合したところ、第6表のとおり、職員給与が民間給与を1人当たり平均147円(0.04%)上回っていることが明らかとなった。

【説明資料 第1表、第17表、第18表参照】

■第6表 職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差((A)-(B)) $\left[\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right]$
391,053円	391,200円	△147円 (△0.04%)

- (注) 1 民間給与は、職務上の役職段階別、学歴別及び年齢階層別の平均の給与月額を算定し、これに対応する県職員の人員構成を基準として加重平均したものである(ラスパイレス方式)。
2 民間・職員給与は、きまって支給する給与から時間外手当、通勤手当及びこれに相当する手当を除いたものである。
3 職員給与の対象となる職員は、行政職給料表適用者6,281人から、民間事業所の従業員と同様に、本年度の新規採用者を除いた6,172人(平均年齢44.2歳)である。

(2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、民間給与実態調査の結果によると、第7表のとおり、所定内給与月額の3.97月分に相当している。

【説明資料 第22表参照】

■第7表 民間における特別給の支給状況

区 分	特 別 給 の 支 給 割 合
下 半 期	1.99 月分
上 半 期	1.98 月分
年 間 計	3.97 月分

(注) 下半期とは平成22年8月から平成23年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

備考 職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で3.95月である。

4 職員給与と国家公務員給与との比較

総務省の平成22年地方公務員給与実態調査によれば、行政職給料表の適用を受ける職員とこれに相当する国家公務員について、平成22年4月1日現在の給料月額を、学歴別・経験年数別による国を基準としたラスパイレス方式により比較すると、国家公務員を100とした場合の職員の指数は101.7となっている。

なお、平成18年度からの給与構造改革に伴い、給料表水準の引下げとともに導入した地域手当を合わせた比較をすると、国家公務員を100とした場合の職員の指数は98.3となっている。

5 物価及び生計費

総務省統計局による本年4月の消費者物価指数（全国）は、昨年4月に比べ0.4%の減となっている。

また、同局の家計調査における本年4月の消費支出（全世帯・全国）は、昨年4月に比べ2.5%の減となっている。

次に、上記家計調査等を基礎として算定した本年4月の世帯人員別（2人世帯から4人世帯まで）の標準生計費は、第8表のとおりとなっている。

【説明資料 第27表、第28表参照】

■第8表 標準生計費

区 分	標 準 生 計 費		
	2人世帯	3人世帯	4人世帯
全 国	169,340円	196,930円	224,520円
広 島 市	164,700円	192,295円	219,883円

6 人事院の給与等報告及び勧告

人事院は、東日本大震災の影響で例年より約2か月遅れて本年9月30日、国会と内閣に対し、国家公務員に係る「職員の給与等に関する報告」を行い、あわせて、給与の改定についての勧告を行った。

本年の人事院勧告の特徴は、公務員と民間企業従業員との給与較差を解消するため、50歳台を中心に40歳台以上を念頭に置いた俸給表の引下げ改定を行うこと、また、今後の定年の引上げを見据え、高齢層職員の給与水準の是正を図るため、平成18年に実施した給与構造改革における経過措置額を、平成24年4月から、1万円を上限に2分の1に減額し、平成25年4月に廃止することなどである。

また、人事院は、これと同時に、国家公務員制度改革に関する報告をし、定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出を行っている。

これらの概要については、別添資料のとおりである。

7 結び

(1) 平成23年4月の民間給与との較差等に基づく給与改定

職員の給与の決定に係る基礎的な諸条件については、以上述べたとおりである。

本年の人事院勧告においては、月例給について、公務員給与が民間給与を上回っていることから、50歳台を中心に、40歳台以上を念頭に置いた俸給表の引下げ改定を行う一方、期末手当及び勤勉手当については、民間の年間支給割合の状況等から改定を行うべきとの判断に至らなかったとして改定を見送っている。

次に、民間給与実態調査により、県内民間事業所の本年の春季賃金改定動向等をみると、定期昇給を実施した事業所の割合が昨年より増える等の反面、雇用調整を実施した事業所の割合は依然として高い水準にあり、なかでも一時帰休・休業を実施した事業所の割合は昨年よりも増加する等、引き続き厳しい状況にあることがうかがわれる。

一方、職員給与は、昨年との較差（1,469円）に基づき給与改定を行ったこと、民間給与との比較対象となる職員の平均年齢が上昇していること等に伴い、昨年より増加している。その結果、本年4月現在における職員給与と民間給与を比較すると、職員給与が民間給与を上回っている状況にある。

これら諸般の事情を勘案すると、本年の職員の給与について、次のとおり措置すべきものとする。

ア 給料表等

人事院は、本年、医療職俸給表(一)等を除く俸給表について、50歳台を中心に、40歳台以上を念頭に置いた引下げ改定を行い、上位の級、号俸の俸給月額引下げ幅を大きくすることとしている。

基本的に給与制度については、国家公務員の給与制度に準拠することが適当と考えられることから、人事院における俸給表改定の考え方は本県においても取り入れるべきであり、給料表については、国家公務員の

俸給表の改定に準じて改定を行う必要がある。

なお、教育職給料表については、全国人事委員会連合会が策定した「参考モデル給料表」を参考に、行政職給料表との均衡を基本に改定を行う必要がある。

また、本県においては、平成 23 年 4 月から県内に勤務する職員の地域手当の支給地域及び支給割合を固定したことに伴い、職員給与と民間給与の較差の均衡を図るため、給料表の備考欄等により一律の水準調整を行っているが、本年の給与改定においても民間給与との較差を踏まえて、同様の調整を行うことが適当である。

次に、給料表について上記のとおり改定を行うことを踏まえ、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 17 年広島県条例第 64 号）附則第 9 条又は市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（平成 17 年広島県条例第 65 号）附則第 7 条の規定による給料（以下「経過措置額」という。）についても、医療職給料表(一)の適用者及び第 2 号任期付研究員を除き、引き下げる必要がある。引下げ後の経過措置額の算定基礎となる額は、平成 18 年 3 月 31 日において受けていた給料月額に、その者に係るこれまでの経過措置額の引下げ率及び本年の行政職給料表の最大の号給別改定率（△0.23%）を考慮して定めた率を乗じて得た額とすることが適当である。

イ 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、本年の民間事業所における賞与等の特別給の支給割合（3.97月分）が、現行の職員の年間支給月数（3.95月）とおおむね均衡していることから、本年は改定を行わないことが適当である。

ウ 改定の実施時期等

上記アは、職員の給与水準を引き下げる内容であるため、国家公務員の改定に準じて、本年 4 月に遡及することなく、この改定を実施するた

めの条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日。以下「実施日」という。）から実施することが適当である。

なお、この場合においても、本年4月から実施日の前日までの期間に係る較差相当分を解消し、年間給与で公務と民間の均衡を図るための所要の調整を行うことが情勢適応の原則にかなうものである。

具体的な調整方法としては、行政職給料表については、引下げ改定が行われる給料月額又は経過措置額を受ける職員について、本年4月に受けた民間給与との比較の基礎となる給与種目の給与額の合計額に調整率（△0.05%）を乗じて得た額に、本年4月から実施日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、実施日までに支給された期末手当及び勤勉手当に当該調整率を乗じて得た額を合算した額を基にして、平成24年3月期の期末手当の額において調整することが適当である。

また、行政職給料表以外の給料表についても、引下げ改定が行われない医療職給料表(一)及び第2号任期付研究員の給料表を除き、行政職給料表と同様の調整を行うことが適当である。

(2) 給与制度をめぐる諸課題

ア 給与構造改革への対応

(ア) 給与構造改革の進捗状況

国においては、平成18年度から、地域の民間賃金をより適切に反映させるための地域間給与配分の見直し、年功的給与上昇の抑制、職務・職責に応じた俸給構造への転換等の給与構造改革を進め、昨年度、当初予定していた制度の見直し等がすべて終了した。本県においても、平成18年度から給与構造改革に基づく国家公務員の俸給表に準じた給料表の導入、勤務実績の給与への反映等を実施するとともに、平成23年4月から県内に勤務する職員へ支給する地域手当の暫定的な支給割合等による措置を廃止し、支給地域及び支給割合を固定したところであり、これにより当初予定していた諸制度の導

入が終了することとなった。

(4) 給与構造改革における経過措置

平成 18 年度から実施した給与構造改革においては、給料表水準の平均 4.8%（最大約 7%）の引下げを行ったが、この引下げに当たっては給料が基本給の性格を有することを考慮し、新たな給料表の給料月額が平成 18 年 3 月 31 日に受けていた給料月額に達しない職員に対して、その差額を支給する経過措置を講じてきた。当該経過措置は、民間企業における給与体系の見直しにおいても急激な不利益変更を行わず何らかの経過措置を講じていることを考慮し、国と同様に設けたものである。

本年、人事院は、高齢層における官民の給与差をみると依然として公務が民間を上回っていることや、平成 25 年度からの定年の段階的な引上げを見据えた場合、高齢層職員の給与水準の是正を図る必要があるとして、経過措置額の廃止を勧告した。

本人事委員会としては、給与構造改革に伴う諸制度の導入が終了したことや、国と同様に世代間の給与配分の適正化を図る必要があること等を踏まえると、経過措置額については国に準じて早期に廃止することが適当と考える。一方で、教育職給料表といった都道府県独自の給料表の適用者など、本県職員への支給実態等を踏まえる必要があることから、廃止に向けた措置等については、国や他の都道府県の動向等を注視しつつ、来年度に向けて検討を進めていくこととする。

イ 50 歳台後半層の職員の給与

人事院は、昨年、当面の措置として、公務員給与と民間給与との較差を解消するための措置を通じて、50 歳台後半層の給与水準の是正を図るとして、50 歳台後半層の一定の職員の俸給及び俸給の特別調整額について一定率を乗じた額を減じて支給する勧告を行った。

本県では、昨年は民間給与が職員給与を上回っている状況にあること等から、当該給与抑制措置について実施しないことが適当であるとした

ところであるが、本年においても、民間給与と職員給与との間に、国ほど大きな較差が生じていないこと等から実施しないことが適当と考える。

50歳台後半層の職員の給与については、引き続き、国や他の都道府県の動向等を注視しつつ、調査、研究していく。

ウ 自宅に係る住居手当

自宅に係る住居手当について、民間給与と職員給与の較差への影響や、職員の居住実態、手当の定着の度合いを考慮する必要もあることから、本年の改定は見送ることが適当と考えるが、国においては既に廃止され、他の都道府県においても廃止する傾向が続いていることから、引き続き、他の都道府県の動向等を注視し、調査、研究していくこととする。

エ 特地勤務手当等

特地勤務手当等については、国の特地官署等の指定の見直しを踏まえて検討したところ、見直し後の国の指定基準は簡素で客観的なものとなっており、また本県においては、これまで国の特地官署等の改定に準じてきたことから、平成24年4月から国の改定に準じて特地公署等の指定の見直しを行う必要がある。

オ ヘキ地手当等

へき地手当等について、へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）の一部改正に伴い、平成24年4月からへき地学校等の指定が文部科学省令で定める基準を参酌して都道府県の条例で定めることとされたことを踏まえ、指定の基準について本県の実情にあったものとなるように見直す必要がある。

(3) 給与勧告実施の要請

人事委員会の勧告は、労働基本権が制約されている公務員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を確保する機能を有するものである。この制度が適正に機能することは、将来にわたり効率的な公務運営を維持し、そのために必要とされる有為な人材を確保・育成していくための基盤となるものであり、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定める職員の給与決定原則に基づいた給与制度の運用が望まれる。

本年、本人事委員会は、民間給与との較差等を踏まえ、月例給の水準を引き下げることが求められるものであるが、職員におかれては、改めて全体の奉仕者であることを自覚し、県民の信頼と負託にこたえるよう、職務に精励されることを要望する。

県議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に理解を示され、この勧告を実施されるよう要請する。

勸告

勸 告

本人事業委員会は、職員の給与について、次のとおり改定するための措置をとることを勧告する。

1 改定の内容

(1) 給料表

ア 現行の給料表（医療職給料表(一)及び第2号任期付研究員の給料表を除く。）を別表1から別表7までのとおり改定すること

イ 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年広島県条例第1号）第5条第1項及び第2項並びに一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年広島県条例第1号）第6条第1項に規定する給料月額に乗ずる割合を100分の98.59とすること

(2) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年広島県条例第64号。以下「平成17年改正条例」という。）附則第9条又は市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（平成17年広島県条例第65号。以下「平成17年市町立学校職員改正条例」という。）附則第7条の規定による給料

平成18年3月31日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（この改定の実施の日において次に掲げる職員である者にとっては、当該給料月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給すること

ア 平成22年1月1日において現行の平成17年改正条例附則第9条第1項各号に掲げる職員以外の職員又は市町立学校職員の給与、勤

務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和 28 年広島県条例第 49 号）第 3 条第 1 項各号に規定する給料表の適用を受ける職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ現行の平成 17 年市町立学校職員改正条例附則第 7 条第 1 項の表の給料表欄，職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員であった者（イにおいて「平成 21 年度減額改定対象職員」という。）

100 分の 97.76

イ 平成 21 年度減額改定対象職員以外の職員（医療職給料表(一)の適用を受ける職員及び第 2 号任期付研究員を除く。） 100 分の 97.93

ウ 第 2 号任期付研究員 100 分の 98.33

2 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は，この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは，その日。以下「条例公布日の翌月の初日」という。）から実施すること

(2) 平成 24 年 3 月に支給する期末手当に関する特例措置

ア 平成 24 年 3 月に支給する期末手当の額は，期末手当基礎額に在職期間に応じた割合を乗じて得た額（以下「基準額」という。）から，(ア)，(イ)及び(ウ)に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とすること。この場合において，調整額が基準額以上となるときは，期末手当は支給しないこととすること

(ア) 平成 23 年 4 月 1 日（同月 2 日から条例公布日の翌月の初日の前日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄，職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（平成 17 年改正条例附則第 9 条又は平成 17 年市町立学校職員改正条例附則第 7 条の適用を受けない職員に限る。），医療職給料表(一)の適用を受ける職員，第 2 号任期付研究員若しくは第 1 号任期付研究員若しくは特定任期付職員でその号給が 1 号給から 3 号給までであるものからこれらの職員以外の

職員（以下「減額改定対象職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、管理職手当及び教職調整額の月額合計額に100分の0.05を乗じて得た額に、同月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から当該実施の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1 級	1号給から93号給まで
	2 級	1号給から83号給まで
	3 級	1号給から65号給まで
	4 級	1号給から49号給まで
	5 級	1号給から41号給まで
	6 級	1号給から34号給まで
	7 級	1号給から20号給まで
	8 級	1号給から9号給まで
公安職給料表	1 級	1号給から111号給まで
	2 級	1号給から102号給まで
	3 級	1号給から90号給まで
	4 級	1号給から74号給まで
	5 級	1号給から50号給まで
	6 級	1号給から42号給まで
	7 級	1号給から34号給まで
	8 級	1号給から22号給まで
	9 級	1号給から8号給まで

教育職給料表(二)(ロ)	1 級	1号給から111号給まで
	2 級	1号給から91号給まで
	特2級	1号給から66号給まで
	3 級	1号給から42号給まで
	4 級	1号給
教育職給料表(三)(イ)	1 級	1号給から113号給まで
	2 級	1号給から103号給まで
	特2級	1号給から66号給まで
	3 級	1号給から58号給まで
研究職給料表	1 級	1号給から115号給まで
	2 級	1号給から90号給まで
	3 級	1号給から59号給まで
	4 級	1号給から40号給まで
	5 級	1号給から20号給まで
医療職給料表(二)	1 級	1号給から85号給まで
	2 級	1号給から91号給まで
	3 級	1号給から73号給まで
	4 級	1号給から61号給まで
	5 級	1号給から45号給まで
	6 級	1号給から30号給まで
	7 級	1号給から12号給まで
医療職給料表(三)	1 級	1号給から115号給まで
	2 級	1号給から97号給まで
	3 級	1号給から73号給まで
	4 級	1号給から61号給まで
	5 級	1号給から45号給まで
	6 級	1号給から26号給まで
	7 級	1号給から9号給まで

- (イ) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者(任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.05を乗じて得た額
- (ウ) 平成23年12月1日において減額改定対象職員であった者(任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.05を乗じて得た額
- イ その他平成24年3月に支給される期末手当の特例に関し必要な措置を講じること

別表 1

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	464,600
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	467,700
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	470,800
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	473,900
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,400	476,900
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	424,700	480,000
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	426,900	483,100
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	429,100	486,200
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	431,200	489,100
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	433,300	492,200
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	435,400	495,300
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	437,600	498,400
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	439,500	501,200
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	441,400	503,600
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	443,400	506,000
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	445,400	508,400
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,000	447,300	510,800
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,000	449,100	512,300
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	409,900	450,900	513,800
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	411,800	452,700	515,300
再任職員以外の職員	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	413,700	454,500	516,500
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	415,500	456,000	518,000
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	417,400	457,500	519,500
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	419,400	459,000	521,000
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	421,300	460,500	522,300
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	422,800	461,900	523,400
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	424,400	463,300	524,600
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	426,000	464,600	525,800
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,100	427,600	465,600	527,000
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	380,900	428,900	466,400	527,900
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	382,700	430,200	467,200	528,800
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	384,400	431,500	468,000	529,700
	33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,200	432,700	468,700	530,500
	34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	387,600	434,000	469,500	531,400
	35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	389,200	435,300	470,300	532,300
	36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	390,800	436,500	471,100	533,200
	37	191,600	248,000	290,100	336,500	363,800	392,400	437,800	471,900	534,100
	38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,100	393,600	438,700	472,700	535,000
	39	194,200	251,200	293,700	340,500	366,500	394,800	439,600	473,500	535,900
	40	195,500	252,800	295,500	342,500	367,900	396,000	440,500	474,300	536,800
	41	196,900	254,200	297,400	344,400	369,400	397,100	441,100	475,100	537,700
	42	198,200	255,600	299,100	346,300	370,300	398,300	441,900	475,800	
	43	199,500	257,000	300,800	348,200	371,400	399,500	442,600	476,600	
	44	200,800	258,400	302,500	350,100	372,500	400,700	443,400	477,400	
	45	202,000	259,700	304,200	351,600	373,400	401,400	444,200	478,200	
	46	203,300	261,100	305,900	353,100	374,300	402,100	445,000		
	47	204,600	262,500	307,600	354,600	375,200	402,800	445,800		
	48	205,900	263,900	309,300	356,100	376,100	403,500	446,600		

49	207,100	265,200	310,600	357,800	377,100	404,200	447,200
50	208,200	266,400	312,200	358,700	377,900	404,900	448,000
51	209,300	267,700	313,800	359,900	378,700	405,600	448,800
52	210,400	269,000	315,400	360,900	379,500	406,300	449,600
53	211,600	270,100	317,100	361,800	380,200	407,100	450,200
54	212,600	271,400	318,700	362,900	380,900	407,800	451,000
55	213,600	272,700	320,300	363,900	381,600	408,500	451,800
56	214,600	274,000	321,900	365,000	382,300	409,200	452,600
57	215,400	275,200	323,400	365,900	382,900	409,800	453,200
58	216,400	276,300	324,600	366,600	383,500	410,500	454,000
59	217,300	277,400	325,800	367,300	384,200	411,200	454,800
60	218,300	278,500	327,000	368,000	384,900	411,900	455,600
61	219,200	279,700	327,800	368,500	385,400	412,500	456,200
62	220,200	280,700	328,700	369,100	386,100	413,200	
63	221,200	281,700	329,500	369,800	386,800	413,900	
64	222,200	282,700	330,300	370,500	387,500	414,600	
65	223,000	283,500	331,200	370,900	388,000	414,900	
66	224,000	284,400	331,700	371,600	388,700	415,500	
67	225,000	285,300	332,500	372,300	389,400	416,200	
68	226,100	286,200	333,300	373,000	390,100	416,900	
69	226,900	287,200	334,100	373,500	390,500	417,400	
70	227,700	288,000	334,800	374,200	391,200	418,100	
71	228,500	288,800	335,500	374,900	391,900	418,800	
72	229,300	289,600	336,200	375,600	392,600	419,500	
73	230,100	290,400	336,700	376,100	392,900	420,000	
74	230,800	290,900	337,300	376,800	393,600	420,700	
75	231,500	291,400	337,900	377,500	394,300	421,400	
76	232,200	291,900	338,500	378,200	395,000	422,100	
77	233,000	292,000	338,800	378,600	395,400	422,600	
78	233,800	292,400	339,300	379,200	396,100		
79	234,600	292,600	339,800	379,800	396,800		
80	235,400	293,000	340,300	380,400	397,500		
81	236,100	293,200	340,700	380,900	398,000		
82	236,800	293,500	341,200	381,500	398,700		
83	237,500	293,900	341,700	382,100	399,400		
84	238,200	294,200	342,200	382,700	400,100		
85	239,000	294,500	342,700	383,300	400,600		
86	239,700	294,800	343,200	383,900			
87	240,400	295,100	343,700	384,500			
88	241,100	295,500	344,200	385,100			
89	241,900	295,800	344,600	385,800			
90	242,400	296,200	345,100	386,400			
91	242,900	296,600	345,600	387,000			
92	243,400	297,000	346,100	387,600			
93	243,700	297,100	346,300	388,300			
94		297,500	346,800				
95		297,900	347,300				
96		298,300	347,800				
97		298,500	347,900				
98		298,900	348,400				
99		299,300	348,900				
100		299,700	349,400				
101		299,900	349,700				
102		300,300	350,100				
103		300,700	350,500				
104		301,100	350,900				

105		301,300	351,400						
106		301,600	351,800						
107		302,000	352,200						
108		302,400	352,600						
109		302,600	353,100						
110		303,000	353,500						
111		303,400	353,900						
112		303,700	354,200						
113		303,800	354,700						
114		304,200							
115		304,600							
116		305,000							
117		305,200							
118		305,500							
119		305,800							
120		306,100							
121		306,500							
122		306,800							
123		307,100							
124		307,400							
125		307,800							
再任用職員	185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400	447,500

(注) 備考中、「100分の98.33」を「100分の98.59」に改める。これ以外の部分については現行どおりとする。

別表 2

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	158,100	173,600	200,200	240,100	291,600	319,600	349,100	385,300	428,000
	2	159,800	175,400	202,200	241,900	293,900	321,900	351,400	387,500	429,900
	3	161,500	177,200	204,200	243,700	296,200	324,200	353,700	389,700	431,800
	4	163,200	179,000	206,200	245,500	298,500	326,500	356,000	391,900	433,700
	5	164,700	180,900	208,200	247,400	300,600	328,900	358,100	393,800	435,100
	6	166,600	183,200	210,200	249,300	302,900	331,100	360,300	395,800	436,800
	7	168,400	185,500	212,200	251,200	305,200	333,400	362,500	397,800	438,400
	8	170,300	187,800	214,200	253,100	307,500	335,700	364,700	399,700	440,000
	9	172,000	190,000	216,300	254,800	309,600	337,800	366,800	401,600	441,600
	10	173,700	192,600	218,100	256,700	311,900	340,100	369,000	403,600	443,300
	11	175,400	195,100	219,900	258,600	314,200	342,400	371,200	405,700	445,000
	12	177,100	197,600	221,700	260,400	316,500	344,700	373,400	407,800	446,700
	13	179,000	200,000	223,600	262,100	318,600	346,800	375,600	409,700	448,000
	14	181,100	201,800	225,500	263,700	320,900	349,000	377,800	411,800	449,600
	15	183,200	203,600	227,400	265,300	323,200	351,200	380,000	413,900	451,400
	16	185,300	205,400	229,300	266,800	325,500	353,400	382,200	416,000	453,200
	17	187,500	207,300	231,000	268,100	327,600	355,700	384,100	417,800	454,800
	18	189,900	209,200	232,800	270,000	329,900	357,800	386,100	419,500	456,600
	19	192,300	211,100	234,600	271,800	332,100	359,900	388,200	421,200	458,400
	20	194,700	213,000	236,400	273,600	334,400	362,000	390,200	422,900	460,200
	21	197,200	214,700	238,200	275,200	336,500	364,200	392,100	424,600	461,800
	22	199,000	216,500	239,700	277,100	338,600	366,200	394,200	426,200	463,600
	23	200,800	218,300	241,200	279,000	340,700	368,300	396,300	427,700	465,300
	24	202,600	220,100	242,700	280,900	342,800	370,400	398,400	429,300	467,100
再任用職員以外の職員	25	204,500	221,800	244,200	282,600	345,000	372,400	400,200	430,700	468,700
	26	206,300	223,500	245,800	284,800	347,100	374,500	402,300	432,100	470,200
	27	208,100	225,200	247,400	287,000	349,200	376,600	404,400	433,700	471,700
	28	209,900	226,900	249,000	289,200	351,300	378,700	406,500	435,300	473,200
	29	211,800	228,500	250,400	291,500	353,500	380,800	408,100	436,600	474,400
	30	213,600	230,300	251,800	293,500	355,600	382,900	409,900	438,300	475,200
	31	215,400	232,100	253,300	295,500	357,700	385,000	411,600	440,000	475,900
	32	217,200	233,900	254,800	297,500	359,800	387,100	413,300	441,700	476,700
	33	218,900	235,500	256,000	299,400	361,600	389,000	415,100	443,100	477,200
	34	220,600	237,100	257,500	301,300	363,700	391,100	416,600	444,800	478,000
	35	222,300	238,700	258,900	303,200	365,700	393,200	418,200	446,500	478,800
	36	224,000	240,300	260,400	305,100	367,800	395,200	419,800	448,100	479,600
	37	225,600	241,800	261,700	307,100	369,800	396,900	421,300	449,600	480,200
	38	227,400	243,300	263,200	309,000	371,900	398,400	422,800	450,400	481,000
	39	229,200	244,800	264,700	310,900	374,000	399,800	424,300	451,200	481,800
	40	231,000	246,300	266,100	312,800	376,100	401,200	425,800	452,000	482,600
	41	232,600	247,800	267,500	314,700	378,100	402,600	427,400	452,400	483,200
	42	234,100	249,200	269,200	316,600	380,200	403,700	428,700	453,100	484,000
	43	235,600	250,700	270,900	318,500	382,300	404,700	430,000	453,800	484,800
	44	237,100	252,200	272,500	320,400	384,400	405,700	431,300	454,500	485,600
	45	238,600	253,400	274,000	322,300	386,100	406,900	432,300	455,300	486,200
	46	239,900	254,900	275,700	324,200	387,800	408,100	433,100	456,000	
	47	241,200	256,300	277,400	326,100	389,500	409,300	433,900	456,700	
	48	242,500	257,800	279,100	328,000	391,200	410,500	434,700	457,400	

49	243,600	259,100	280,900	329,800	392,800	411,800	435,300	458,100
50	245,000	260,600	282,600	331,400	393,800	412,600	436,100	458,800
51	246,500	262,100	284,300	333,100	394,800	413,400	436,900	459,500
52	248,000	263,600	286,000	334,800	395,800	414,200	437,700	460,200
53	249,200	264,900	287,700	336,500	397,100	414,700	438,300	460,900
54	250,700	266,500	289,500	338,300	398,200	415,400	439,000	461,600
55	252,100	268,200	291,300	340,100	399,400	416,100	439,700	462,300
56	253,600	269,800	293,100	341,900	400,600	416,700	440,400	463,000
57	254,900	271,200	294,700	343,300	401,900	417,500	441,000	463,700
58	256,200	272,900	296,500	345,000	402,700	417,900	441,700	464,300
59	257,500	274,600	298,300	346,700	403,500	418,500	442,400	465,000
60	258,800	276,300	300,100	348,400	404,300	419,100	443,100	465,700
61	260,100	277,900	301,700	350,100	404,800	419,700	443,800	466,400
62	261,500	279,500	303,500	351,800	405,500	420,300	444,400	
63	262,900	281,100	305,300	353,500	406,200	420,900	445,000	
64	264,300	282,700	307,100	355,200	406,900	421,500	445,600	
65	265,700	284,300	308,700	356,900	407,300	422,100	446,100	
66	267,000	285,800	310,400	358,500	408,000	422,700	446,700	
67	268,400	287,300	312,100	360,100	408,700	423,300	447,300	
68	269,800	288,800	313,800	361,700	409,400	423,900	447,900	
69	271,000	290,400	315,400	363,000	409,900	424,400	448,600	
70	272,400	292,000	316,900	364,400	410,500	425,000	449,200	
71	273,800	293,600	318,400	365,700	411,100	425,600	449,800	
72	275,200	295,200	319,900	367,100	411,700	426,200	450,400	
73	276,700	296,600	321,000	368,400	412,300	426,600	451,000	
74	278,100	298,100	322,700	369,700	412,900	427,200	451,600	
75	279,500	299,600	324,400	371,100	413,500	427,800	452,200	
76	280,900	301,100	326,100	372,400	414,100	428,400	452,800	
77	282,100	302,400	327,900	373,700	414,600	428,900	453,500	
78	283,300	303,900	329,600	374,900	415,200	429,500		
79	284,500	305,400	331,200	376,100	415,800	430,100		
80	285,700	306,900	332,900	377,300	416,300	430,700		
81	287,000	308,400	334,600	378,600	416,700	431,200		
82	288,300	309,800	336,300	379,800	417,300	431,800		
83	289,600	311,200	338,000	381,000	417,900	432,400		
84	290,900	312,600	339,700	382,200	418,500	433,000		
85	292,300	313,800	341,200	383,300	419,000	433,600		
86	293,500	315,300	342,700	383,900	419,600			
87	294,700	316,800	344,200	384,500	420,200			
88	295,900	318,300	345,700	385,100	420,700			
89	297,100	319,800	347,000	385,700	421,300			
90	298,300	321,300	348,400	386,300	421,900			
91	299,500	322,800	349,700	386,900	422,500			
92	300,700	324,300	351,100	387,500	423,100			
93	301,500	325,600	352,500	388,000	423,700			
94	302,800	327,000	354,000	388,600				
95	304,100	328,400	355,500	389,200				
96	305,400	329,800	357,000	389,800				
97	306,500	331,000	358,400	390,300				
98	307,700	332,300	359,600	390,900				
99	308,900	333,600	360,700	391,500				
100	310,100	334,900	361,900	392,100				
101	311,300	336,300	363,100	392,500				
102	312,400	337,400	364,200	393,100				
103	313,500	338,600	365,400	393,700				
104	314,600	339,800	366,600	394,300				

105	315,400	340,900	367,800	394,600					
106	316,000	342,000	368,400	395,100					
107	316,600	343,100	369,000	395,600					
108	317,300	344,200	369,600	396,100					
109	317,800	345,400	370,300	396,400					
110	318,400	346,400	370,900	396,900					
111	319,000	347,400	371,500	397,400					
112	319,600	348,400	372,100	397,900					
113	320,400	349,300	372,600	398,200					
114	321,100	350,300	373,200	398,700					
115	321,800	351,300	373,800	399,200					
116	322,600	352,300	374,400	399,700					
117	323,200	353,400	374,800	400,100					
118	324,000	354,000	375,400	400,600					
119	324,800	354,600	376,000	401,100					
120	325,600	355,200	376,600	401,600					
121	326,200	355,700	376,700	402,000					
122	326,700	356,200	377,300	402,500					
123	327,200	356,700	377,900	403,000					
124	327,700	357,200	378,500	403,500					
125	328,000	357,700	379,000	403,900					
126		358,200	379,500						
127		358,700	380,000						
128		359,200	380,500						
129		359,600	380,800						
130		360,100	381,300						
131		360,500	381,800						
132		361,000	382,300						
133		361,200	382,600						
134		361,700	383,100						
135		362,200	383,500						
136		362,700	384,000						
137		363,000	384,300						
138		363,400	384,800						
139		363,900	385,300						
140		364,400	385,800						
141		364,700	386,100						
142		365,200							
143		365,700							
144		366,200							
145		366,500							
再任用職員	239,400	251,100	255,400	291,500	308,800	323,200	347,300	383,100	415,400

(注) 備考中、「100分の98.33」を「100分の98.59」に改める。これ以外の部分については現行どおりとする。

別表3

教育職給料表

□ 教育職給料表(二) (口)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	148,800	192,800	254,100	330,600	422,000
	2	150,300	194,500	256,900	332,900	423,800
	3	151,800	196,200	259,700	335,200	425,600
	4	153,300	197,900	262,500	337,500	427,400
	5	154,900	199,700	265,100	339,800	429,100
	6	156,800	201,400	267,800	342,100	430,700
	7	158,600	203,100	270,400	344,400	432,600
	8	160,400	204,800	273,000	346,700	434,500
	9	162,200	206,600	275,600	348,900	436,300
	10	164,300	208,500	278,300	351,100	438,100
	11	166,300	210,400	281,000	353,300	440,000
	12	168,300	212,300	283,700	355,500	441,900
	13	170,300	214,000	286,400	357,700	443,600
	14	172,500	216,000	289,100	359,700	445,500
	15	174,700	218,000	291,800	361,800	447,400
	16	176,900	220,000	294,500	363,900	449,300
	17	179,200	221,900	297,200	365,900	451,100
	18	181,800	224,600	299,900	367,900	453,000
	19	184,300	227,300	302,600	369,900	454,900
	20	186,800	230,000	305,300	371,900	456,800
	21	189,300	232,800	308,000	374,000	458,400
	22	191,000	235,700	310,700	376,000	460,300
	23	192,700	238,600	313,400	378,000	462,200
	24	194,400	241,500	316,100	380,000	464,000
	25	195,900	244,300	318,800	381,600	465,700
	26	197,600	247,100	321,200	383,500	467,400
	27	199,300	249,900	323,600	385,400	469,100
	28	201,000	252,700	326,000	387,300	470,800
	29	202,500	255,500	328,400	389,200	472,600
	30	204,200	258,100	330,500	391,200	474,300
	31	205,900	260,700	332,700	393,200	475,900
	32	207,600	263,300	334,900	395,200	477,600
	33	209,200	265,700	337,100	397,100	479,300
	34	211,000	268,300	339,300	398,800	480,300
	35	212,800	270,800	341,500	400,500	481,300
	36	214,600	273,300	343,700	402,300	482,300
	37	216,300	275,800	345,900	403,500	483,400
	38	218,100	278,400	348,100	405,000	
	39	219,900	281,000	350,300	406,400	
	40	221,700	283,600	352,500	407,900	
	41	223,600	286,100	354,700	409,600	
	42	225,400	288,700	356,800	411,000	
	43	227,200	291,200	358,900	412,400	
	44	229,000	293,700	361,000	414,000	
	45	230,900	296,000	363,100	415,700	
	46	232,600	298,700	365,200	417,000	
	47	234,300	301,400	367,200	418,600	
48	236,000	304,100	369,300	420,200		

49	237,600	306,600	371,200	421,900
50	239,300	309,100	373,100	423,300
51	241,000	311,600	375,100	424,900
52	242,700	314,100	377,100	426,500
53	244,100	316,500	379,100	428,200
54	245,800	318,700	380,900	429,700
55	247,400	320,900	382,700	431,300
56	249,100	323,100	384,500	432,900
57	250,600	325,400	386,200	434,500
58	252,200	327,600	387,900	436,100
59	253,800	329,800	389,600	437,600
60	255,400	331,900	391,300	439,200
61	257,000	334,100	392,600	440,800
62	258,600	336,300	394,000	442,400
63	260,200	338,500	395,400	443,900
64	261,700	340,700	396,700	445,500
65	263,200	342,900	398,100	447,200
66	264,900	345,100	399,400	448,700
67	266,500	347,300	400,800	450,300
68	268,200	349,500	402,200	451,900
69	269,700	351,500	403,700	453,500
70	271,200	353,600	405,000	455,100
71	272,700	355,700	406,400	456,700
72	274,200	357,800	407,800	458,300
73	275,500	359,600	409,100	459,800
74	276,900	361,500	410,500	460,800
75	278,300	363,500	411,900	461,800
76	279,700	365,400	413,300	462,800
77	281,100	367,400	414,500	463,600
78	282,300	369,100	415,800	
79	283,500	370,800	417,100	
80	284,700	372,500	418,500	
81	286,000	374,200	419,900	
82	287,200	375,700	421,200	
83	288,400	377,200	422,400	
84	289,600	378,700	423,700	
85	290,900	379,800	425,000	
86	292,100	381,200	426,200	
87	293,300	382,600	427,400	
88	294,500	384,000	428,600	
89	295,700	385,300	429,700	
90	296,900	386,600	430,800	
91	298,100	387,900	431,900	
92	299,300	389,200	433,000	
93	300,100	390,600	434,100	
94	301,300	391,800	435,200	
95	302,500	393,100	436,300	
96	303,700	394,400	437,400	
97	304,700	395,800	438,300	
98	305,800	396,800	439,100	
99	306,900	397,900	439,900	
100	308,000	399,000	440,700	
101	308,900	399,900	441,500	
102	310,000	400,900	442,100	
103	311,100	402,000	442,700	
104	312,200	403,100	443,300	

105	312,800	403,900	443,800		
106	313,700	404,900	444,400		
107	314,500	405,900	445,000		
108	315,300	406,900	445,600		
109	316,200	407,800	446,200		
110	316,700	408,700			
111	317,200	409,600			
112	317,700	410,500			
113	318,300	411,100			
114	318,800	411,900			
115	319,300	412,700			
116	319,800	413,500			
117	320,400	414,300			
118	320,900	415,100			
119	321,400	415,800			
120	321,900	416,600			
121	322,400	417,200			
122	322,800	417,700			
123	323,300	418,200			
124	323,800	418,700			
125	324,400	419,100			
126	324,800	419,600			
127	325,200	420,100			
128	325,600	420,600			
129	325,900	421,000			
130	326,300	421,500			
131	326,700	422,000			
132	327,100	422,500			
133	327,300	422,900			
134	327,500	423,400			
135	327,800	423,900			
136	328,100	424,400			
137	328,400	424,800			
138	328,600				
139	328,900				
140	329,200				
141	329,400				
142	329,700				
143	330,000				
144	330,300				
145	330,600				
146	330,900				
147	331,200				
148	331,500				
149	331,700				
150	331,900				
151	332,200				
152	332,500				
153	332,700				
再任用職員	234,000	277,500	306,800	335,400	421,200

(注) 備考中、「100分の98.33」を「100分の98.59」に改める。これ以外の部分については現行どおりとする。

ハ 教育職給料表 (三) (イ)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	148,800	164,400	254,100	285,600	411,600
	2	150,300	166,500	256,900	288,700	413,100
	3	151,800	168,600	259,700	291,800	414,600
	4	153,300	170,800	262,500	294,900	416,100
	5	154,900	172,800	265,100	297,600	417,600
	6	156,800	175,000	267,800	300,700	419,100
	7	158,600	177,200	270,400	303,800	420,700
	8	160,400	179,400	273,000	306,900	422,300
	9	162,200	181,700	275,600	309,900	423,700
	10	164,300	184,500	278,300	312,800	425,100
	11	166,300	187,200	281,000	315,700	426,500
	12	168,300	189,900	283,700	318,600	427,900
	13	170,300	192,800	286,400	321,400	429,200
	14	172,500	194,500	289,100	323,700	430,600
	15	174,700	196,200	291,800	326,000	432,000
	16	176,900	197,900	294,500	328,300	433,400
	17	179,200	199,700	297,200	330,600	434,700
	18	181,800	201,400	299,900	332,900	436,100
	19	184,300	203,100	302,600	335,200	437,400
	20	186,800	204,800	305,300	337,500	438,800
	21	189,300	206,600	308,000	339,800	439,900
	22	191,000	208,500	310,700	342,100	441,300
	23	192,700	210,400	313,400	344,400	442,600
	24	194,400	212,300	316,100	346,700	444,000
	25	195,900	214,000	318,800	348,900	445,300
	26	197,500	216,000	321,200	350,800	446,600
	27	199,100	218,000	323,600	352,700	447,900
	28	200,700	220,000	326,000	354,600	449,200
	29	202,400	221,900	328,400	356,500	450,500
	30	204,100	224,600	330,500	358,400	451,700
	31	205,800	227,300	332,700	360,200	452,900
	32	207,500	230,000	334,900	362,100	454,100
	33	209,000	232,800	337,100	363,900	455,300
	34	210,700	235,700	339,200	365,700	456,200
	35	212,400	238,600	341,300	367,500	457,100
	36	214,100	241,500	343,400	369,300	458,000
	37	215,700	244,300	345,500	371,200	458,900
	38	217,400	247,100	347,500	372,800	
	39	219,100	249,900	349,500	374,400	
	40	220,800	252,700	351,500	376,000	
	41	222,600	255,500	353,500	377,400	
	42	224,400	258,100	355,300	378,900	
	43	226,200	260,700	357,100	380,400	
	44	228,000	263,300	358,900	381,900	
	45	229,900	265,700	360,700	383,500	
	46	231,600	268,300	362,400	385,100	
	47	233,300	270,800	364,100	386,700	
48	235,000	273,300	365,700	388,300		

49	236,700	275,800	367,200	389,800
50	238,400	278,400	368,800	391,300
51	240,100	281,000	370,500	392,800
52	241,800	283,600	372,200	394,300
53	243,100	286,100	373,900	395,500
54	244,800	288,700	375,400	396,800
55	246,400	291,200	376,900	397,900
56	248,100	293,700	378,400	399,100
57	249,600	296,000	379,900	400,600
58	251,100	298,700	381,300	401,800
59	252,600	301,400	382,700	403,100
60	254,100	304,100	384,100	404,400
61	255,700	306,600	385,000	405,700
62	257,200	309,100	386,200	406,800
63	258,700	311,600	387,400	408,200
64	260,100	314,100	388,600	409,600
65	261,400	316,500	389,700	410,800
66	263,000	318,700	390,900	411,900
67	264,600	320,900	391,900	413,100
68	266,100	323,100	393,000	414,300
69	267,800	325,400	394,200	415,300
70	269,300	327,600	395,300	416,500
71	270,800	329,800	396,400	417,700
72	272,300	331,900	397,600	418,900
73	273,600	334,100	398,700	419,800
74	274,900	336,300	399,800	420,600
75	276,200	338,500	400,900	421,400
76	277,500	340,700	402,000	422,200
77	278,900	342,700	402,900	422,900
78	280,100	344,600	403,900	423,700
79	281,300	346,500	404,900	424,500
80	282,500	348,400	405,900	425,300
81	283,800	350,200	406,800	426,100
82	285,000	352,000	407,600	426,800
83	286,200	353,800	408,400	427,400
84	287,400	355,600	409,200	428,100
85	288,500	357,100	410,000	428,800
86	289,500	358,800	410,800	429,500
87	290,500	360,500	411,600	430,200
88	291,500	362,100	412,400	430,900
89	292,600	363,800	413,200	431,600
90	293,500	365,100	413,900	432,300
91	294,400	366,500	414,600	433,000
92	295,300	367,900	415,300	433,700
93	295,800	369,400	415,800	434,200
94	296,600	370,700	416,500	
95	297,400	372,000	417,200	
96	298,200	373,300	417,900	
97	299,100	374,300	418,400	
98	299,900	375,300	419,000	
99	300,700	376,300	419,600	
100	301,500	377,300	420,100	
101	302,400	378,400	420,600	
102	302,900	379,400	421,200	
103	303,400	380,400	421,800	
104	303,900	381,400	422,300	

105	304,100	382,300	422,700		
106	304,500	383,200	423,300		
107	304,800	384,100	423,900		
108	305,100	385,100	424,400		
109	305,300	386,000	424,900		
110	305,600	387,000			
111	305,900	388,000			
112	306,200	389,000			
113	306,400	389,600			
114	306,600	390,500			
115	306,800	391,400			
116	307,100	392,300			
117	307,400	393,200			
118	307,700	394,000			
119	308,000	394,800			
120	308,300	395,600			
121	308,400	396,300			
122	308,700	397,100			
123	309,000	397,900			
124	309,300	398,700			
125	309,500	399,400			
126		400,100			
127		400,800			
128		401,500			
129		402,200			
130		402,900			
131		403,600			
132		404,300			
133		404,600			
134		405,200			
135		405,800			
136		406,400			
137		406,800			
138		407,400			
139		408,000			
140		408,600			
141		409,000			
142		409,600			
143		410,200			
144		410,800			
145		411,200			
146		411,800			
147		412,400			
148		413,000			
149		413,400			
再任用職員	225,200	274,200	301,800	328,600	411,000

(注) 備考中、「100分の98.33」を「100分の98.59」に改める。これ以外の部分については現行どおりとする。

別表 4

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	135,700	185,100	274,800	332,000	392,300
	2	136,800	187,500	277,600	334,200	395,200
	3	138,000	189,900	280,400	336,400	398,100
	4	139,100	192,300	283,200	338,600	400,900
	5	140,200	194,800	285,800	340,600	403,300
	6	141,500	197,100	288,600	342,700	406,100
	7	142,800	199,400	291,400	344,800	408,900
	8	144,100	201,700	294,200	346,900	411,600
	9	145,200	203,800	296,800	349,000	414,300
	10	146,900	206,100	299,600	351,100	417,100
	11	148,500	208,400	302,400	353,200	419,900
	12	150,100	210,700	305,200	355,300	422,700
	13	151,600	212,900	307,800	357,400	425,600
	14	153,500	215,300	310,600	359,300	428,400
	15	155,400	217,700	313,400	361,300	431,200
	16	157,400	220,100	316,200	363,300	434,000
	17	159,200	222,400	318,800	365,200	436,500
	18	161,300	225,300	321,100	367,200	439,100
	19	163,500	228,200	323,400	369,200	441,700
	20	165,600	231,100	325,700	371,200	444,300
	21	167,800	233,800	328,100	373,100	446,900
	22	170,200	236,600	330,200	375,100	449,500
	23	172,500	239,400	332,200	377,100	452,100
	24	174,800	242,200	334,300	379,100	454,700
	25	176,900	245,100	336,500	380,700	457,100
	26	179,000	247,800	338,400	382,600	459,600
	27	181,100	250,500	340,300	384,500	462,200
	28	183,200	253,200	342,200	386,400	464,700
	29	185,200	256,000	344,200	388,300	467,200
	30	187,000	258,400	345,900	390,300	469,800
	31	188,800	260,800	347,600	392,300	472,400
	32	190,600	263,200	349,300	394,300	475,000
	33	192,400	265,200	350,800	396,100	477,300
	34	194,300	267,700	352,300	397,900	479,800
	35	196,200	270,100	353,800	399,500	482,300
	36	198,100	272,500	355,300	401,300	484,800
	37	199,800	274,700	356,700	402,600	487,300
	38	201,700	276,600	358,100	404,100	489,800
	39	203,600	278,500	359,500	405,500	492,300
	40	205,500	280,400	360,900	406,900	494,800
	41	207,500	282,100	361,900	408,300	497,200
	42	209,400	283,400	363,100	409,700	499,500
	43	211,300	284,700	364,400	411,200	501,800
	44	213,200	286,000	365,600	412,800	504,100
	45	215,100	287,000	366,900	414,200	506,100
	46	217,100	288,300	368,200	415,700	507,700
	47	219,100	289,600	369,500	417,300	509,300
48	221,100	290,900	370,800	418,900	510,900	

49	222,900	292,300	371,900	420,200	512,600
50	224,900	293,600	373,200	421,700	514,100
51	226,900	294,900	374,500	423,200	515,500
52	228,900	296,200	375,800	424,700	517,000
53	230,700	297,400	376,500	426,100	518,300
54	232,700	298,700	377,500	427,500	519,500
55	234,700	300,000	378,500	428,900	520,700
56	236,700	301,300	379,500	430,300	521,900
57	238,400	302,400	380,400	431,500	523,000
58	239,900	303,600	381,200	432,900	524,000
59	241,300	304,800	381,900	434,300	525,000
60	242,800	306,000	382,600	435,700	526,000
61	244,100	307,100	383,200	436,600	527,100
62	245,500	308,200	384,000	437,600	528,000
63	246,900	309,300	384,900	438,600	528,900
64	248,300	310,400	385,800	439,600	529,800
65	249,800	311,600	386,500	440,500	530,700
66	251,200	312,700	387,300	441,400	531,600
67	252,600	313,800	388,100	442,300	532,500
68	254,000	314,900	388,900	443,200	533,400
69	255,300	316,100	389,500	443,800	534,400
70	256,800	317,200	390,200	444,700	535,300
71	258,300	318,300	390,900	445,600	536,200
72	259,800	319,400	391,600	446,500	537,100
73	261,200	320,300	392,300	447,200	538,100
74	262,600	321,400	393,000		
75	264,000	322,500	393,700		
76	265,400	323,600	394,400		
77	266,500	324,700	395,200		
78	267,800	325,700	395,800		
79	269,100	326,700	396,500		
80	270,400	327,700	397,200		
81	271,800	328,800	397,900		
82	273,100	329,600	398,600		
83	274,400	330,300	399,300		
84	275,700	331,100	400,000		
85	276,900	331,700	400,500		
86	278,200	332,200	401,200		
87	279,500	332,700	401,900		
88	280,800	333,200	402,600		
89	281,900	333,500	403,000		
90	283,100	334,000			
91	284,300	334,500			
92	285,500	335,000			
93	286,600	335,300			
94	287,600	335,800			
95	288,600	336,300			
96	289,600	336,800			
97	290,200	337,400			
98	291,100	337,900			
99	292,000	338,400			
100	292,900	338,900			
101	293,800	339,400			
102	294,500	339,900			
103	295,200	340,400			
104	295,900	340,900			

	105	296,700	341,400			
	106	297,200	341,900			
	107	297,700	342,400			
	108	298,200	342,900			
	109	298,400	343,500			
	110	298,800	344,000			
	111	299,100	344,500			
	112	299,400	345,000			
	113	299,800	345,600			
	114	300,100	346,100			
	115	300,400	346,600			
	116	300,700	347,100			
	117	301,000	347,600			
	118	301,400	348,100			
	119	301,800	348,600			
	120	302,200	349,100			
	121	302,500	349,500			
再任 用職員		215,700	261,200	286,900	330,100	389,800

(注) 備考中、「100分の98.33」を「100分の98.59」に改める。これ以外の部分については現行どおりとする。

別表5

医療職給料表

□ 医療職給料表(二)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700	375,200
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800	377,900
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000	380,600
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200	383,300
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400	385,900
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600	388,600
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800	391,300
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000	394,000
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000	396,200
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200	398,500
	11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400	400,700
	12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600	403,000
	13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,400	405,100
	14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,400	407,100
	15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,400	409,200
	16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,400	411,400
	17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,400	413,300
	18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	364,500	415,300
	19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	366,500	417,400
	20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	368,600	419,500
	21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	370,500	421,300
	22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	372,600	422,900
	23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	374,700	424,500
	24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	376,800	426,100
	25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	378,300	427,600
	26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	380,100	428,900
	27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	381,900	430,200
	28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	383,700	431,500
	29	186,800	223,400	259,200	290,600	338,900	385,500	432,900
	30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700	387,000	434,200
	31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,500	388,700	435,500
	32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300	390,400	436,700
	33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100	391,900	437,900
	34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000	393,200	439,200
	35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900	394,500	440,500
	36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800	395,800	441,800
	37	197,500	236,400	273,200	305,200	353,600	396,900	443,100
	38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,300	398,100	443,900
	39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000	399,200	444,700
	40	201,400	241,200	278,300	310,300	358,700	400,400	445,500
	41	202,600	242,700	280,000	312,100	359,900	401,200	446,100
	42	203,800	244,200	281,700	313,800	361,100	402,000	446,900
	43	205,000	245,700	283,400	315,500	362,300	402,800	447,700
	44	206,200	247,200	285,100	317,200	363,500	403,600	448,500
	45	207,500	248,600	286,800	318,500	364,700	404,100	449,100
	46	208,600	250,200	288,500	320,000	365,600	404,800	449,900
	47	209,700	251,800	290,200	321,500	366,800	405,500	450,700
48	210,800	253,400	291,900	323,100	367,900	406,200	451,500	

49	211,900	255,000	293,400	324,600	369,000	407,000	452,100
50	212,900	256,400	295,000	325,900	370,000	407,700	452,900
51	213,900	257,800	296,600	327,200	371,000	408,400	453,700
52	214,900	259,200	298,200	328,500	372,000	409,100	454,500
53	215,700	260,500	299,600	329,600	372,800	409,700	455,100
54	216,700	261,900	301,100	330,600	373,700	410,400	
55	217,600	263,300	302,600	331,700	374,600	411,100	
56	218,600	264,700	304,100	332,800	375,500	411,800	
57	219,500	265,800	305,500	333,300	376,100	412,400	
58	220,400	267,100	306,800	334,200	376,900	413,100	
59	221,300	268,400	308,100	335,000	377,700	413,800	
60	222,200	269,700	309,500	335,900	378,500	414,500	
61	223,200	270,800	310,800	336,700	379,000	414,800	
62	224,200	272,100	312,100	337,100	379,700	415,400	
63	225,200	273,400	313,400	337,800	380,400	416,100	
64	226,300	274,700	314,700	338,500	381,100	416,800	
65	227,000	275,900	316,100	339,100	381,700	417,300	
66	227,900	277,000	316,900	339,800	382,400		
67	228,800	278,100	317,700	340,500	383,100		
68	229,700	279,200	318,500	341,200	383,800		
69	230,400	280,300	319,100	341,900	384,300		
70	231,100	281,400	319,800	342,500	384,900		
71	231,800	282,500	320,500	343,100	385,500		
72	232,500	283,600	321,100	343,700	386,100		
73	233,300	284,500	321,900	344,000	386,700		
74	234,100	285,200	322,200	344,600	387,300		
75	234,900	285,900	322,800	345,200	387,900		
76	235,700	286,700	323,400	345,800	388,500		
77	236,300	287,500	324,000	346,300	389,000		
78	236,900	288,100	324,500	346,800	389,600		
79	237,500	288,700	325,000	347,300	390,200		
80	238,100	289,300	325,500	347,800	390,800		
81	238,600	290,000	326,100	348,200	391,500		
82	239,000	290,500	326,600	348,600	392,100		
83	239,400	291,000	327,100	349,000	392,700		
84	239,800	291,500	327,600	349,400	393,300		
85	240,300	291,700	328,100	349,900	394,000		
86		291,900	328,500	350,300			
87		292,100	328,800	350,700			
88		292,300	329,200	351,100			
89		292,700	329,600	351,500			
90		292,900	330,000	351,900			
91		293,100	330,400	352,300			
92		293,300	330,800	352,600			
93		293,700	331,300	353,000			
94		293,900	331,600	353,400			
95		294,100	332,000	353,800			
96		294,400	332,400	354,100			
97		294,800	332,600	354,600			
98		295,100	333,000	355,000			
99		295,400	333,400	355,400			
100		295,700	333,800	355,800			
101		296,000	334,000	356,300			
102		296,300	334,400	356,700			
103		296,600	334,800	357,100			
104		296,900	335,000	357,500			

	105		297,200	335,100	358,000			
	106			335,500				
	107			335,900				
	108			336,300				
	109			336,500				
	110			336,900				
	111			337,300				
	112			337,700				
	113			337,900				
再任用職員		186,800	213,500	245,700	259,300	285,500	327,000	370,000

(注) 備考中、「100分の98.33」を「100分の98.59」に改める。これ以外の部分については現行どおりとする。

八 医療職給料表 (三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100	378,400
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300	381,100
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500	383,800
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700	386,500
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900	388,700
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100	391,100
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300	393,500
	8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500	395,800
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300	397,900
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300	400,000
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300	402,200
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300	404,600
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500	406,700
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600	408,800
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700	411,000
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800	413,200
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900	415,300
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,000	417,500
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100	419,700
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200	421,900
	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,000	423,800
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,100	425,700
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,200	427,600
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	380,300	429,500
	25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	382,300	431,300
	26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	384,000	433,000
	27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	385,900	434,700
	28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	387,800	436,300
	29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	389,700	437,600
	30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	391,600	439,200
	31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	393,500	440,800
	32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	395,400	442,400
	33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	397,100	444,100
	34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	398,800	445,700
	35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	400,600	447,300
	36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	402,400	448,900
	37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	404,000	450,300
	38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700	405,800	451,800
	39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300	407,600	453,300
	40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900	409,400	454,800
	41	217,500	245,600	288,400	316,300	354,100	411,000	456,100
	42	218,900	246,900	290,000	317,800	355,600	412,700	457,000
	43	220,300	248,100	291,600	319,300	357,100	414,400	457,900
	44	221,700	249,400	293,200	320,800	358,600	416,000	458,800
	45	223,100	250,600	294,600	322,100	360,200	417,500	459,800
	46	224,600	252,000	296,100	323,500	361,400	419,100	460,700
	47	226,100	253,400	297,600	324,900	362,900	420,600	461,600
48	227,600	254,800	299,100	326,400	364,200	422,200	462,500	

49	228,900	256,200	300,500	327,700	365,600	423,800	463,500
50	230,300	257,700	301,900	329,100	367,000	425,400	464,200
51	231,700	259,100	303,300	330,400	368,400	427,000	465,000
52	233,100	260,500	304,700	331,800	369,800	428,600	465,800
53	234,400	262,000	306,200	333,200	371,300	430,100	466,700
54	235,700	263,600	307,600	334,600	372,500	431,600	467,500
55	237,000	265,200	309,000	336,000	373,700	433,100	468,300
56	238,300	266,700	310,400	337,400	374,900	434,600	469,100
57	239,500	268,300	311,600	338,300	376,000	435,700	470,000
58	240,800	269,900	312,900	339,600	377,000	436,600	
59	242,000	271,500	314,200	340,800	378,000	437,500	
60	243,300	273,100	315,600	342,100	379,000	438,400	
61	244,500	274,700	316,800	343,300	379,700	439,300	
62	245,800	276,200	318,100	344,300	380,500	440,200	
63	247,100	277,700	319,400	345,600	381,300	441,100	
64	248,400	279,200	320,700	346,900	382,100	442,000	
65	249,600	280,800	322,000	348,000	383,000	442,900	
66	250,900	282,300	323,300	349,200	383,800	443,700	
67	252,300	283,800	324,600	350,400	384,600	444,500	
68	253,700	285,300	325,900	351,500	385,400	445,300	
69	254,800	286,600	326,700	352,500	386,200	446,100	
70	256,100	288,100	327,800	353,600	386,900		
71	257,400	289,600	328,900	354,700	387,600		
72	258,700	291,100	329,800	355,800	388,300		
73	260,100	292,400	331,100	356,700	389,000		
74	261,400	293,800	331,900	357,800	389,600		
75	262,700	295,200	333,100	358,900	390,200		
76	264,000	296,600	334,300	360,000	390,800		
77	265,100	298,100	335,400	360,800	391,200		
78	266,300	299,400	336,600	361,600	391,800		
79	267,600	300,700	337,800	362,400	392,400		
80	268,900	302,000	339,000	363,200	393,000		
81	270,000	302,900	340,100	363,900	393,500		
82	271,100	304,100	341,200	364,500	394,100		
83	272,200	305,300	342,300	365,100	394,700		
84	273,300	306,600	343,400	365,700	395,300		
85	274,200	307,700	344,300	366,400	395,800		
86	275,300	308,900	345,300	367,000	396,400		
87	276,400	310,100	346,300	367,600	397,000		
88	277,500	311,300	347,300	368,200	397,600		
89	278,600	312,600	348,400	368,600	398,000		
90	279,600	313,800	349,200	369,200	398,500		
91	280,600	315,000	350,000	369,800	399,100		
92	281,600	316,200	350,800	370,400	399,700		
93	282,600	317,100	351,600	370,700	400,200		
94	283,600	317,800	352,300	371,200			
95	284,600	318,500	353,000	371,700			
96	285,600	319,100	353,700	372,200			
97	286,500	319,800	354,200	372,800			
98	287,300	320,200	354,700	373,300			
99	288,100	320,900	355,200	373,800			
100	289,000	321,600	355,700	374,300			
101	289,800	322,000	356,200	374,900			
102	290,600	322,600	356,700	375,400			
103	291,400	323,200	357,200	375,900			
104	292,200	323,800	357,700	376,300			

105	292,900	324,200	358,000	376,900
106	293,400	324,700	358,500	377,400
107	293,900	325,200	359,000	377,900
108	294,400	325,700	359,500	378,400
109	294,600	326,100	360,000	379,000
110	295,000	326,500	360,500	379,500
111	295,200	326,900	361,000	380,000
112	295,600	327,300	361,500	380,500
113	295,900	327,700	362,000	381,100
114	296,200	328,100	362,500	
115	296,600	328,500	363,000	
116	296,900	328,800	363,400	
117	297,200	329,100	363,800	
118	297,500	329,500	364,300	
119	297,800	329,900	364,800	
120	298,200	330,300	365,300	
121	298,500	330,500	365,700	
122	298,900	330,900	366,200	
123	299,300	331,300	366,700	
124	299,700	331,700	367,200	
125	299,900	331,900	367,600	
126	300,200	332,200		
127	300,600	332,600		
128	301,000	332,900		
129	301,200	333,000		
130	301,600	333,400		
131	302,000	333,800		
132	302,400	334,200		
133	302,600	334,500		
134	303,000	334,900		
135	303,400	335,300		
136	303,800	335,700		
137	304,000	336,000		
138	304,300	336,400		
139	304,700	336,800		
140	305,100	337,200		
141	305,300	337,500		
142	305,700	337,900		
143	306,100	338,300		
144	306,400	338,700		
145	306,500	339,000		
146	306,900	339,400		
147	307,300	339,800		
148	307,700	340,200		
149	307,900	340,500		
150	308,200	340,900		
151	308,500	341,300		
152	308,800	341,700		
153	309,200	342,000		
154	309,500			
155	309,700			
156	310,000			
157	310,400			
158	310,700			
159	311,000			
160	311,300			

	161	311,700						
	162	312,000						
	163	312,300						
	164	312,600						
	165	313,000						
	166	313,300						
	167	313,600						
	168	313,900						
	169	314,300						
再任用職員		233,200	257,800	265,100	275,500	292,600	330,400	375,700

(注) 備考中、「100分の98.33」を「100分の98.59」に改める。これ以外の部分については現行どおりとする。

別表 6

第 1 号任期付研究員の給料表

号給	給料月額
	円
1	398,000
2	459,000
3	522,000
4	605,000
5	704,000
6	804,000

別表 7

特定任期付職員の給料表

号給	給料月額
	円
1	375,000
2	424,000
3	477,000
4	541,000
5	617,000
6	721,000
7	844,000

人事行政における当面の諸課題に関する報告

人事行政における当面の諸課題に関する報告

人事行政における当面の課題について本人事委員会の考え方を述べる。

1 人材の育成

人口減少・少子高齢化，経済分野を始めとするグローバル化の進展など，社会経済情勢や公務員を取り巻く環境が大きく変化する中，複雑・高度化した行政課題に的確に対応し，質の高い行政運営を進めていくためには，多様で有為な人材を確保するとともに，職員の力を引き出す人材育成を進め，組織の総合力の一層の向上を図っていくことが不可欠である。

(1) 人材の確保と育成

職員採用試験の受験者の確保は，少子化に伴う受験年齢人口の減少などにより，今後も厳しい状況が続くと見込まれる。

採用試験制度については，これまで人物重視や透明性の確保の観点から改善に努めるとともに，多様な経験を有する者を採用し，職員の年齢構成を是正するため社会人経験者等採用試験を昨年度から実施するなど見直しに取り組んできた。

一方で，国においては，従前のキャリアシステムを見直した新たな採用試験を平成24年度から導入し，能力・実績に基づく人事管理への転換の契機とすることとしており，また他の都道府県においても特別卒や早期卒の設置など人材確保に向けた取組が行われている。

多様で優秀な人材を確保するための採用試験のあり方については，こうした動向も踏まえながら，不断の研究・見直しを行っていく必要がある。

また，任命権者と連携を図りながら，求める人材や公務の魅力を積極的に情報発信することにより，多くの受験者を確保し，行政課題に果敢に取り組む人材の獲得に努めていくことも必要である。

さらに、職員の能力と意欲を引き出し、限られた人材を最大限に活用することが重要であり、各任命権者において、人材育成の基本的な計画を策定し、実行されてきたところである。引き続き、職務段階に応じた職員一人ひとりの能力の開発・向上につながるOJT（日々の仕事を通じての人材育成）や目標管理・評価制度を通じた指導など効果的な人材育成の取組が求められる。

(2) 人事評価制度の充実

人事評価は、職員の能力や実績を公正かつ客観的に把握し、その結果に基づいた適正な人事管理を行うことにより、人材の育成を図ることができる重要なツールである。

国においては、人事評価の結果を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎と位置付ける新たな人事評価制度が平成21年4月から導入されたところである。

本県においても、各任命権者による人事評価制度の運用が行われ、管理職を対象とした査定昇給や勤勉手当の成績率の運用が行われてきた。

また、本年度、知事部局において管理職から一般職員まで一貫した目標管理・評価システムが実施され、育成面談・苦情処理制度の拡充など公正かつ客観的な人事評価を導入するための様々な取組が進められているところである。

個々の職員の制度や評価に対する信頼性を高める措置を講じながら、評価結果の任用や給与等への活用を進めるなど、職員の能力・実績に基づく人事評価制度の充実を早期に図っていく必要がある。

2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する課題

(1) 時間外勤務の縮減

「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらすようワーク・ライフ・バランスの取組を進めることは重要であり、なかでも、時間外勤務の縮減は、職員の健康保持の観点からも優先的に取り組むべき重要な課題である。

昨年度の時間外勤務の状況は、全体としては改善したとは言えないが、今年度、各任命権者においては、経営戦略会議等を中心とした業務改善の取組等を強化されてきており、一部その成果が見受けられる。

引き続き、各任命権者は、管理監督者に対し、所掌する事務・事業内容を的確に把握し、職員の心身両面の健康に配慮しつつ、勤務時間の適正な管理を行うよう徹底しながら、職場の実態に即した業務改善等により時間外勤務の縮減を図っていく必要がある。

■ 職員1人1か月当たりの時間外勤務の状況 (単位：時間)

区分		平成20年度	平成21年度	平成22年度
知事部局	本庁	15.3	16.0	18.0
	地方機関	6.1	6.9	7.4
教育委員会	本庁	25.3	24.3	23.0
	地方機関・学校	6.0	5.7	6.0
警察本部	本部等	13.7	13.5	13.0
	警察署	16.8	16.0	17.9

区分		平成22年4月～7月	平成23年4月～7月
知事部局	本庁	19.3	15.4
	地方機関	8.3	7.3
教育委員会	本庁	21.4	19.9
	地方機関・学校	7.6	8.1
警察本部	本部等	12.8	12.8
	警察署	17.2	14.6

(注) 制度上、時間外勤務手当が支給されない職員を除く。

(2) 両立支援の取組の推進

ワーク・ライフ・バランスを図る観点から、育児や介護に責任を有する職員が仕事と生活を両立しながら勤務できる環境を整備することは重要である。

本県においては、各任命権者が平成17年に策定された特定事業主行動計画を、平成22年及び平成23年に改定されながら、計画的に育児に関する両立支援の取組が行われているところである。

こうした中、男性職員の育児参加については、各任命権者において制度周知等がなされているが、利用実態に大きな改善が見られない状況にある。このため、引き続き制度について職員の理解を深めるとともに、職場内で利用しやすい環境づくりなどに取り組む必要がある。

また、男性職員の育児参加を促進する観点から、1か月以下の育児休業を取得した職員について、期末手当の支給割合を減じないための措置を、国に準じて講じる必要がある。

■ 職員の育児に係る主な休暇等の取得状況 (単位：人)

	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年
配偶者出産休暇 (配偶者の出産前後に取得可能な休暇)	413	427	390	408	411
育児参加休暇 (配偶者の産前産後の期間に子を養育するための休暇)	62	66	61	83	75
男性の育児休業 (3歳未満の子を養育するための休業)	12	9	17	11	15

- (注) 1 企業局、病院事業局の取得人数を含む。
2 配偶者出産休暇、育児参加休暇：職員の勤務時間及び休暇等に関する規則第10条第1項の表第12号、第13号
3 育児休業は年度、配偶者出産休暇及び育児参加休暇は暦年の取得人数
4 育児休業以外は、市町立学校等の県費負担教職員の取得人数を除く。
5 育児休業は、当該年度の新規取得者数

(3) 長距離・長時間通勤の解消

職員の長距離・長時間通勤の解消については、任命権者においてこれまで種々の努力が行われてきたところであるが、十分な解消が見られないのが現状である。

職員の健康管理や効率的な公務運営の観点から、職員の長距離・長時間通勤を解消する必要があることについては、これまでも指摘してきたところである。

効率的な公務運営と人事異動における適材適所の配置とのバランスのとれた人事管理施策が求められている中で、長距離・長時間通勤の現状を踏まえ、その解消を十分意識した人事異動その他の計画的な人事管理など総合的な方策により、長距離・長時間通勤を極力解消していく必要がある。

3 公務運営に関する課題

(1) 高齢期の職員の雇用問題

人事院は、本格的な高齢社会において、公務能率を確保しながら、職員の能力を十分に活用していくためには、年金支給年齢の引上げに合わせて、平成 25 年度から、定年年齢を段階的に 65 歳まで引き上げることが適当として、具体の立法措置のための意見の申出を行ったところである。

意見の申出では、民間企業の高齢期雇用の実情を考慮し、60 歳を超える職員の給与水準を設定するとともに、役職定年制の導入等によって組織活力を維持し、また短時間勤務制の導入等によって多様な働き方を選択できるようにすること等の内容が示されている。

地方公務員の定年は、地方公務員法において、国の職員につき定めている定年を基準として条例で定めることとされていることから、地方公務員についても同様に関係法令や諸制度の改正が行われることが想定される。

これらの制度の見直しは、給与制度も含めた採用から退職に至るまでの人事管理全体に影響を及ぼす問題であり、法改正等の国の動きを注視しつつ、制度改正に向けた具体的な検討を進めていく必要がある。

(2) 職員の健康管理

職員の健康管理は、個々の職員にとってはもちろん、効率的な公務運営を確保するために、組織全体にとっても重要な問題である。

特に、職員のメンタルヘルス対策については、精神疾患による休職者が多数にのぼっており、早急な対策が求められている。

メンタルヘルスの対策としては、予防や早期発見・早期対応の観点に立った取組が重要であり、各任命権者において、保健師を配置する等の取組が実施されているが、職員が気軽に悩み事等の相談ができるよう相談体制の充実等に取り組む必要がある。

また、職場内の予防の観点では、心身の健康に影響を及ぼすようなスト

レスを低減するための取組として、上司と部下、同僚職員間の対話などにより良好なコミュニケーションを図り、職員の相互理解を深めつつ、職場全体で心身の健康についての意識を高める必要がある。

病気休暇等から復帰する職員の円滑な職場復帰、再発防止の観点では、引き続き職場復帰支援制度に基づいて、個々の職員の実態に応じ対応をする必要がある。

なお、病気休暇制度については、昨年度、国において1回の病気休暇の上限設定及び期間の通算制度等について見直しが行われたところであり、本県においても、国や他の都道府県における状況等を踏まえて制度を見直す必要がある。

(3) その他

本年6月、非現業国家公務員への協約締結権の付与、人事院勧告制度の廃止等、自律的労使関係制度の措置に関する内容を含む国家公務員制度改革関連法案が国会に提出された。

また、これを踏まえ、地方公務員についても、国家公務員と同様の新たな労使関係制度を設けるという基本的な考え方が示されたところであり、今後、こうした国の動向を十分注視する必要がある。

人事院の給与等報告及び勧告の概要

人事院の給与等報告及び勧告の概要

【給与勧告の概要】

○ 本年の給与勧告のポイント

月例給は引下げ改定、ボーナスは改定見送り ～ 平均年間給与は△1.5万円(△0.23%)

- ① 東日本大震災のため民間給与実態調査は2か月遅れで、岩手県、宮城県及び福島県を除く44都道府県で実施
 - ・ 月例給については、地域手当の級地区分を単位とした官民比較を行っているため、東北3県の影響は限定的
 - ・ 期末・勤勉手当(ボーナス)は、岩手県、宮城県及び福島県について調査していない中で、国家公務員の特別給の改定を行うべきと判断するに至らず、改定を見送り
- ② 国家公務員給与が民間給与を上回るマイナス較差(△0.23%)を解消するため、50歳台を中心に40歳台以上を念頭に置いた俸給表の引下げ改定
- ③ 給与構造改革における経過措置額は、平成24年度は2分の1(上限1万円)を減額し、平成25年4月1日に廃止。(これにより生ずる原資を用い、若年・中堅層を中心に、給与構造改革実施のために抑制されてきた昇給を回復)

I 給与勧告の基本的考え方

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な報告・勧告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 国家公務員の給与は、市場原理による決定が困難であることから、勧告に当たっては、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約10,500民間事業所の約43万人の個人別給与を実地調査(完了率90.5%)
(東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県に所在する事業所を除き調査を実施)

<月例給> 公務と民間の4月分給与を調査(ベア中止、賃金カット等を実施した企業の状況も反映)し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較

- 月例給の較差 △899円 △0.23%

[行政職俸給表(一)…現行給与397,723円 平均年齢42.3歳]

(俸給 △816円 はね返し分(注) △83円)

(注) 地域手当など俸給の月額を算定基礎としている諸手当の額が減少することによる分

<ボーナス> 民間の事業所ごとの過去1年間における特別給の支給人員及び支給総額を全国集計し、それを基に支給割合(月数)を算出

- 期末・勤勉手当(現行3.95月)の改定見送り

本年の調査結果によると、東北3県を除いた民間の支給割合は3.99月(3.987月)であるが、過去3年分について東北3県を除いて集計すると0.004月～0.007月分高くなること、東北3県の今夏の特別給の状況は厳しいとみられることから、特別給の改定を行うべきと判断するに至らず、改定を見送り

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉民間給与との較差（マイナス）を解消するため、俸給表の引下げ改定

(1) 俸給表

- ① 行政職俸給表(一) 民間の給与水準を上回っている50歳台を中心に、40歳台以上を念頭に置いた引下げ（50歳台が在職する号俸：最大 $\Delta 0.5\%$ 、40歳台後半層が在職する号俸： $\Delta 0.4\%$ 、40歳台前半層が在職する号俸で収れん）
 - ② 指定職俸給表 行政職俸給表(一)の管理職層の引下げ率を踏まえた引下げ改定（ $\Delta 0.5\%$ ）
 - ③ その他の俸給表 行政職俸給表(一)との均衡を考慮した引下げ（ただし、医療職俸給表(一)等は除外）
- ※ 給与構造改革における経過措置額についても、本年の俸給表の改定率等を踏まえて引下げ

(2) その他の手当

- 委員、顧問、参与等の手当 指定職俸給表の改定状況等を踏まえ支給限度額を引下げ
(35,100円→34,900円)

[実施時期等] 公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）

本年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を年間給与でみて解消するため、4月の給与に調整率（ $\Delta 0.37\%$ ）（注）を乗じて得た額に4月から実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、6月に支給された特別給の額に調整率を乗じて得た額の合計額に相当する額を、12月期の期末手当の額で減額調整（引下げ改定が行われる俸給月額又は経過措置額を受ける職員を対象）

（注）行政職俸給表(一)適用職員全体に係る民間給与との較差の総額を、減額調整の対象となる同表適用職員で均等に負担する場合の率

III 給与制度の改定等

- 経過措置額の廃止等
 - ・ 給与構造改革における経過措置額について、平成24年度は経過措置額として支給されている俸給の2分の1を減額（減額の上限1万円）して支給し、平成25年4月1日に廃止
 - ・ 経過措置額の廃止に伴って生ずる制度改正原資を用いて、若年・中堅層を中心に、給与構造改革期間中に抑制されてきた昇給を回復。平成24年4月に、36歳未満の職員を最大2号俸、36歳以上42歳未満の職員を最大1号俸、平成25年4月に、人事院規則で定める年齢に満たない職員を最大1号俸上位に調整
- 今後の取組
 - ・ 50歳台の官民の給与差が生じている背景には官民の昇進管理等の違いがあるものの、定年延長も見据え、来年度以降、高齢層における官民の給与差を縮小する方向で昇格、昇給制度の見直しを検討
 - ・ 民間における産業構造・組織形態の変化等への対応として民間給与実態調査の対象産業の拡大等を検討
 - ・ 専門スタッフ職俸給表の級の新設については、政府における職の整備の取組を待って対応
- その他
 - ・ 本年は、東北3県の民間給与実態調査を実施していないため、北海道・東北地域の較差を用いた地域間給与配分の検証を行っていない。来年以降、全国のデータを基に、最終的な検証

IV 国家公務員の給与減額支給措置に対する本院の考え方

本年6月に内閣から国会に提出された「国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案」について、現行の給与改定の仕組みとの関係、法案提出過程における職員の合意、給与減額支給措置の期間等の観点から本院の考え方を述べ、国会で審議を尽くしていただきたい旨言及

【国家公務員制度改革に関する報告の概要】

I 国家公務員制度改革の前提となる基本認識

国家公務員制度改革は、民間と異なる国家行政や国家公務員の労使関係の特徴を関係者の共通認識としつつ、議論を尽くし、国民の十分な理解と納得を得て進めるべきことを指摘

1 国家行政の特徴と国家公務員の在り方

- ① 具体的な行政組織、行政の果たすべき任務等は、法律や予算に基づき、国会の民主的コントロールの下に置かれていること
- ② 大臣等と国家公務員との関係は、いわば車の両輪ともいえる関係にあり、適切な役割分担と連携が求められること

2 国家公務員の労使関係の特徴

- (1) 大臣等の使用者としての権能は国会の民主的コントロールを受ける
勤務条件法定主義、財政民主主義の原則により国会の民主的コントロールを受け、国家公務員の給与等勤務条件は直接の使用者である内閣総理大臣や各省大臣等の決定だけでは完結しないという構造的な特徴が存在
- (2) 国家公務員には国民全体の奉仕者としての職務遂行が求められる
国家公務員は、国民全体の奉仕者として、大臣等と一体となり全力で国民のために職務を遂行することが求められること
- (3) 公務における勤務条件決定には利潤の分配や市場の抑制力という内在的制約が存しない
公務における勤務条件決定では、民間企業の賃金決定における利潤の分配といった枠組みが当てはまらず、また、基本的には倒産などの市場の抑制力という内在的制約が欠如

II 国家公務員制度改革関連法案に関する論点

1 人事行政の公正の確保に関する論点

人事行政の公正を確保する機能を制度的に確保するため、更に次の措置が必要

- (1) 採用試験及び研修の公正な実施の確保
採用試験の出題や合否判定等については、組織的に一定の独立性を有する第三者機関が行うことが必要。また、職員の研修についても、公正な計画・実施のための措置が重要
- (2) 幹部職員人事の公正確保
幹部職員の適格性審査に人事公正委員会が適切・実効的に関与することが重要。また、幹部職間の転任には、適性の厳正な検証や異動の合理性・納得性を高めるための措置が必要

2 協約締結権付与に関する論点

改めて労働基本権制約の見直しに関する基本的な論点を整理

- (1) 協約締結権付与の必要性和国民の利害・得失の明確化
現行制度の問題や国民にとっての具体的利害・得失等が明らかにされる必要
- (2) 勤務条件に対する民主的コントロールと当事者能力の確保
勤務条件についての国会の民主的コントロールという憲法上の要請と、内閣の使用者としての当事者能力の確保との間の整合性をどう図るのか適切な制度設計を行う必要
- (3) 複数の労働組合との交渉を通じた勤務条件の決定等
一部の組合に対する仲裁裁定と他の組合との協約の関係を整理する必要。また、非組合員の勤務条件をどう決定するのか整理する必要
- (4) 具体的な労使交渉の在り方
予算の事前調整・民間の給与実態の把握、配分交渉の方法、各府省における労使交渉の体制整備について詰める必要
- (5) 仲裁裁定の実効性の確保
法案では仲裁裁定は内閣に対する努力義務とされているが、その実施は最大限確保される必要
- (6) 引き続き労働基本権が制約される職員の代償措置
警察職員等の労働基本権制約に対する代償措置の確保が必要

III 国家公務員制度改革基本法に定める課題等についての取組

1 能力・実績に基づく人事管理の推進

能力・実績に基づく人事管理の推進のため、採用試験の再編、体系的人材育成、ポスト在任期間の確保、競争的かつ公正な選抜手続の整備等に取り組む。人事評価制度の適切な運用を支援

2 職員の勤務環境の整備

男性の育児休業取得促進の一助として短期間の取得者の期末手当の支給割合を見直し。超過勤務縮減のための政府全体としての取組や東日本大震災の惨事ストレス対応を含めた心の健康づくり対策を推進

【定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出の概要】

- 国家公務員制度改革基本法の規定を踏まえ、公的年金の支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年度から平成37年度に向けて、定年を段階的に65歳まで引き上げることが適当
- 民間企業の高齢期雇用の実情を考慮し、60歳超の職員の年間給与を60歳前の70%水準に設定
- 能力・実績に基づく人事管理の徹底、当面役職定年制の導入により組織活力を維持
- 短時間勤務制の導入や節目節目での意向聴取等を通じ、60歳超の多様な働き方を実現

1 検討の背景

- ・ 公的年金の支給開始年齢が、平成25年度以降段階的に60歳から65歳へと引き上げられることに伴い、現行の60歳定年制度のままでは無収入となる期間が発生。雇用と年金の接続は官民共通の課題
- ・ 既に民間企業では、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律において、65歳までの雇用確保措置を義務付け
- ・ 公務についても、国家公務員制度改革基本法第10条に、雇用と年金の接続の重要性に留意して定年を段階的に65歳に引き上げることについて検討することと規定
- ・ 人事院として、平成19年から「公務員の高齢期の雇用問題に関する研究会」（座長：清家篤慶應義塾長）を開催。平成21年7月の最終報告を踏まえ、制度と運用の見直し方策を検討

2 段階的な定年の引上げの必要性

- ・ 民間企業における60歳定年到達者の再雇用の運用状況をみると、非管理職層を中心に、多くの者が実際に継続雇用され、また、定年前の仕事内容を継続する形が多くなっている
- ・ 政策の立案や行政事務の執行等の業務が主体である公務における再任用は、定年前より職責が低い係長・主任級の短時間勤務のポストで、補完的な職務に従事させることが一般的。今後、再任用希望者の大幅な増加が見込まれ、こうした再任用では、希望者全員を65歳まで雇用する仕組みとして十分機能することは困難
- ・ 定年の引上げにより対応する場合、雇用と年金の接続が確実に図られるほか、採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、また、職員の意欲と能力に応じた配置・処遇も可能
- ・ 民間企業での取組に留意し、60歳以降の給与の抑制、組織活力維持のための方策等を講じながら段階的に定年を引き上げることで、来るべき本格的な高齢社会において公務能率を確保しながら職員の能力を十分活用していくことが適当

3 段階的な定年の引上げのための具体的措置

(1) 段階的な定年の引上げ

- ・ 平成25年度から3年に1歳ずつ段階的に定年を引上げ、平成37年度に65歳定年とする
- ・ 段階的な定年の引上げ期間中は、定年退職後、年金が満額支給される65歳までの間について、再任用制度の活用拡大を通じて65歳までの雇用を確保
- ・ 60歳以降の働き方等についての人事当局による意向聴取を通じ、多様な働き方を実現

(2) 60歳を超える職員の給与制度の設計 — 年間給与は60歳前の70%

- ・ 国家公務員給与は社会一般の情勢に適応するように変更することとされ、また、俸給は職務と責任に応じて職務の級が設定され、同一の職務の級の中でも一定の幅をもって水準が設定
- ・ 定年の引上げに当たり、60歳前後で同じ職務を行う場合であっても、同一の職務の級を適用した上で、各職務の級における所定の俸給の幅も考慮しつつ、60歳前半層の民間企業従業員の年間所得等を踏まえて60歳前より低い水準に設定することは、職務給の考え方とも整合

- ・ 60歳前半層の民間企業従業員（製造業（管理・事務・技術））の年間所得（給与、在職老齢年金、高年齢雇用継続基本給付金）が60歳前の年間給与の約70%（企業規模100人以上 535万円/787万円=68.0%、同10人以上 509万円/719万円=70.8%）であることを踏まえ、60歳を超える職員の年間給与について、60歳に達した日の属する年度の翌年度から、60歳前の70%に設定
- ・ 具体的には、俸給月額の水準を一定程度確保（60歳前の73%）することとし、その分ボーナス（特別給）の年間支給月数を60歳前の職員に比べて引下げ（年間3.00月分）
- ・ 60歳を超える職員は昇給しない。諸手当は基本的に60歳前と同様の手当を支給
- ・ 医療職(一)等は、60歳以降も現在と同様の給与制度を適用
- ・ 60歳を超えた特例定年が適用されている職員（行政職(二)労務職員等）の給与も引き下げるが、これまで60歳超の定年に達するまで、給与の引下げがなかったことを考慮し、一定の経過措置
- ・ 定年の引上げを行っても、総人員及び級別の人員を増加させないことを前提とすれば、総給与費は減少

(3) 組織活力の維持のための方策

① 役職定年制の導入

- ・ 管理職の新陳代謝を図り組織活力を維持するため、能力・実績に基づく人事管理が徹底されるまでの間の当分の間の措置として、本府省の局長、部長、課長等の一定の範囲の管理職が現行の定年である60歳に達した場合に他の官職に異動させることとする役職定年制を導入
- ・ 60歳に達した日後における最初の4月1日までに他の官職に異動。特別な事情がある場合、例外的に引き続き官職に留まれるよう措置
- ・ 役職定年により異動した職員の俸給は、役職定年による異動前に受けていた号俸の俸給月額の73%とする。ただし、その額は異動後にその者が属する職務の級の最高号俸を超えないものとする

② 短時間勤務制の導入

60歳を超える職員の多様な働き方を実現するため、短時間勤務を希望する職員を短時間勤務ポストに異動させることを可能とし、これにより若年・中堅層の採用・昇進機会を確保

③ 能力・実績に基づく人事管理の徹底と職員のキャリア支援

- ・ 職員の能力・業績の的確な把握、短期間で頻繁に異動させる人事運用の見直し、年次的な昇進管理の打破等、能力・実績に基づく人事管理を徹底。また、職員の専門性を強化
- ・ 節目節目で職員の将来のキャリアプランに関する意向を聴取し、職員の能力を伸ばし多様な経験を付与する機会を拡充する措置を講ずる必要
- ・ 各府省の行政運営の実情に応じ、スタッフ職が政策立案に必要な役割を果たし得るような行政事務の執行体制を構築

※ 上記の施策は、平成25年度以降の段階的な定年の引上げ期間中の制度の運用状況や民間企業の動向も踏まえつつ、諸制度及び人事管理の運用を随時見直していく必要。役職定年制については、人事管理の見直しの状況等を踏まえて、必要な検討を行う

4 定年の引上げを円滑に行うため公務全体で取り組むべき施策

- ・ 公務内外で職員の能力・経験を活用する観点から、専門スタッフ職等の整備、人事交流機会の拡充を図るとともに、自発的な早期退職を支援する退職手当上の措置、定年引上げ期間中も安定的な新規採用を可能とするための定員上の経過措置等を講ずることについて、政府全体での検討が必要
- ・ 加齢に伴う身体機能の低下が職務遂行に支障を来すおそれがある職務に従事する職員の定年の引上げに関し、その職務の特殊性を踏まえた条件整備や所要の措置の検討が必要

說 明 資 料

目 次

1 職員の給与及び人事統計関係資料

第1表	職員の給与額	1
第2表	職員の扶養手当の支給状況	3
第3表	職員の地域手当の支給状況	4
第4表	職員の住居手当の支給状況	5
第5表	職員の管理職手当の支給状況	6
第6表	職員の通勤手当の支給状況	7
第7表	職員の給料表別平均年齢及び平均経験年数	8
第8表	職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比	8
第9表	給料表別、級別、号給別人員分布	9
その1	行政職給料表	9
その2	公安職給料表	11
その3	教育職給料表(二)(ロ)	14
その4	教育職給料表(三)(イ)	17
その5	研究職給料表	20
その6	医療職給料表(一)	22
その7	医療職給料表(二)	24
その8	医療職給料表(三)	26
第10表	給料表別、級別、学歴別、年齢別人員分布	29
その1	行政職給料表	29
その2	公安職給料表	34
その3	教育職給料表(二)(ロ)	39
その4	教育職給料表(三)(イ)	41
その5	研究職給料表	43
その6	医療職給料表(一)	46
その7	医療職給料表(二)	47
その8	医療職給料表(三)	49
第11表	給料表別、級別平均年齢	52
第12表	給料表別、級別平均経験年数	52
第13表	再任用職員(フルタイム勤務職員)の給料表別、級別人員分布	53
第14表	再任用職員(短時間勤務職員)の給料表別、級別人員分布	53
その1	フルタイムの3/4勤務職員	53
その2	フルタイムの1/2勤務職員	53

2 民間給与関係資料

平成 23 年職種別民間給与実態調査の概要	55
第 15 表 民間給与実態調査事業所数	56
その 1 産業別，企業規模別調査事業所数	56
その 2 地域別，企業規模別調査事業所数	56
第 16 表 職種別，学歴別，企業規模別初任給	57
第 17 表 企業規模別，職種別，学歴別民間給与の支給状況等	58
その 1 全規模	58
その 2 規模 500 人以上	62
その 3 規模 100 人以上 500 人未満	64
その 4 規模 100 人未満	66
第 18 表 行政職給料表の職務の級への民間事業所従業員の格付	68
第 19 表 民間における初任給の改定状況	69
第 20 表 民間における定期昇給制度の状況	69
第 21 表 民間における雇用調整の実施状況	70
第 22 表 民間における特別給の支給状況	70
第 23 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	71
第 24 表 民間における家族手当の支給状況	71
第 25 表 民間における住宅手当（借家・借間）の支給状況	71
第 26 表 民間における月 45 時間を超え 60 時間を超えない時間外労働に係る 割増賃金率の状況	72

3 生計費関係資料

平成 23 年 4 月の標準生計費算定方法の概要	73
第 27 表 費目別，世帯人員別標準生計費	74
その 1 全国	74
その 2 広島市	74
参 考 費目別，世帯人員別生計費換算乗数	74

4 労働経済関係資料

第 28 表 労働経済指標	75
---------------	----

1 職員の給与及び人事統計関係資料

第1表 職員の給与額

(平成23年4月現在)

項目	給料表	全給料表	行政職	公安職	教育職	教育職
			給料表	給料表	給料表(二)(口)	給料表(三)(イ)
職員数(人)		29,534	6,281	5,117	4,485	12,981
給料月額総額(円)		10,528,613,427	2,191,225,115	1,649,415,790	1,708,512,046	4,737,267,076
給料の調整額総額(円)		257,768,847	179,400	123,600	78,462,788	177,444,340
扶養手当総額(円)		293,128,000	68,901,000	67,955,500	49,263,500	101,315,000
地域手当総額(円)		480,059,265	109,855,611	77,879,388	72,816,649	207,881,506
小計(基準内給与)(円)		11,559,569,539	2,370,161,126	1,795,374,278	1,909,054,983	5,223,907,922
住居手当総額(円)		154,022,590	32,568,200	15,434,400	27,187,800	74,730,690
管理職手当総額(円)		133,922,500	32,271,078	6,081,831	15,118,959	79,269,512
その他の手当総額(円)		128,903,876	1,593,159	6,880,838	26,579,945	81,805,066
合計(給与月額総額)(円)		11,976,418,505	2,436,593,563	1,823,771,347	1,977,941,687	5,459,713,190
職員一人当たり平均	給料月額(円)	356,491	348,866	322,340	380,939	364,939
	給料の調整額(円)	8,728	29	24	17,494	13,670
	扶養手当(円)	9,925	10,970	13,280	10,984	7,805
	地域手当(円)	16,254	17,490	15,220	16,236	16,014
	小計(基準内給与)(円)	391,399	377,354	350,865	425,653	402,427
	住居手当(円)	5,215	5,185	3,016	6,062	5,757
	管理職手当(円)	4,535	5,138	1,189	3,371	6,107
	その他の手当(円)	4,365	254	1,345	5,926	6,302
	合計(給与月額)(円)	405,513	387,931	356,414	441,013	420,593
対前年比	給料月額(%)	97.5	98.1	97.6	97.5	97.2
	基準内給与(%)	99.7	100.3	99.5	99.6	99.5
	給与月額(%)	99.2	100.3	99.5	99.1	98.7

- (注) 1 給料月額には、平成18年4月1日の給料の切替えに伴う差額を含む。
 2 その他の手当とは、初任給調整手当、特勤手当、特勤手当に準ずる手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当、寒冷地手当、義務教育等教員特別手当及び単身赴任手当をいう。
 3 再任用職員等は含まれていない。(以下、第12表までについて同じ。)
 4 職員一人当たりの平均は小数点以下を四捨五入しているため、内訳の合計と計が一致しない場合がある。

第1表 職員の給与額（つづき）

項目		給料表	研究職	医療職	医療職	医療職
		給料表	給料表	給料表(一)	給料表(二)	給料表(三)
職員数(人)			285	39	278	68
給料月額総額(円)			102,352,523	16,252,600	98,325,299	25,262,978
給料の調整額総額(円)			911,519	0	647,200	0
扶養手当総額(円)			3,378,500	428,000	1,564,000	322,500
地域手当総額(円)			4,305,859	2,569,758	3,773,924	976,570
小計(基準内給与)(円)			110,948,401	19,250,358	104,310,423	26,562,048
住居手当総額(円)			2,290,600	131,100	1,430,000	249,800
管理職手当総額(円)			320,000	451,120	410,000	0
その他の手当総額(円)			31,000	11,887,686	126,182	0
合計(給与月額総額)(円)			113,590,001	31,720,264	106,276,605	26,811,848
職 員 一 人 当 た り 平 均	給料月額(円)		359,132	416,733	353,688	371,514
	給料の調整額(円)		3,198	0	2,328	0
	扶養手当(円)		11,854	10,974	5,626	4,743
	地域手当(円)		15,108	65,891	13,575	14,361
	小計(基準内給与)(円)		389,293	493,599	375,217	390,618
	住居手当(円)		8,037	3,362	5,144	3,674
	管理職手当(円)		1,123	11,567	1,475	0
	その他の手当(円)		109	304,812	454	0
合計(給与月額)(円)			398,561	813,340	382,290	394,292
対前年比	給料月額(%)		98.5	100.6	96.8	98.1
	基準内給与(%)		100.8	100.2	98.9	100.2
	給与月額(%)		100.7	99.4	98.9	100.4

第2表 職員の扶養手当の支給状況

(平成23年4月現在)

区分		給料表	行政職	公安職	教育職	教育職	研究職	医療職	医療職	医療職
		全給料表	給料表	給料表	給料表 (二)(ロ)	給料表 (三)(イ)	給料表	給料表 (一)	給料表 (二)	給料表 (三)
受給者数		人 14,357	人 3,355	人 3,198	人 2,361	人 5,147	人 166	人 19	人 91	人 20
手当受給者 1人当たり 平均手当月額		円 20,417	円 20,537	円 21,249	円 20,866	円 19,684	円 20,352	円 22,526	円 17,187	円 16,125
扶 養	配偶者 (手当月額13,000円)	人 8,214	人 2,039	人 2,621	人 1,197	人 2,192	人 113	人 16	人 33	人 3
	配偶者以外の者 (手当月額6,500円)	21,040	4,948	4,183	3,683	7,806	243	30	124	23
親	配偶者が ない場合の 1人目の者 (手当月額11,000円)	606	152	38	123	280	—	—	9	4
族	計	29,860	7,139	6,842	5,003	10,278	356	46	166	30
数	うち年齢加算 を受ける子 (手当月額5,000円)	8,584	1,712	1,255	1,682	3,800	66	5	46	18

(注) 年齢加算を受ける子とは、扶養親族である子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子のことである。

第3表 職員の地域手当の支給状況

(平成23年4月現在)

区分	給料表 受給者数及び 平均手当月額	全給料表	行政職	公安職	教育職	教育職	研究職	医療職	医療職	医療職
			給料表	給料表	給料表 (二) (ロ)	給料表 (三) (イ)	給料表	給料表 (一)	給料表 (二)	給料表 (三)
受給者計	人数(人)	29,527	6,275	5,117	4,485	12,980	285	39	278	68
	平均額(円)	16,258	17,507	15,220	16,236	16,016	15,108	65,891	13,575	14,361
東京都特別区 に勤務する者 (支給割合18%)	人数(人)	31	29	2	—	—	—	—	—	—
	平均額(円)	61,562	62,339	50,294	—	—	—	—	—	—
医療職給料表 (一)の適用を 受ける者 (支給割合15%)	人数(人)	39	—	—	—	—	—	39	—	—
	平均額(円)	65,891	—	—	—	—	—	65,891	—	—
大阪府大阪市 に勤務する者 (支給割合15%)	人数(人)	5	5	—	—	—	—	—	—	—
	平均額(円)	66,745	66,745	—	—	—	—	—	—	—
広島市及び 安芸郡府中町 に勤務する者 (支給割合6%)	人数(人)	12,478	3,643	2,495	1,401	4,751	99	—	70	19
	平均額(円)	22,406	21,610	20,888	24,665	23,170	22,164	—	21,304	22,004
広島市及び 安芸郡府中町 を除く広島県内 の地域に 勤務する者 (支給割合3%)	人数(人)	16,971	2,596	2,619	3,084	8,229	186	—	208	49
	平均額(円)	11,526	11,161	9,783	12,406	11,885	11,353	—	10,974	11,398
上記以外の 地域に 勤務する者	人数(人)	3	2	1	—	—	—	—	—	—
	平均額(円)	20,079	8,417	43,404	—	—	—	—	—	—

第4表 職員の住居手当の支給状況

(平成23年4月現在)

区分		給料表								
		全給料表	行政職 給料表	公安職 給料表	教育職 給料表 (二)(ロ)	教育職 給料表 (三)(イ)	研究職 給料表	医療職 給料表 (一)	医療職 給料表 (二)	医療職 給料表 (三)
受給者数		人 15,501	人 3,466	人 2,076	人 2,732	人 6,872	人 194	人 11	人 130	人 20
借家・借問	手当月額11,000円以下の受給者	21	5	4	5	6	—	—	1	—
	手当月額11,100円以上27,000円未満の受給者	1,786	313	116	288	1,029	22	—	15	3
	手当月額27,000円の受給者	2,879	637	263	530	1,357	52	4	31	5
	小計	4,686	955	383	823	2,392	74	4	47	8
自宅	手当月額3,300円の受給者	10,815	2,511	1,693	1,909	4,480	120	7	83	12
借家・借問居住者に係る手当受給者1人当たり平均手当月額		円 25,205	円 25,331	円 25,465	円 25,364	円 25,052	円 25,603	円 27,000	円 24,598	円 26,275

配偶者の居住する借家・借問	受給者数	人 17	人 7	人 7	人 1	人 2	人 —	人 —	人 —	人 —
	1人当たり平均手当月額	円 13,024	円 12,957	円 13,500	円 13,500	円 11,350	円 —	円 —	円 —	円 —

第5表 職員の管理職手当の支給状況

(平成23年4月現在)

区分		給料表 全給料表	行政職 給料表	公安職 給料表	教育職 給料表 (二)(ロ)	教育職 給料表 (三)(イ)	研究職 給料表	医療職 給料表 (一)	医療職 給料表 (二)	医療職 給料表 (三)
受給者数		人 2,446	人 559	人 72	人 281	人 1,518	人 4	人 5	人 7	人 -
手当受給者 1人当たり 平均手当月額		円 54,752	円 57,730	円 84,470	円 53,804	円 52,220	円 80,000	円 90,224	円 58,571	円 -
支給区分	1種 (本庁局長)	人 13	人 13	人 -	人 -	人 -	人 -	人 -	人 -	人 -
	2種 (本庁部長)	92	62	30	-	-	-	-	-	-
	3種 (本庁課長)	348	210	42	29	51	4	5	7	-
	4種 (本庁担当監)	1,119	90	-	143	886	-	-	-	-
	5種 (学校総括事務長)	736	46	-	109	581	-	-	-	-
	6種 (学校事務長)	138	138	-	-	-	-	-	-	-
手当が支給される主な職		本庁 局長、部長、 課長、担当監 地方機関 所長、次長	警察本部 参事官、課長 警察署 署長、副署長	高等学校 校長、教頭	小・中学校 校長、教頭	総合技術研究所 センター長	総合精神保健 福祉センター 所長	畜産事務所 所長 食肉衛生検査所 所長 動物愛護センター 所長	-	-

(注) 支給区分欄の()内は、各支給区分に該当する行政職給料表適用者の主な職を示す。

第6表 職員の通勤手当の支給状況

(平成23年4月現在)

区分	給料表 受給者数及び 平均手当月額	全給料表	行政職	公安職	教育職	教育職	研究職	医療職	医療職	医療職
			給料表	給料表	給料表 (二) (ロ)	給料表 (三) (イ)	給料表	給料表 (一)	給料表 (二)	給料表 (三)
受給者計	人数(人)	26,438	5,589	3,683	4,271	12,324	246	13	252	60
	平均額(円)	11,962	16,445	7,226	16,341	9,547	18,567	9,978	18,635	14,776
交通機関等のみ を利用する者	人数(人)	5,021	2,929	1,190	294	456	64	7	53	28
	平均額(円)	14,743	16,506	9,871	19,239	11,539	21,998	10,440	20,181	16,475
交通用具のみを 使用する者	人数(人)	19,058	2,088	2,295	3,328	11,013	144	3	157	30
	平均額(円)	7,829	8,748	4,655	10,349	7,511	9,380	3,500	8,841	11,850
自動車	人数(人)	16,786	1,697	784	3,237	10,761	124	3	151	29
	平均額(円)	8,560	10,266	8,754	10,568	7,634	10,535	3,500	9,113	12,190
自転車等	人数(人)	2,270	390	1,510	91	252	20	—	6	1
	平均額(円)	2,423	2,127	2,526	2,536	2,256	2,220	—	2,000	2,000
自動車と 自転車等	人数(人)	2	1	1	—	—	—	—	—	—
	平均額(円)	10,400	13,600	7,200	—	—	—	—	—	—
交通機関等と 交通用具を 併用する者	人数(人)	2,359	572	198	649	855	38	3	42	2
	平均額(円)	39,431	44,230	21,129	45,755	34,711	47,602	15,380	53,293	34,891
交通機関等と 自動車	人数(人)	2,007	441	92	602	800	29	3	38	2
	平均額(円)	41,918	48,460	29,256	46,711	35,452	47,303	15,380	55,170	34,891
交通機関等と 自転車等	人数(人)	335	130	105	42	46	8	—	4	—
	平均額(円)	24,447	30,106	13,974	31,646	21,078	46,031	—	35,456	—
交通機関等と 自動車と 自転車等	人数(人)	17	1	1	5	9	1	—	—	—
	平均額(円)	41,202	14,480	24,680	49,275	38,449	68,857	—	—	—

第7表 職員の給料表別平均年齢及び平均経験年数

(平成23年4月現在)

区分 給料表	平均 年齢	平均 経験年数
	歳	年
全給料表	43.6	21.7
行政職給料表	43.8	22.8
公安職給料表	38.7	17.7
教育職給料表(二)(ロ)	46.0	23.5
教育職給料表(三)(イ)	44.6	22.2
研究職給料表	42.6	19.8
医療職給料表(一)	37.7	14.2
医療職給料表(二)	44.9	22.4
医療職給料表(三)	46.6	24.3

第8表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

(平成23年4月現在)

区分 給料表	給料表別 人員構成比	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
	%	%	%	%	%	%	%
全給料表	100.0	78.6	8.5	12.9	0.0	59.6	40.4
行政職給料表	21.3	56.6	14.2	29.2	0.0	68.0	32.0
公安職給料表	17.3	58.7	3.4	37.7	0.2	93.3	6.7
教育職給料表(二)(ロ)	15.2	94.5	4.6	0.9	—	60.7	39.3
教育職給料表(三)(イ)	44.0	91.1	8.9	—	—	42.3	57.7
研究職給料表	1.0	99.3	0.4	0.4	—	83.2	16.8
医療職給料表(一)	0.1	100.0	—	—	—	74.4	25.6
医療職給料表(二)	0.9	73.0	27.0	—	—	23.7	76.3
医療職給料表(三)	0.2	95.6	4.4	—	—	0.0	100.0

(注) 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計と計が一致しない場合がある。

第9表 給料表別、級別、号給別人員分布

その1 行政職給料表 [他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用]

(平成23年4月現在)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1号給									
2									
3									
4						2			
5									
6						1			
7									
8			1						
9	8	34							
10		2	1						
11	1	7							
12		9							
13	8	37	8						
14	1	4	2						4
15	1	4	17						
16		6	9						2
17	4	24	28						1
18		5	11						2
19	2	10	41						
20		7	7						2
21	7	27	24	1					
22		4	8						
23	1	19	59						
24		3	8						1
25	2	6	32						
26	1	1	7	2					
27	4	3	58						
28		1	19	1					
29	38	2	50						
30			13	4					
31	11	1	54	7				27	
32	6		17	3				3	
33	35		31	15				5	
34		1	18	9				6	
35	7		57	8				3	
36	2		15	14				2	
37	35		56	9				9	
38	5		32	28				2	
39	10		82	11				2	
40			17	23			122		
41	5		42	33	1		11	7	
42	2		53	25			18		
43	2		36	112	1		12		
44	5		60	14			3		
45	1		32	37			1	1	
46	2		23	25			26		
47	1		44	131			3		
48	1		25	9					
49	2	1	110	69	2				
50			17	29	4		9		
51	1		22	92		6	1		
52		1	47	27	1	1			
53	3		24	102	3	4			
54	1		60	27	2	2	1		
55	4		8	63	12	6			
56			9	23	4	14			
57			5	101	11	7			
58			4	34	8	16			
59	2		5	70	8	12			
60			3	32	7	15			
61	1		2	153	29	11			
62	2		2	45	9	13			
63	1		3	103	23	13			
64			2	42	8	8			

その1 行政職給料表 (つづき)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
65号給	2		3	44	36	26			
66	2		1	34	21	26			
67				65	43	23			
68				24	20	14			
69				40	33	46			
70	1			15	18	22			
71				45	60	66			
72				18	17	22			
73	1		2	44	50	55			
74				16	23	19			
75			2	25	104	66			
76				4	25	30			
77				20	40	196			
78				4	22				
79				10	57				
80			1	6	26				
81				9	41				
82				7	18				
83			1	9	59				
84				5	31				
85				9	446				
86				2					
87			1	6					
88	1			2					
89			1	5					
90									
91			2	2					
92			1	1					
93			1	21					
94			1						
95			2						
96									
97			1						
98									
99			1						
100			2						
101			1						
102			2						
103			1						
104									
105			1						
106									
107									
108			1						
109			1						
110									
111									
112									
113			4						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計	232	219	1,454	2,025	1,323	742	207	67	12
							合計人員	6,281	

その2 公安職給料表 [警察官に適用]

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1									
2									
3									
4									
5	21				1				
6									
7	1				1				
8	4								
9	8								
10	1								
11	23					1			
12	2								
13	4								
14	5								
15	20		1						
16	1		1						
17	3		1						
18	5								
19	25								
20	5		1						
21	67		4						
22	7		1						
23	53	1	3	1					
24	11		1						
25	14	61	10						
26	15	18	5						
27	87	28	15	4					
28	4	20	3	1					
29	15	69	16	2					
30	33	12	4	2					
31	28	44	8	11					
32	20	36	7	5					
33	6	61	22	3	2				
34	1	20	7	2	1				
35	2	60	7	5					
36	2	27	14	8	2				
37	3	48	69	8	3				
38	2	37	24	10	1				
39	1	60	45	11	1		1		7
40		23	39	5					3
41	2	31	50	18			1		4
42	1	41	29	15		1			
43	3	37	47	17	1				4
44	1	28	34	14			2		3
45		37	64	21	3				9
46		27	35	19	2				
47	1	46	44	25	4				
48		24	35	18	3				
49	1	1	54	33	2	1			
50		1	32	24	7	1	1		
51		2	26	29	6		6		
52		2	21	12	8	1	2		
53		1	47	42	1				
54			17	19	6	1	6		
55			24	52	5	1	3		
56			27	22	4	1	1		
57			10	35	11		7		
58		1	7	18	5	1	3		
59			13	28	13	1	7	2	
60			7	12	5	1	4		
61			7	27	7		2	36	
62			6	4	11	2	2		
63			8	18	12	1	5		
64			6	17	7	1	7		

その2 公安職給料表 (つづき)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
65号給			8	21	12		5		
66			3	14	13	1			
67			6	12	22	2	6		
68			6	8	11		9		
69				18	16	3	21		
70				5	11	1	7		
71				14	26	6	23		
72				5	14	1	6		
73				15	22	2	20		
74				7	9	1	5		
75				12	17	2	11		
76				7	6	3	6		
77				12	22	4	66		
78				16	10	3			
79				12	18	4			
80				14	25	6			
81				12	27	5			
82				8	25	1			
83				16	39	11			
84				8	9	3			
85				10	41	120			
86				9	11				
87				8	41				
88				9	6				
89				11	29				
90				12	30				
91				13	28				
92				11	20				
93				14	83				
94				5					
95				17					
96				6					
97				8					
98				14					
99				14					
100				17					
101				17					
102				12					
103				16					
104				17					
105				16					
106				8					
107				11					
108				4					
109				11					
110				5					
111				15					
112				9					
113				15					
114				8					
115				14					
116				14					
117				10					
118				10					
119				13					
120				13					
121				12					
122				24					
123				17					
124				9					
125				108					
126									
127									
128									

その2 公安職給料表 (つづき)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
129号給									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
計	508	904	981	1,439	778	194	245	38	30
合計人員								5,117	

その3 教育職給料表(二) (口)〔高等学校及び高等部を置く特別支援学校等に勤務する校長, 教頭, 主幹教諭, 指導教諭, 教諭, 養護教諭, 栄養教諭, 助教諭, 養護助教諭, 実習助手等に適用〕

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
1					
2					
3					
4					
5		24			
6					
7		4			
8		1			
9		26			
10					
11		6			1
12		3			
13		27			
14					
15		3			
16		1			
17		25			
18		1			
19		7			1
20		8			
21		27			2
22		3			1
23		7			2
24		10			2
25		30			2
26		1			
27		16			
28		7			2
29		36			1
30		3			1
31		15			4
32		10			3
33		17			5
34		3			4
35		10			6
36		9			2
37		25			57
38		7			
39		14		1	
40		10			
41		33			
42		10		1	
43		11			
44		16			
45		24		1	
46		7		2	
47		9		1	
48		8		3	
49		21		1	
50		10		1	
51		15			
52		15		5	
53		37			
54		14		2	
55		7		2	
56		18		4	
57		35		6	
58		15		11	
59		24	2	7	
60		13		11	
61		32		2	
62		13	1	6	
63		20	2	6	
64		14		4	

その3 教育職給料表(二)(ロ)(つづき)

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
65号給		33		6	
66		8	1	8	
67		11		4	
68		18		5	
69		22	2	8	
70		9	2	4	
71		22	2	4	
72	1	20		4	
73		43	2	4	
74		12	4	5	
75		29	7	3	
76		18	7		
77		31	3	10	
78		24	7		
79		33	4		
80		28	2		
81		30	6		
82		38			
83		27	1		
84		33	2		
85		23			
86		42	1		
87		45	4		
88		13	4		
89		23	2		
90		22	3		
91		22	3		
92		47	4		
93		64	6		
94		101	2		
95		74	2		
96		91	3		
97		57	3		
98		45	2		
99		76	1		
100		81	2		
101		160			
102		52	2		
103		95	1		
104		53			
105		59			
106		45			
107		19			
108		15			
109		29			
110		31			
111		43			
112		50			
113		51			
114		33			
115		50			
116		95			
117		100			
118		91			
119		75			
120		66			
121		44			
122		27			
123		48			
124		63			
125		42			
126		25			
127		35			
128		52			

その3 教育職給料表(二)(ロ)(つづき)

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
129号給		35			
130		40			
131		43			
132		38			
133		35			
134		34			
135		40			
136		36			
137		163			
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
計	1	4,144	102	142	96
				合計人員	4,485

その4 教育職給料表(三) (イ) 〔小・中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭等及び広島学園に勤務する児童自立支援専門員に適用〕

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					1
9					
10					2
11					1
12					2
13					
14					2
15					3
16					
17		149			2
18		1			5
19		21			8
20		2			9
21		202			14
22		1			9
23		35			11
24		12			26
25		166			17
26		6			17
27		37			31
28		16			33
29		186			31
30		6			33
31		39			23
32		17			36
33		168			37
34		22			42
35		53			42
36		29			41
37		159			273
38		9			
39		37			
40		26			
41		134			
42		15			
43		32			
44		40			
45		106			
46		19			
47		40			
48		44			
49		96			
50		31			
51		46			
52		36		1	
53		104			
54		23		2	
55		50			
56		40		1	
57		76		1	
58		28		1	
59		48		3	
60		34	1	6	
61		67		7	
62		26	1	6	
63		57		9	
64		37		9	

その4 教育職給料表 (三) (イ) (つづき)

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
65号給		63		20	
66		41		21	
67		67	3	19	
68		64	2	26	
69		65	10	16	
70		39	4	23	
71		47	7	13	
72		45		9	
73		80	3	36	
74		48	3	28	
75		45	12	28	
76		52	5	40	
77		65	20	44	
78		30	2	32	
79		40	6	28	
80		40	13	34	
81		49	7	38	
82		48	12	27	
83		66	7	27	
84		48	1	30	
85		79	4	28	
86		46	2	18	
87		78		24	
88		57	8	18	
89		72	2	4	
90		41	7	14	
91		95	9	4	
92		81	9	11	
93		70	8	73	
94		97	1		
95		66	2		
96		73	5		
97		70	2		
98		90	5		
99		84	6		
100		74			
101		123	3		
102		65	1		
103		72	2		
104		117	1		
105		153			
106		126			
107		201			
108		65	1		
109		95			
110		150			
111		241			
112		121			
113		225			
114		50			
115		98			
116		178			
117		129			
118		102			
119		119			
120		72			
121		99			
122		165			
123		110			
124		26			
125		39			
126		35			
127		182			
128		209			

その4 教育職給料表(三)(イ)(つづき)

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
129号給		140			
130		96			
131		229			
132		243			
133		196			
134		110			
135		113			
136		127			
137		157			
138		65			
139		206			
140		152			
141		166			
142		139			
143		115			
144		121			
145		131			
146		90			
147		69			
148		84			
149		295			
計	0	11,254	197	779	751
				合計人員	12,981

その5 研究職給料表 [試験場, 研究所等に勤務し, 試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用]

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
1					
2					
3					
4					
5		2			
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13		2			
14					
15		1			
16					
17		2			
18					
19					
20					
21		9			
22					
23		1			
24					
25		2	2		
26			2		
27					
28		1			
29		2	3		
30			5		
31					
32					1
33		2	4		
34			8		1
35		1			
36		1	2		
37		1	1		
38			14		1
39		1			
40			2		1
41		1	2		
42			10		
43		5	1		
44			10		
45		1	1	1	
46		2			
47		5	8		
48		1	2		
49		2		1	
50		1	4	1	
51		2	8	1	
52				3	
53			6	3	
54		1	3	2	
55		8	1	4	
56			9	1	
57			1	5	
58		1		4	
59			5	1	
60			8	1	
61		1		2	
62			3	3	
63			1	2	
64			1	4	

その5 研究職給料表 (つづき)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
65号給			2		
66			1	3	
67			4		
68				2	
69			6		
70			1	1	
71			2	3	
72			1		
73			10	2	
74					
75			1		
76					
77					
78					
79			1		
80					
81					
82					
83			3		
84			2		
85			2		
86			2		
87			1		
88					
89			4		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計	0	59	172	50	4
合計人員					285

その6 医療職給料表（一）〔病院、保健所、総合精神保健福祉センター等に勤務し、又は職員の衛生管理業務に従事する医師及び歯科医師に適用〕

級 号給	1級	2級	3級	4級
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9	2			
10				
11				
12				
13	2			
14				
15		2		
16				
17	2			
18				
19		2		
20				
21	1			
22				
23		2		
24				1
25	2			
26				1
27				
28				
29	2			
30	1			
31		2		
32				1
33				
34				
35		1		2
36				
37				
38				
39				1
40				
41		1		
42				
43				
44				
45				
46		1		
47				
48				1
49				
50				
51				1
52				1
53				
54				
55				
56				
57				
58			1	
59			1	1
60			1	
61				
62				
63				
64				

その6 医療職給料表（一）（つづき）

級 号給	1級	2級	3級	4級
65号給				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77			1	
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	13	11	8	7
合計人員				39

その7 医療職給料表 (二) [保健所, 総合精神保健福祉センター等に勤務し, 又は職員の衛生管理業務に従事する
薬剤師, 獣医師, 栄養士等の職員に適用]

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1							
2							
3							
4							
5		2					
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13		2					
14							
15							
16				1			
17		5					
18							
19							
20							
21		1					
22							
23			3				
24		2					
25		1					
26							
27			2				
28			1				
29							
30		1			1		
31			6				1
32			1		1		
33				1	3		2
34				3			
35			2	1			
36				2	1		
37		1	1	1	1		
38				2	3		1
39			4	3	4		
40		1		2	2		
41				3	3		
42	1		1	2	3		
43			1	2	3		
44				2			
45				4			
46			2	4	3		
47			4		2		
48				1	2	1	
49				2	2		
50					4	1	
51				2	4		
52					1		
53					4		
54					5		
55					3	2	
56					1	1	
57					2	1	
58					4	1	
59					2	4	
60					1		
61					2	3	
62					2		
63					7	3	
64					1	1	

その7 医療職給料表（二）（つづき）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
65		1			1	1	
66					1		
67							
68					2		
69							
70					1		
71					2		
72					2		
73					2		
74					2		
75					2		
76					1		
77					1		
78					1		
79					6		
80					3		
81							
82					4		
83					1		
84					2		
85					60		
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計	1	17	28	38	171	19	4
合計人員						278	

その8 医療職給料表 (三)〔保健所、総合精神保健福祉センター等に勤務し、又は職員の衛生管理業務に従事する保健師、助産師、看護師、准看護師等の職員に適用〕

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10			1				
11			1				
12							
13			1				
14							
15		1					
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23		1					
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31		1					
32							
33							
34							
35				1	2		
36							
37				1			
38							
39					2		
40					1		
41							
42							
43						2	
44							
45							
46							
47						2	
48				1	1		
49							
50					1	1	
51							
52				1			
53					1	1	
54							
55					3	1	
56							
57						3	
58							
59					1	4	
60							
61				1		1	
62					1		
63							
64					1		

その8 医療職給料表（三）（つづき）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
65号給							
66					1		
67							
68					1		
69							
70							
71							
72							
73					1		
74					3		
75					1		
76							
77					1		
78							
79					5		
80					1		
81					1		
82					1		
83							
84					2		
85					1		
86					1		
87					1		
88							
89					1		
90							
91							
92							
93					6		
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							

その8 医療職給料表（三）（つづき）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
129号給							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計	0	3	3	5	46	11	0
合計人員							68

第10表 給料表別，級別，学歴別，年齢別人員分布

その1 行政職給料表〔他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用〕

(平成23年4月現在)

級 年齢	学歴	1 級					2 級				
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計
18歳				8		8					
19				9		9					
20			1	5		6					
21			2	7		9					
22		31	1	4		36					
23		39	2	8		49					
24		34	2	11		47					
25		10	5	3		18	28		3		31
26		2	1	1		4	28		12		40
27		8		1		9	20	5	15		40
28		9		2		11	25	8	20		53
29		7		3		10	15	2	5		22
30		1				1	17	2	2		21
31		4				4	5				5
32							2		1		3
33		4				4			1		1
34		2		1		3					
35											
36				1		1	1				1
37											
38		1				1	1				1
39							1				1
40											
41											
42											
43				1		1					
44											
45											
46											
47											
48		1				1					
49											
50											
51											
52											
53											
54											
55											
56											
57											
58											
59											
計		153	14	65	0	232	143	17	59	0	219

その1 行政職給料表(つづき)

級 学歴 年齢	3 級					4 級				
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計
18歳										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29	15	7	2		24					
30	26	13	15		54					
31	48	8	21		77					
32	69	10	17		96					
33	82	15	32		129					
34	85	15	26		126					
35	102	25	37		164					
36	98	34	50		182	1	1			2
37	124	43	78		245	7	1	2		10
38	118	52	68		238	18	1	9		28
39	31	8	19		58	104	22	40		166
40	6		4		10	129	22	55		206
41	4	4	3		11	141	31	37		209
42	3	1	2		6	150	41	49		240
43			3		3	149	48	63		260
44	1				1	139	18	45		202
45	1				1	132	14	33		179
46	1		1		2	110	28	32		170
47						75	23	36		134
48		1			1	27	13	32		72
49	1	1	1		3	8	2	14		24
50		2	3		5	2	8	19		29
51						6	2	19		27
52		1	3		4	2	6	9		17
53		1	1		2	1	2	2		5
54	1	3			4		3	8		11
55		1	2		3	4	1	9		14
56			2		2	1	1	3		5
57						1	1	7		9
58	1				1			1		1
59		1	1		2	1	1	3		5
計	817	246	391	0	1,454	1,208	290	527	0	2,025

その1 行政職給料表(つづき)

級 年齢	学歴	5 級					6 級				
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計
18歳											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											
31							1				1
32							1				1
33											
34							1				1
35											
36											
37											
38											
39											
40				2		2					
41											
42			2	1		3					
43		2	1	7		10					
44		6		3		9					
45		26	3	4		33	1		4		5
46		35	3	8		46	1		2		3
47		56	1	14		71	7		6		13
48		84	5	30		119	13		2		15
49		79	16	47		142	16	4	3		23
50		63	20	71	1	155	24	4	12		40
51		74	34	56		164	37	2	17		56
52		51	36	53		140	65	10	13		88
53		37	32	28		97	38	4	4		46
54		25	24	50	1	100	42	9	18		69
55		14	11	31		56	39	1	37		77
56		4	25	41		70	36	6	44		86
57		4	20	23	1	48	27	18	41		86
58		9	12	23		44	26	5	24		55
59		4	1	9		14	44	6	27		77
計		573	246	501	3	1,323	419	69	254	0	742

その1 行政職給料表(つづき)

年齢	級 学歴	7 級					8 級				
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計
18歳											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											
31											
32											
33											
34											
35											
36											
37											
38							2				2
39											
40											
41											
42											
43		1									1
44											
45											
46											
47							1				1
48		3					1				1
49		3									3
50		6					1				1
51		9		1							10
52		18									18
53		22					4				4
54		18					3				3
55		20		4			10				10
56		18		4			7	1	1		9
57		13	2	7			12	2	1		15
58		18	2	7			14	2	3		19
59		22	2	7			1		1		2
計		171	6	30	0	207	56	5	6	0	67

その1 行政職給料表(つづき)

級 年齢	学歴	9 級				計	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒		
18歳						8	
19						9	
20						6	
21						9	
22						36	
23						49	
24						47	
25						49	
26						44	
27						49	
28						64	
29						56	
30						76	
31						87	
32						100	
33						134	
34						130	
35						164	
36						186	
37						255	
38						270	
39						225	
40						218	
41		1			1	221	
42						249	
43		1			1	276	
44						212	
45						218	
46						221	
47						219	
48						212	
49						195	
50						236	
51						257	
52						267	
53						176	
54						205	
55		2			2	186	
56		4			4	198	
57		1			1	181	
58		3			3	150	
59						131	
計		12	0	0	0	12	6,281
	合計人員	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	
		3,552	893	1,833	3		6,281

その2 公安職給料表 [警察官に適用]

級 学歴 年齢	1 級					2 級				
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計
18歳			21		21					
19			36		36					
20		2	28		30					
21		1	26		27					
22	61	3	57		121					
23	71	1	42	1	115					
24	52	2	40		94	33		29		62
25	18	1	10		29	72	1	36		109
26	8	3	3		14	98		49		147
27	3	1	1		5	100	6	48		154
28	3	2			5	105	6	33		144
29	5	1	2		8	110	5	29		144
30	3				3	64	3	17		84
31						34	1	5		40
32						5		7		12
33						1		2		3
34								3		3
35								2		2
36										
37										
38										
39										
40										
41										
42										
43										
44										
45										
46										
47										
48										
49										
50										
51										
52										
53										
54										
55										
56										
57										
58										
59										
計	224	17	266	1	508	622	22	260	0	904

その2 公安職給料表(つづき)

級 年齢 学歴	3 級					4 級				
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計
18歳										
19										
20										
21										
22										
23										
24			2		2					
25			6		6					
26	4		9		13					
27	19	2	12		33					
28	26	1	15	1	43					
29	41	2	18		61	1				1
30	69	6	21		96	4	1	1		6
31	115	4	26		145	7	1	5		13
32	121	7	32		160	13		3		16
33	124	3	30		157	22	1	6		29
34	68	11	22		101	30	4	11		45
35	49	6	15		70	34	5	15		54
36	32	3	14		49	68	4	35		107
37	15	1	8		24	63	3	35		101
38	9	4	2		15	58	14	30		102
39	3		2		5	46	10	31		87
40	1				1	47	4	19		70
41						33		17		50
42						15	4	26		45
43						25	1	25		51
44						17	3	17		37
45						21	3	11		35
46						20	2	19		41
47						26		29		55
48						9	1	24		34
49						19		27		46
50						24	2	19		45
51						21	1	17		39
52						26	2	11		39
53						28	3	18		49
54						20	1	39	1	61
55						27		37		64
56						14		20	1	35
57						10		22		32
58						8		16	1	25
59						8	1	15	1	25
計	696	50	234	1	981	764	71	600	4	1,439

その2 公安職給料表(つづき)

級 年齢 学歴	5 級					6 級				
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計
18歳										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30	1				1					
31	1				1					
32						1				1
33										
34										
35										
36										
37	3				3					
38	2	1	1		4					
39	3		2		5					
40	3		2		5					
41	7		9		16			1		1
42	13		10		23	2				2
43	7		8		15			2		2
44	10		11		21	1		1		2
45	11		14		25	3	1	1		5
46	14	1	24		39			1		1
47	20		27		47	1		1		2
48	14	2	19		35	5				5
49	32	1	16		49	6		3		9
50	23		26		49	6		5		11
51	28		17		45	3		4		7
52	35	1	4		40	7				7
53	23		17		40	10		1		11
54	41	1	24		66	8				8
55	36		31		67	13	1	8		22
56	28		28		56	10		11		21
57	12	2	30	1	45	14		12		26
58	19		36		55	11		17	1	29
59	3		23		26	9		13		22
計	389	9	379	1	778	110	2	81	1	194

その2 公安職給料表(つづき)

年齢 学歴	7 級					8 級				
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計
18歳										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
32										
33										
34										
35										
36										
37										
38										
39										
40										
41	1		1		2					
42										
43	3		1		4					
44	2		3		5					
45	2		4		6					
46	6		2		8					
47	4		7		11					
48	4	1	3		8					
49	8		6		14					
50	9		10		19					
51	10		8		18	2		2		4
52	17		3		20	1				1
53	12	1	3		16	2				2
54	12	1	5		18	2				2
55	16		3		19	2		3		5
56	9		3	1	13	3		4		7
57	17	1	8		26	5		2		7
58	13		11		24	2		4		6
59	7		7		14	4				4
計	152	4	88	1	245	23	0	15	0	38

その2 公安職給料表(つづき)

級 年齢	9 級					計
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	
18歳						21
19						36
20						30
21						27
22						121
23						115
24						158
25						144
26						174
27						192
28						192
29						214
30						190
31						199
32						189
33						189
34						149
35						126
36						156
37						128
38						121
39						97
40						76
41						69
42						70
43						72
44						65
45						71
46						89
47						115
48						82
49						118
50						124
51						113
52	1				1	108
53	1				1	119
54	3		1		4	159
55	3				3	180
56	7		3		10	142
57	3		1		4	140
58	2		1		3	142
59	2		2		4	95
計	22	0	8	0	30	5,117
合計人員	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	
	3,002	175	1,931	9	5,117	

その3 教育職給料表(二)(口)

〔高等学校及び高等部を置く特別支援学校等に勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手等に適用〕

級 年齢 学歴	1 級				2 級				特 2 級			
	大学卒	短大卒	高校卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	計
20歳												
21												
22					24			24				
23					28			28				
24					44	1		45				
25					30			30				
26					42			42				
27					60			60				
28					53			53				
29					37			37				
30					43	1		44				
31					55	2		57				
32					53	5		58				
33					45			45				
34					61			61				
35		1		1	69	3		72				
36					81	5	1	87				
37					63	8		71				
38					78	4		82				
39					89	7	1	97				
40					91	4		95				
41					95	3	3	101				
42					76	6	1	83	1			1
43					102	12	3	117	3	1		4
44					115	12		127	2			2
45					184	9	3	196	3			3
46					214	11	1	226	6			6
47					193	7		200	9			9
48					199	9	3	211	14	1		15
49					197	12	1	210	15			15
50					214	11	2	227	10			10
51					182	10	2	194	5			5
52					176	10	2	188	10			10
53					171	11	3	185	4			4
54					136	10		146	3			3
55					136	9	1	146	6			6
56					140	5	2	147	3			3
57					130	5	3	138	4			4
58					107	5	3	115				
59					89	6	4	99	2			2
計	0	1	0	1	3,902	203	39	4,144	100	2	0	102

その3 教育職給料表(二)(ロ)(つづき)

年齢	学歴	3 級				4 級				計
		大学卒	短大卒	高校卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	計	
20歳										
21										
22										24
23										28
24										45
25										30
26										42
27										60
28										53
29										37
30										44
31										57
32										58
33										45
34										61
35										73
36										87
37										71
38										82
39										97
40										95
41										101
42										84
43										121
44										129
45										199
46										232
47		1		1						210
48		7		7						233
49		8		8						233
50		21		21	2			2		260
51		16	1	17	3			3		219
52		21		21	3			3		222
53		14		14	5			5		208
54		5	1	6	5			5		160
55		17		17	9			9		178
56		13		13	15			15		178
57		9		9	22			22		173
58		3		3	15			15		133
59		5		5	17			17		123
計		140	2	0	142	96	0	0	96	4,485
合計人員						大学卒	短大卒	高校卒	計	
						4,238	208	39	4,485	

その4 教育職給料表(三)(イ) [小・中学校に勤務する校長, 教頭, 主幹教諭, 指導教諭, 教諭, 養護教諭, 栄養教諭, 助教諭, 養護助教諭等及び広島学園に勤務する児童自立支援専門員に適用]

級 学歴 年齢	1 級			2 級			特 2 級		
	大学卒	短大卒	計	大学卒	短大卒	計	大学卒	短大卒	計
20歳									
21									
22				149		149			
23				216	3	219			
24				235	2	237			
25				241	1	242			
26				228	2	230			
27				226	4	230			
28				211		211			
29				183	1	184			
30				181	2	183			
31				228	2	230			
32				165	8	173			
33				164	5	169			
34				164	12	176			
35				204	8	212			
36				192	13	205			
37				217	13	230			
38				205	15	220			
39				254	19	273			
40				251	19	270			
41				246	16	262			
42				252	27	279			
43				242	27	269	2		2
44				264	18	282	3		3
45				299	32	331	14	1	15
46				385	32	417	13		13
47				410	41	451	22	2	24
48				391	39	430	28		28
49				372	52	424	27	2	29
50				420	56	476	10	1	11
51				445	86	531	18	1	19
52				471	77	548	11	2	13
53				465	88	553	13		13
54				454	91	545	12	1	13
55				370	87	457	7	1	8
56				296	48	344	3		3
57				232	44	276	1	1	2
58				170	35	205	1		1
59				104	27	131			
計	0	0	0	10, 202	1, 052	11, 254	185	12	197

その4 教育職給料表(三)(イ)(つづき)

年齢	級 学歴	3 級			4 級			計
		大学卒	短大卒	計	大学卒	短大卒	計	
20歳								
21								
22								149
23								219
24								237
25								242
26								230
27								230
28								211
29								184
30								183
31								230
32								173
33								169
34								176
35								212
36								205
37								230
38								220
39								273
40								270
41								262
42								279
43								271
44		1		1				286
45		3		3				349
46		7		7				437
47		12		12				487
48		36		36	1		1	495
49		70	5	75	6		6	534
50		78	4	82	7	2	9	578
51		80	6	86	29	2	31	667
52		102	8	110	51	4	55	726
53		79	1	80	80	2	82	728
54		86	7	93	89	12	101	752
55		55	5	60	91	11	102	627
56		44	4	48	75	4	79	474
57		34	1	35	109	6	115	428
58		26	3	29	77	4	81	316
59		22		22	84	5	89	242
計		735	44	779	699	52	751	12,981
					合計人員	大学卒	短大卒	計
						11,821	1,160	12,981

その5 研究職給料表〔試験場，研究所等に勤務し，試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用〕

級 学歴 年齢	1 級				2 級			
	大学卒	短大卒	高校卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	計
22歳					2			2
23								
24					1			1
25					1			1
26					8			8
27					3			3
28					5		1	6
29					2			2
30					4			4
31					4			4
32					6			6
33					9			9
34					9			9
35					2			2
36					1			1
37								
38								
39								
40								
41					1			1
42								
43								
44								
45								
46								
47								
48								
49								
50								
51								
52								
53								
54								
55								
56								
57								
58								
59								
計	0	0	0	0	58	0	1	59

その5 研究職給料表 (つづき)

級 学歴 年齢	3 級				4 級			
	大学卒	短大卒	高校卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	計
22歳								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
32								
33								
34	1			1				
35	2			2				
36	6			6				
37	13			13				
38	14			14				
39	9			9				
40	16			16				
41	10			10				
42	18			18				
43	10			10				
44	13			13				
45	11			11				
46	10			10				
47	11			11	1			1
48	10			10				
49	3			3	1			1
50	1			1				
51	3			3	3			3
52	6			6	4			4
53	2			2	9			9
54	2			2	8	1		9
55	1			1	6			6
56					4			4
57					3			3
58					7			7
59					3			3
計	172	0	0	172	49	1	0	50

その5 研究職給料表（つづき）

年齢	級 学歴	5 級				計
		大学卒	短大卒	高校卒	計	
22歳						2
23						
24						1
25						1
26						8
27						3
28						6
29						2
30						4
31						4
32						6
33						9
34						10
35						4
36						7
37						13
38						14
39						9
40						16
41						11
42						18
43						10
44						13
45						11
46						10
47						12
48						10
49						4
50						1
51						6
52						10
53						11
54		1			1	12
55						7
56						4
57						3
58		1			1	8
59		2			2	5
計		4	0	0	4	285
	合計人員	大学卒	短大卒	高校卒		計
		283	1	1		285

その6 医療職給料表（一）〔病院、保健所、総合精神保健福祉センター等に勤務し、又は職員の衛生管理業務に従事する医師及び歯科医師に適用〕

年齢 学歴	1 級	2 級	3 級	4 級	計
	大学卒	大学卒	大学卒	大学卒	
24歳	3				3
25	3				3
26					
27	2				2
28	3				3
29					
30		4			4
31					
32		2			2
33		2			2
34		1			1
35	1	1			2
36			1		1
37			1		1
38		1	1		2
39			1		1
40	1				1
41					
42					
43					
44					
45			1		1
46			1	1	2
47			1		1
48				1	1
49					
50					
51				1	1
52					
53					
54				1	1
55			1		1
56				1	1
57					
58					
59				1	1
60				1	1
計	13	11	8	7	39
			合計人員	大学卒	計
				39	39

その7 医療職給料表 (二) (保健所、総合精神保健福祉センター等に勤務し、又は職員の衛生管理業務に従事する
薬剤師、獣医師、栄養士等の職員に適用)

年齢	学歴	1 級			2 級			3 級			4 級		
		大学卒	短大卒	計	大学卒	短大卒	計	大学卒	短大卒	計	大学卒	短大卒	計
20歳													
21													
22					2		2						
23													
24					5		5						
25					2		2						
26													
27					2		2						
28			1	1	2		2						
29					1		1	3		3			
30					1		1	3		3			
31						1	1	3		3			
32								5		5			
33								2		2			
34								6	1	7			
35								4		4	3	1	4
36								1		1	6	1	7
37											12	2	14
38											4	5	9
39											3	1	4
40					1		1						
41													
42													
43													
44													
45													
46													
47													
48													
49													
50													
51													
52													
53													
54													
55													
56													
57													
58													
59													
計		0	1	1	16	1	17	27	1	28	28	10	38

その7 医療職給料表（二）（つづき）

級 学歴 年齢	5 級			6 級			7 級			計
	大学卒	短大卒	計	大学卒	短大卒	計	大学卒	短大卒	計	
20歳										
21										
22										2
23										
24										5
25										2
26										
27										2
28										3
29										4
30										4
31										4
32										5
33										2
34										7
35										8
36										8
37										14
38										9
39	6	1	7							11
40	8	2	10							11
41	4	1	5							5
42	5	2	7							7
43	3	7	10							10
44	9	2	11							11
45	4	1	5							5
46	5	2	7							7
47	5	1	6							6
48	5	5	10							10
49	4	1	5							5
50	2	7	9							9
51	6	7	13							13
52	6	3	9	1		1				10
53	13	2	15	1		1	1		1	17
54	5	2	7	4		4				11
55	3	3	6							6
56	3	4	7	3		3				10
57	9	2	11	2		2	3		3	16
58	3	3	6	4	1	5				11
59	2	3	5	3		3				8
計	110	61	171	18	1	19	4	0	4	278
合計人員							大学卒	短大卒	計	
							203	75	278	

その8 医療職給料表 (三) [保健所, 総合精神保健福祉センター等に勤務し, 又は職員の衛生管理業務に従事する保健師, 助産師, 看護師, 准看護師等の職員に適用]

級 学歴 年齢	1 級				2 級				3 級			
	大学卒	短大卒	高校卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	計
20歳												
21												
22												
23					1			1				
24					1			1				
25												
26					1			1				
27									1			1
28									2			2
29												
30												
31												
32												
33												
34												
35												
36												
37												
38												
39												
40												
41												
42												
43												
44												
45												
46												
47												
48												
49												
50												
51												
52												
53												
54												
55												
56												
57												
58												
59												
計	0	0	0	0	3	0	0	3	3	0	0	3

その8 医療職給料表（三）（つづき）

年齢	級 学歴	4 級				5 級				6 級			
		大学卒	短大卒	高校卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	計
20歳													
21													
22													
23													
24													
25													
26													
27													
28													
29													
30													
31													
32													
33													
34													
35		2			2								
36													
37													
38		1			1								
39		1			1	1			1				
40						4			4				
41		1			1	2			2				
42						2			2				
43						2			2				
44						3			3				
45						2			2				
46						1			1				
47						2			2				
48						2			2				
49						1			1				
50						8			8				
51						6			6				
52						4			4				
53													
54						2			2	1			1
55						2			2	2	1		3
56						1			1	3			3
57										2			2
58						1			1		1		1
59											1		1
計		5	0	0	5	46	0	0	46	8	3	0	11

その8 医療職給料表（三）（つづき）

年齢	級 学歴	7 級			計	
		大学卒	短大卒	高校卒		
20歳						
21						
22						
23					1	
24					1	
25						
26					1	
27					1	
28					2	
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35					2	
36						
37						
38					1	
39					2	
40					4	
41					3	
42					2	
43					2	
44					3	
45					2	
46					1	
47					2	
48					2	
49					1	
50					8	
51					6	
52					4	
53						
54					3	
55					5	
56					4	
57					2	
58					2	
59					1	
計		0	0	0	0	68
	合計人員	大学卒	短大卒	高校卒		計
		65	3	0		68

第11表 給料表別，級別平均年齢

(平成23年4月現在)

級 給料表	全級	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
行政職給料表	43.8	24.2	27.6	35.6	43.6	51.2	54.2	55.2	55.6	54.1	
公安職給料表	38.7	22.6	27.5	32.0	43.9	51.1	54.2	52.7	55.8	56.1	
教育職給料表(二)(口)	46.0	35.0	45.5	49.8	52.8	56.3					
教育職給料表(三)(イ)	44.6	—	43.3	49.5	52.5	55.4					
研究職給料表	42.6	—	30.4	42.9	54.6	57.5					
医療職給料表(一)	37.7	28.7	33.5	43.9	54.1						
医療職給料表(二)	44.9	28.0	26.7	32.5	37.1	49.0	56.3	56.0			
医療職給料表(三)	46.6	—	24.3	27.7	37.6	47.9	56.2	—			

第12表 給料表別，級別平均経験年数

(平成23年4月現在)

級 給料表	全級	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
行政職給料表	22.8	2.8	6.4	14.7	22.3	30.5	33.3	33.0	32.2	30.6	
公安職給料表	17.7	2.4	6.0	10.7	23.1	30.4	33.4	31.5	35.1	34.5	
教育職給料表(二)(口)	23.5	15.0	23.0	27.3	30.0	33.6					
教育職給料表(三)(イ)	22.2	—	20.9	26.8	29.9	32.7					
研究職給料表	19.8	—	7.8	20.2	31.3	34.3					
医療職給料表(一)	14.2	5.7	9.8	20.3	29.9						
医療職給料表(二)	22.4	6.0	3.4	8.6	14.7	26.9	33.4	32.8			
医療職給料表(三)	24.3	—	2.0	5.0	15.6	25.8	33.7	—			

第13表 再任用職員（フルタイム勤務職員）の給料表別、級別人員分布

(平成23年4月現在)

級 給料表	全級	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	4				4						
教育職給料表(二)(ロ)	21	4	13			4					
教育職給料表(三)(イ)	24		17			7					
合計	49										
60歳	23										
61歳	18										
62歳	4										
63歳	4										

(注) フルタイム勤務職員の勤務時間は週38時間45分

第14表 再任用職員（短時間勤務職員）の給料表別、級別人員分布

その1 フルタイムの3/4勤務職員

(平成23年4月現在)

級 給料表	全級	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	253				253						
公安職給料表	9					9					
医療職給料表(二)	10					10					
合計	272										
60歳	74										
61歳	102										
62歳	57										
63歳	39										

(注) フルタイムの3/4勤務職員とは4週間の勤務時間が116時間15分の職員をいう。

その2 フルタイムの1/2勤務職員

(平成23年4月現在)

級 給料表	全級	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	31				31						
教育職給料表(二)(ロ)	110	12	98								
教育職給料表(三)(イ)	64		64								
医療職給料表(二)	1					1					
医療職給料表(三)	2					2					
合計	208										
60歳	62										
61歳	59										
62歳	41										
63歳	46										

(注) フルタイムの1/2勤務職員とは2週間の勤務時間が38時間45分の職員をいう。

2 民間給与関係資料

平成 23 年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成 23 年 4 月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

本人事業委員会、人事院及び広島市人事委員会等

3 調査の対象

(1) 調査対象事業所

企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所のうち、第 15 表に掲げる産業区分（「鉱業、採石業、砂利採取業」等）に分類された 1,166 事業所

(2) 調査対象職種

調査対象事業所の常勤の従業員（臨時の者及び役員を除く。）のうち、職員の職に類似する職として指定した 78 職種（うち初任給関係 19 職種）

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

3 の (1) に記載した 1,166 事業所を、組織、企業規模、産業等により 32 層に層化し、これらの層から 310 事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第 15 表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種について、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。

5 調査事項

(1) 事業所に関する事項

毎月きまって支給する給与、賞与・臨時給与に関する支給状況等

(2) 従業員に関する事項

従業員の年齢、学歴、性、きまって支給する給与、時間外手当、通勤手当等

6 集 計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第15表 民間給与実態調査事業所数

その1 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模			
	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
調 査 対 象 事 業 所	1,166	479	468	219
抽 出 事 業 所	310	142	109	59
調 査 事 業 所 (産 業 計)	273	130	92	51
鉱業,採石業,砂利採取業, 建設業	30	21	2	7
製 造 業	134	51	55	28
電気・ガス・熱供給・水道業, 情報通信業,運輸業,郵便業	44	25	11	8
卸 売 業 , 小 売 業	34	20	7	7
金 融 業 , 保 険 業 , 不動産業,物品賃貸業	12	7	5	0
教育,学習支援業,医療, 福祉,サービス業	19	6	12	1
調 査 不 能 等 事 業 所	37	12	17	8

(注) 1 「調査不能等事業所」とは、実地調査に際し、規模が調査の対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所をいう。

2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(以下、各表について同じ。)

その2 地域別、企業規模別調査事業所数

地 域	企業規模			
	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
地 域 計	273	130	92	51
広 島 市	137	77	41	19
そ の 他 の 市	121	46	47	28
郡 部	15	7	4	4

第16表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	全 規 模	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
		円	円	円	円
新卒事務員・技術者計	大学卒	193,781	200,782	192,625	185,459
	短大卒	173,350	174,350	※ 166,115	※ 170,963
	高校卒	158,563	159,583	157,110	155,714
新卒事務員	大学卒	191,472	197,346	192,124	184,225
	短大卒	※ 164,784	—	※ 162,092	※ 170,415
	高校卒	158,172	※ 160,400	158,648	156,128
新卒技術者	大学卒	197,361	202,998	193,893	188,047
	短大卒	174,421	174,350	※ 177,125	※ 173,000
	高校卒	158,702	159,575	153,848	※ 154,565
新卒大学助教	大学卒	—	—	—	—
新卒大学助手	大学卒	—	—	—	—
新卒高等学校教諭	大学卒	※ 199,700	—	—	※ 199,700
新卒研究員	大学卒	—	—	—	—
新卒研究補助員	短大卒	—	—	—	—
	高校卒	—	—	—	—
準新卒医師	大学卒	※ 330,200	※ 330,200	—	—
準新卒薬剤師	大学卒	—	—	—	—
準新卒診療放射線技師	養成所卒	—	—	—	—
新卒栄養士	短大卒	—	—	—	—
準新卒看護師	養成所卒	191,801	—	191,801	—
準新卒准看護師	養成所卒	※ 165,000	—	※ 165,000	—
新卒船員	海上技術学校卒	—	—	—	—

- (注) 1 ※印のあるものは、調査実人員が10人以下であることを示す。
 2 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
 3 「準新卒」とあるのは、平成22年度中に資格免許を取得し(医師については平成20年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了後)、平成23年4月までに採用された場合をいう。

備考 職員の場合は次のとおりである。

- ・大学卒 186,362円
- ・短大卒 162,284円
- ・高校卒 150,611円

※平成23年4月1日現在の行政職で、給料月額に地域手当(広島市内勤務の場合)を加えたものである。

第17表 企業規模別、職種別、学歴別民間給与の支給状況等

その1 全規模

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成23年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
	人	歳	円	円	円		
事 務	支店長	30	52.1	832,925	847	832,078	構成員50人以上の支店(社) の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	22	51.3	864,437	105	864,332	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	7	54.3	740,239	3,294	736,945	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務	工場長	20	53.7	712,515	21	712,494	構成員50人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	15	53.7	736,582	0	736,582	
	短大卒	4	52.0	659,379	99	659,280	
	高校卒	x	x	x	x	x	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	事務部長	415	52.3	621,381	1,785	619,596	2課以上又は構成員20人以上 の部の長 職能資格等が上記部の長と同 等と認められる部の長及び部 長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	341	52.2	631,460	532	630,928	
	短大卒	12	49.4	526,630	22,354	504,276	
	高校卒	62	53.4	593,148	3,102	590,046	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術	技術部長	282	52.8	630,973	3,793	627,180	同上
	大学卒	216	52.3	646,410	1,273	645,137	
	短大卒	14	51.2	635,873	147	635,726	
	高校卒	52	55.3	569,018	14,663	554,355	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関 係	事務部次長	100	50.1	526,393	4,284	522,109	上記部長に事故等のあるとき の職務代行者 職能資格等が上記部の次長と 同等と認められる部の次長及 び部次長級専門職
	大学卒	74	49.4	536,533	1,372	535,161	
	短大卒	7	52.1	492,202	12,149	480,053	
	高校卒	19	51.7	505,527	11,008	494,519	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
係	技術部次長	55	51.9	564,571	4,119	560,452	同上
	大学卒	38	51.5	579,764	1,919	577,845	
	短大卒	6	51.6	527,053	0	527,053	
	高校卒	10	53.3	533,498	16,422	517,076	
	中 学 卒	x	x	x	x	x	
職	事務課長	684	48.6	524,795	5,165	519,630	2係以上又は構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同 等と認められる課の長及び課 長級専門職
	大学卒	490	47.9	520,063	5,325	514,738	
	短大卒	46	46.4	450,600	9,934	440,666	
	高校卒	148	51.1	552,081	3,781	548,300	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
種	技術課長	636	48.4	532,527	3,418	529,109	同上
	大学卒	411	47.4	534,593	2,986	531,607	
	短大卒	41	48.7	594,638	11,017	583,621	
	高校卒	184	50.4	514,789	2,704	512,085	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

(注) X印は、調査実人員が1人であることを示す。(以下、本表において同じ。)

職 種 名		調 査 実 人 員	平均 年 齢	平成23年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
事 務	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職
	大学卒	240	46.2	464,531	29,092	435,439	
	短大卒	161	45.3	459,433	23,545	435,888	
	高校卒	18	43.9	472,741	73,543	399,198	
	中学卒	61	48.7	475,684	35,843	439,841	
		-	-	-	-	-	
	技術課長代理	101	45.0	514,928	65,195	449,733	同上
	大学卒	61	43.3	524,462	78,385	446,077	
	短大卒	6	45.8	452,189	9,605	442,584	
	高校卒	34	49.2	501,218	41,263	459,955	
中学卒	-	-	-	-	-		
技 術 関 係 職 種	事務係長	593	43.6	422,564	51,155	371,409	課長又は課長代理等に直属し 直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等 と認められる係長及び係長級 専門職
	大学卒	337	41.6	417,993	53,950	364,043	
	短大卒	69	42.0	371,331	39,059	332,272	
	高校卒	186	47.0	442,749	50,266	392,483	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	技術係長	481	44.2	453,964	56,706	397,258	同上
	大学卒	259	41.4	447,851	55,539	392,312	
	短大卒	40	42.9	456,082	61,510	394,572	
	高校卒	179	48.1	461,137	57,572	403,565	
	中学卒	3	57.7	494,039	18,681	475,358	
事務主任	534	40.3	373,506	31,108	342,398		
大学卒	331	39.5	390,235	30,218	360,017		
短大卒	81	39.7	329,491	25,263	304,228		
高校卒	120	43.2	358,395	38,190	320,205		
中学卒	2	53.6	453,107	60,221	392,886		
技術主任	435	43.8	450,720	46,284	404,436		
大学卒	295	43.2	459,552	44,144	415,408		
短大卒	40	43.5	428,573	50,535	378,038		
高校卒	99	45.8	429,804	51,849	377,955		
中学卒	x	x	x	x	x		
事務係員	3,106	34.9	305,681	33,629	272,052		
大学卒	1,684	32.1	305,963	35,294	270,669		
短大卒	560	36.8	279,174	25,507	253,667		
高校卒	851	39.2	322,403	35,752	286,651		
中学卒	11	45.6	290,515	19,570	270,945		
技術係員	2,260	34.2	338,921	51,923	286,998		
大学卒	1,412	31.4	333,430	56,688	276,742		
短大卒	253	35.7	331,605	47,536	284,069		
高校卒	592	39.9	354,686	42,899	311,787		
中学卒	3	45.8	325,574	4,994	320,580		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成23年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
	人	歳	円	円	円		
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	-	-	-	-	見習, 外国語の電話交換手を除く。	
	自 家 用 乗 用 手 自 動 車 運 転 手	6	60.8	366,389	27,034		339,355
	守 衛	26	50.5	294,881	35,788		259,093
	用 務 員	x	x	x	x		x
海 事 関 係 職 種	(遠洋)					航行区域に限定のない総 トン数20トン以上の船舶の 乗組員	
	船 長 ・ 機 関 長	-	-	-	-		-
	一 等 航 海 士 ・ 機 関 士	-	-	-	-		-
	二 等 航 海 士 ・ 機 関 士	-	-	-	-		-
	三 等 航 海 士 ・ 機 関 士	-	-	-	-		-
	運 航 士	-	-	-	-		-
	甲 板 長 ・ 操 機 長	-	-	-	-		-
	甲 板 手 ・ 操 機 手	-	-	-	-		-
	甲 板 員 ・ 機 関 員	-	-	-	-		-
	(近海)						北緯63度から南緯11度の間 及び東経94度から175度の 間の水域を航行区域とする 総トン数20トン以上の船舶 の乗組員
	船 長 ・ 機 関 長	-	-	-	-	-	
	一 等 航 海 士 ・ 機 関 士	-	-	-	-	-	
	二 等 航 海 士 ・ 機 関 士	-	-	-	-	-	
	三 等 航 海 士 ・ 機 関 士	-	-	-	-	-	
	甲 板 長 ・ 操 機 長	-	-	-	-	-	
甲 板 手 ・ 操 機 手	-	-	-	-	-		
甲 板 員 ・ 機 関 員	-	-	-	-	-		
(沿海・平水)						港内又は湾内を航行区域と する総トン数5トン以上の 船舶の乗組員	
船 長 ・ 機 関 長	-	-	-	-	-		
一 等 航 海 士 ・ 機 関 士	-	-	-	-	-		
二 等 航 海 士 ・ 機 関 士	-	-	-	-	-		
三 等 航 海 士 ・ 機 関 士	-	-	-	-	-		
甲 板 長 ・ 操 機 長	-	-	-	-	-		
甲 板 手 ・ 操 機 手	-	-	-	-	-		
甲 板 員 ・ 機 関 員	-	-	-	-	-		

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	平成23年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
教育関係職種	大 学 学 部 長	11	59.5	681,954	0	681,954	
	大 学 学 部 教 授	64	55.6	591,874	0	591,874	
	大 学 学 部 准 教 授	60	42.8	482,886	0	482,886	
	大 学 学 部 講 師	49	38.7	445,411	0	445,411	
	大 学 学 部 助 教 手	20	34.2	364,611	0	364,611	
	大 学 学 部 助 手	9	36.7	342,131	0	342,131	
	高 等 学 校 校 長	3	57.3	731,479	0	731,479	
	高 等 学 校 教 頭	4	52.7	634,716	0	634,716	
	高 等 学 校 教 諭	82	42.7	485,258	942	484,316	
研究関係職種	研 究 所 長	x	x	x	x	x	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員7人以上 の部(課)の長
	研 究 部 (課) 長	31	47.2	563,780	403	563,377	
	研 究 室 (係) 長	x	x	x	x	x	構成員3人以上の室(係)の長
	主 任 研 究 員	66	37.7	443,088	73,373	369,715	下記研究員より上位の者(研究 所長の職名を有する者,上記研 究部(課)長及び研究室(係)長を 除く。)
	研 究 員	57	32.6	311,661	19,388	292,273	
	研 究 補 助 員	-	-	-	-	-	
医療関係職種	病 院 長	x	x	x	x	x	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記院長に事故等のあるときの 職務代行者
	副 院 長	4	56.5	1,367,869	68,019	1,299,850	
	医 科 長	8	52.5	1,383,699	294,476	1,089,223	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医 師	35	40.1	928,201	145,820	782,381	
	歯 科 医 師	x	x	x	x	x	
	薬 局 長	3	52.0	447,461	4,782	442,679	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	26	32.0	306,563	39,578	266,985	
	診 療 放 射 線 技 師	24	39.9	382,056	44,592	337,464	
	臨 床 検 査 技 師	23	40.0	383,612	42,357	341,255	
	栄 養 士	34	30.6	226,969	9,841	217,128	
	理 学 療 法 士	38	29.9	282,607	11,055	271,552	
	作 業 療 法 士	24	28.9	271,102	10,504	260,598	
	総 看 護 師 長	3	50.3	492,958	16,627	476,331	部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は 准看護師5人以上
看 護 師 長	48	46.6	423,864	47,474	376,390		
看 護 師	161	35.6	338,068	52,605	285,463		
准 看 護 師	89	40.6	269,749	33,479	236,270		

その2 規模500人以上

職 種 名		調 査 実 人 員	平均 年 齢	平成23年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
事	支 店 長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社) の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	30	52.1	832,925	847	832,078	
	短 大 卒	22	51.3	864,437	105	864,332	
	高 校 卒	x	x	x	x	x	
務	中 学 卒	7	54.3	740,239	3,294	736,945	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	工 場 長	16	54.6	743,783	0	743,783	
	大 学 卒	12	54.8	774,545	0	774,545	
	短 大 卒	3	52.2	680,160	0	680,160	
・	高 校 卒	x	x	x	x	x	2課以上又は構成員20人以上 の部の長 職能資格等が上記部の長と同 等と認められる部の長及び部 長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 部 長	283	52.5	675,709	193	675,516	
	大 学 卒	241	52.3	676,891	224	676,667	
技	短 大 卒	3	50.7	573,980	0	573,980	同上
	高 校 卒	39	54.1	674,445	0	674,445	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技 術 部 長	186	52.7	685,778	1,125	684,653	
術	大 学 卒	151	52.4	694,672	1,023	693,649	同上
	短 大 卒	10	50.9	685,945	250	685,695	
	高 校 卒	25	55.3	639,505	1,927	637,578	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
関	事 務 部 次 長	64	50.4	561,310	24	561,286	上記部長に事故等のあるとき の職務代行者 職能資格等が上記部の次長と 同等と認められる部の次長及 び部次長級専門職
	大 学 卒	51	49.5	573,570	33	573,537	
	短 大 卒	4	55.2	507,423	0	507,423	
	高 校 卒	9	52.2	533,856	0	533,856	
係	中 学 卒	-	-	-	-	-	同上
	技 術 部 次 長	36	51.4	599,595	1,865	597,730	
	大 学 卒	27	51.0	614,214	2,458	611,756	
	短 大 卒	2	52.2	493,039	0	493,039	
職	高 校 卒	7	52.9	574,247	0	574,247	2係以上又は構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同 等と認められる課の長及び課 長級専門職
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 課 長	486	49.5	552,070	2,949	549,121	
	大 学 卒	349	48.6	546,417	3,598	542,819	
種	短 大 卒	24	48.5	511,107	3,608	507,499	同上
	高 校 卒	113	51.7	571,282	1,343	569,939	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技 術 課 長	412	48.2	569,084	2,814	566,270	
	大 学 卒	272	46.9	569,046	2,306	566,740	同上
	短 大 卒	30	49.0	638,273	9,790	628,483	
	高 校 卒	110	50.8	551,192	2,191	549,001	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	平成23年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
		人	歳	円	円	円	
事 務	事務課長代理	139	47.0	486,820	33,384	453,436	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職
	大学卒	93	46.7	480,488	25,948	454,540	
	短大卒	13	45.7	542,722	121,137	421,585	
	高校卒	33	47.9	494,822	39,965	454,857	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技 術	技術課長代理	63	44.4	523,052	66,787	456,265	同上
	大学卒	40	43.4	539,706	83,892	455,814	
	短大卒	2	43.0	447,534	0	447,534	
	高校卒	21	47.3	485,088	46,495	458,593	
	中学卒	-	-	-	-	-	
事 務 係 長	事務係長	327	44.1	452,446	62,492	389,954	課長又は課長代理等に直属し 直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等 と認められる係長及び係長級 専門職
	大学卒	185	41.9	449,563	68,755	380,808	
	短大卒	27	41.8	382,133	48,223	333,910	
	高校卒	115	47.3	466,344	56,360	409,984	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技 術 係 長	技術係長	302	44.4	484,306	60,025	424,281	同上
	大学卒	165	41.4	476,748	58,237	418,511	
	短大卒	22	44.9	510,286	70,571	439,715	
	高校卒	114	48.0	488,242	60,303	427,939	
	中学卒	x	x	x	x	x	
事 務 主 任	事務主任	275	42.5	429,001	35,232	393,769	
	大学卒	180	41.9	438,642	35,823	402,819	
	短大卒	33	41.8	423,066	34,370	388,696	
	高校卒	60	44.4	399,600	33,144	366,456	
	中学卒	2	53.6	453,107	60,221	392,886	
技 術 主 任	技術主任	285	45.0	477,982	49,631	428,351	
	大学卒	203	44.7	486,880	47,249	439,631	
	短大卒	22	44.5	463,459	55,788	407,671	
	高校卒	59	46.2	448,926	56,953	391,973	
	中学卒	x	x	x	x	x	
事 務 係 員	事務係員	1,842	34.6	326,905	39,271	287,634	
	大学卒	1,060	32.0	320,431	39,717	280,714	
	短大卒	273	37.3	311,128	30,491	280,637	
	高校卒	505	38.4	348,168	42,902	305,266	
	中学卒	4	44.0	301,204	30,788	270,416	
技 術 係 員	技術係員	1,497	34.4	350,811	54,704	296,107	
	大学卒	913	31.5	344,970	60,122	284,848	
	短大卒	153	34.6	344,108	52,495	291,613	
	高校卒	429	40.4	365,789	43,903	321,886	
	中学卒	2	49.6	358,300	11,858	346,442	

その3 規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成23年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
							円
事 務	支 店 長	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社) の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-		
事 務	工 場 長	3	47.5	568,536	159	568,377	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	2	45.6	557,275	0	557,275	
	短 大 卒	x	x	x	x	x	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
技 術	事 務 部 長	105	51.9	511,755	4,991	506,764	2課以上又は構成員20人以上 の部の長 職能資格等が上記部の長と同 等と認められる部の長及び部 長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	84	52.4	519,097	16	519,081	
	短 大 卒	9	49.2	518,499	26,192	492,307	
	高 校 卒	12	51.6	476,613	9,645	466,968	
技 術	技 術 部 長	79	53.0	554,654	1,474	553,180	同上
	大 学 卒	58	52.3	561,187	1,933	559,254	
	短 大 卒	4	51.6	564,290	0	564,290	
	高 校 卒	17	56.4	525,526	187	525,339	
関 係	事 務 部 次 長	21	48.7	441,991	18,010	423,981	上記部長に事故等のあるとき の職務代行者 職能資格等が上記部の次長と 同等と認められる部の次長及 び部次長級専門職
	大 学 卒	12	47.7	420,450	9,829	410,621	
	短 大 卒	3	47.7	470,754	29,269	441,485	
	高 校 卒	6	52.3	473,867	29,803	444,064	
係	技 術 部 次 長	14	52.4	486,189	0	486,189	同上
	大 学 卒	10	53.0	453,537	0	453,537	
	短 大 卒	4	51.2	546,612	0	546,612	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
職	事 務 課 長	171	45.7	429,737	13,634	416,103	2係以上又は構成員10 人以 上の課の長 職能資格等が上記課の長と同 等と認められる課の長及び課 長級専門職
	大 学 卒	119	45.8	436,623	11,144	425,479	
	短 大 卒	19	41.6	340,978	22,918	318,060	
	高 校 卒	33	47.2	444,711	18,744	425,967	
種	技 術 課 長	191	48.9	462,656	4,583	458,073	同上
	大 学 卒	120	48.6	464,026	4,920	459,106	
	短 大 卒	10	47.8	455,420	9,989	445,431	
	高 校 卒	61	49.6	461,272	3,169	458,103	
中 学 卒	-	-	-	-	-		

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成23年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
							円
事 務	事務課長代理	92	44.1	415,686	17,660	398,026	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有す る者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職
	大学卒	63	41.8	410,455	14,690	395,765	
	短大卒	3	37.6	376,096	1,912	374,184	
	高校卒	26	51.0	434,142	27,223	406,919	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	35	47.8	488,483	53,475	435,008	同上
	大学卒	19	43.0	453,219	42,786	410,433	
	短大卒	3	52.3	479,833	0	479,833	
	高校卒	13	54.2	542,028	78,626	463,402	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技 術 関 係 職 種	事務係長	189	42.9	371,150	33,210	337,940	課長又は課長代理等に直属し 直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等 と認められる係長及び係長級 専門職
	大学卒	114	40.9	362,294	30,331	331,963	
	短大卒	30	43.8	372,803	36,721	336,082	
	高校卒	45	47.1	390,509	37,618	352,891	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術係長	149	43.2	398,104	54,072	344,032	同上
	大学卒	76	39.8	395,409	55,830	339,579	
	短大卒	16	39.8	388,077	50,074	338,003	
	高校卒	55	48.4	404,226	54,491	349,735	
	中学卒	2	58.5	423,871	0	423,871	
事 務 関 係 職 種	事務主任	200	36.8	300,752	27,483	273,269	
	大学卒	119	34.7	311,150	23,292	287,858	
	短大卒	39	38.3	262,552	18,423	244,129	
	高校卒	42	40.9	322,110	51,651	270,459	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術主任	123	39.7	360,967	36,815	324,152	
	大学卒	76	36.2	338,844	31,534	307,310	
	短大卒	17	41.3	354,934	40,797	314,137	
	高校卒	30	46.2	408,747	45,926	362,821	
	中学卒	-	-	-	-	-	
事 務 関 係 職 種	事務係員	922	35.4	268,258	24,000	244,258	
	大学卒	478	32.2	275,943	26,415	249,528	
	短大卒	219	35.8	243,268	21,305	221,963	
	高校卒	221	41.6	279,380	22,011	257,369	
	中学卒	4	50.3	327,986	15,007	312,979	
	技術係員	654	33.6	303,933	44,479	259,454	
	大学卒	440	31.1	299,808	47,665	252,143	
	短大卒	85	38.5	307,255	36,147	271,108	
	高校卒	128	38.2	315,227	40,479	274,748	
	中学卒	x	x	x	x	x	

その4 規模100人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平均 年 齢	平成23年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
							円
事 務	支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社) の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
工 場	工 場 長	x	x	x	x	x	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	x	x	x	x	x	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
事 務 部 長	事 務 部 長	27	51.5	472,965	6,161	466,804	2課以上又は構成員20人以上 の部の長 職能資格等が上記部の長と同 等と認められる部の長及び部 長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	16	49.6	452,190	8,719	443,471	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	11	54.2	503,917	2,352	501,565	
技 術 部 長	技 術 部 長	17	53.3	465,245	43,070	422,175	同上
	大 学 卒	7	52.6	478,037	0	478,037	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	10	53.8	457,018	70,766	386,252	
事 務 部 次 長	事 務 部 次 長	15	50.6	425,069	11,529	413,540	上記部長に事故等のあるとき の職務代行者 職能資格等が上記部の次長と 同等と認められる部の次長及 び部次長級専門職
	大 学 卒	11	51.3	430,510	0	430,510	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	4	48.8	411,501	40,278	371,223	
技 術 部 次 長	技 術 部 次 長	5	55.0	444,038	41,746	402,292	同上
	大 学 卒	x	x	x	x	x	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	3	54.7	404,123	68,559	335,564	
事 務 課 長	事 務 課 長	27	45.1	418,479	8,269	410,210	2係以上又は構成員10 人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同 等と認められる課の長及び課 長級専門職
	大 学 卒	22	43.5	423,359	9,356	414,003	
	短 大 卒	3	51.4	401,950	6,140	395,810	
	高 校 卒	2	52.7	391,423	0	391,423	
技 術 課 長	技 術 課 長	33	47.9	409,951	5,372	404,579	同上
	大 学 卒	19	46.9	409,828	1,604	408,224	
	短 大 卒	x	x	x	x	x	
	高 校 卒	13	49.5	405,176	5,998	399,178	
中 学 卒	-	-	-	-	-	-	

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	平成23年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
事 務	事務課長代理	9	45.6	372,554	29,841	342,713	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職
	大学卒	5	44.4	394,423	51,273	343,150	
	短大卒	2	46.5	351,890	0	351,890	
	高校卒	2	48.0	329,805	0	329,805	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技 術	技術課長代理	3	40.2	466,051	132,377	333,674	同上
	大学卒	2	39.2	497,408	168,912	328,496	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	中学卒	-	-	-	-	-	
事 務 係 長	事務係長	77	41.9	342,533	16,548	325,985	課長又は課長代理等に直属し 直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等 と認められる係長及び係長級 専門職
	大学卒	38	41.2	346,196	12,180	334,016	
	短大卒	12	37.5	337,637	20,432	317,205	
	高校卒	26	44.5	339,410	21,838	317,572	
	中学卒	x	x	x	x	x	
技 術 係 長	技術係長	30	47.8	364,884	26,278	338,606	同上
	大学卒	18	48.2	357,651	20,930	336,721	
	短大卒	2	43.3	308,182	37,501	270,681	
	高校卒	10	48.0	388,583	33,172	355,411	
	中学卒	-	-	-	-	-	
事 務 主 任	事務主任	59	40.8	307,688	18,671	289,017	
	大学卒	32	39.4	325,385	13,245	312,140	
	短大卒	9	38.8	316,003	26,396	289,607	
	高校卒	18	44.4	271,880	24,778	247,102	
	中学卒	-	-	-	-	-	
技 術 主 任	技術主任	27	38.5	307,811	19,902	287,909	
	大学卒	16	38.1	311,545	20,964	290,581	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	10	39.3	306,284	20,178	286,106	
	中学卒	-	-	-	-	-	
事 務 係 員	事務係員	342	36.6	243,229	15,900	227,329	
	大学卒	146	33.1	252,071	17,583	234,488	
	短大卒	68	37.8	234,034	11,739	222,295	
	高校卒	125	40.0	238,183	16,401	221,782	
	中学卒	3	43.3	233,611	6,289	227,322	
技 術 係 員	技術係員	109	33.6	266,636	28,895	237,741	
	大学卒	59	31.1	273,727	29,031	244,696	
	短大卒	15	39.1	245,026	28,324	216,702	
	高校卒	35	35.5	263,486	28,896	234,590	
	中学卒	-	-	-	-	-	

第18表 行政職給料表の職務の級への民間事業所従業員の格付

行政職給料表 職務の級	対 応 職 種		
	企業規模 500 人以上	企業規模 100 人以上 500 人未満	企業規模 100 人未満
9 級	支 店 長 工 場 長 事 務 部 長 技 術 部 長 事 務 部 次 長 技 術 部 次 長	_____	_____
8 級	事 務 課 長 技 術 課 長	支 店 長 工 場 長 事 務 部 長 技 術 部 長 事 務 部 次 長 技 術 部 次 長	支 店 長 工 場 長 事 務 部 長 技 術 部 長 事 務 部 次 長 技 術 部 次 長
7 級			
6 級	事 務 課 長 代 理 技 術 課 長 代 理	事 務 課 長 技 術 課 長	事 務 課 長 代 理 技 術 課 長 代 理
5 級			
4 級	事 務 係 長 技 術 係 長	事 務 課 長 代 理 技 術 課 長 代 理	事 務 課 長 代 理 技 術 課 長 代 理
3 級		事 務 係 長 技 術 係 長	事 務 係 長 技 術 係 長
2 級	事 務 主 任 技 術 主 任 (一部 3・4 級 対 応)	事 務 主 任 技 術 主 任 (一部 3 級 対 応)	事 務 主 任 技 術 主 任 (一部 3 級 対 応)
1 級	事 務 係 員 技 術 係 員	事 務 係 員 技 術 係 員	事 務 係 員 技 術 係 員

(注) 主任の一部とは、係制をとっていない事業所で、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する者をいう。

第19表 民間における初任給の改定状況

(単位:%)

学歴	項目		採用あり	初任給の改定状況			採用なし
	企業規模			増額	据置き	減額	
大学卒	計		42.8	(16.7)	(82.0)	(1.3)	57.2
	500人以上		39.6	(21.7)	(77.5)	(0.8)	60.4
	100人以上 500人未満		48.0	(9.3)	(90.7)	(0.0)	52.0
	100人未満		38.7	(26.4)	(64.7)	(8.9)	61.3
高校卒	計		14.3	(13.0)	(84.1)	(2.9)	85.7
	500人以上		13.9	(4.8)	(95.2)	(0.0)	86.1
	100人以上 500人未満		13.0	(30.1)	(69.9)	(0.0)	87.0
	100人未満		20.5	(0.0)	(83.3)	(16.7)	79.5

(注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである(事業所単位による集計)。
2 ()内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第20表 民間における定期昇給制度の状況

(単位:%)

役職段階	項目		定期昇給制度あり	定期昇給制度なし			
	企業規模			自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係員	計		90.2	38.9	74.2	43.4	9.8
	500人以上		86.7	34.0	71.3	44.7	13.3
	100人以上 500人未満		96.1	45.8	79.2	45.8	3.9
	100人未満		85.3	34.6	69.7	34.6	14.7
課長級	計		76.5	26.7	63.1	35.8	23.5
	500人以上		65.3	21.2	52.7	32.7	34.7
	100人以上 500人未満		85.2	30.7	70.5	39.7	14.8
	100人未満		83.9	28.2	65.5	31.7	16.1

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第21表 民間における雇用調整の実施状況

(単位:%)

項 目	実施事業所割合	
一時帰休・休業	13.1	(9.9)
採用の停止・抑制	10.4	(19.4)
残業の規制	7.3	(11.6)
賃金カット	4.7	(9.8)
部門の整理閉鎖・部門間の配転	4.7	(7.4)
転籍出向	4.5	(7.8)
希望退職者の募集	3.5	(3.8)
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	2.1	(0.9)
正社員の解雇	1.5	(1.1)
ワークシェアリング	0.0	(0.0)

(注)1 平成23年1月以降の実施状況である。

2 項目については複数回答である。いずれかの措置を実施している事業所の割合は33.7%である。

3 ()は平成22年の調査結果である。

第22表 民間における特別給の支給状況

項 目	区 分	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
		円	円
平均所定内 給与月額	下半期 (A1)	355,574	254,726
	上半期 (A2)	354,513	256,101
特別給の 支給額	下半期 (B1)	706,099	450,498
	上半期 (B2)	700,233	448,304
特別給の 支給割合	下半期 $\frac{(B1)}{(A1)}$	1.99	1.77
	上半期 $\frac{(B2)}{(A2)}$	1.98	1.75
	年間計	3.97	3.52

(注) 下半期とは平成22年8月から平成23年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

第23表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：%)

項目 企業規模	部長級		課長級		係員	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
計	62.8	37.2	61.8	38.2	68.5	31.5
500人以上	60.8	39.2	61.3	38.7	70.5	29.5
100人以上 500人未満	62.3	37.7	60.2	39.8	64.0	36.0
100人未満	69.6	30.4	67.3	32.7	71.8	28.2

第24表 民間における家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	11,686円
配偶者と子1人	19,031円
配偶者と子2人	26,084円

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

備考 職員の扶養手当の現行支給月額は、配偶者について13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第25表 民間における住宅手当（借家・借間）の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給	53.4%
非支給	46.6%
借家・借間居住者に対する住宅手当月額の 最高支給額の中位階層	27,000円以上 28,000円未満

第26表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働に係る
割増賃金率の状況

(単位：%)

割 増 賃 金 率	適 用 従 業 員		適 用 事 業 所	
	割 合	累 積 割 合	割 合	累 積 割 合
31%以上	6.5	6.5	8.2	8.2
30%	47.5	54.0	33.6	41.8
29%	0.0	54.0	0.0	41.8
28%	1.2	55.2	2.2	44.0
27%	1.1	56.3	1.9	45.9
26%	1.4	57.7	1.3	47.2
25%	42.3	100.0	52.8	100.0

(注) 適用従業員及び適用事業所の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

3 生計費關係資料

平成 23 年 4 月の標準生計費算定方法の概要

標準生計費は、県民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費……………食料

住居関係費……………住居，光熱・水道，家具・家事用品

被服・履物費……………被服及び履物

雑費 I……………保健医療，交通・通信，教育，教養娯楽

雑費 II……………その他の消費支出（諸雑費，こづかい，交際費，仕送り金）

(2) 費目別，世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における平成23年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別，世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、平成21年の「全国消費実態調査」（総務省）の勤労単身世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費者物価，消費水準の変動分を加味して、平成23年4月の各費目別標準生計費を算定した。

(参考) 費目別，世帯人員別生計費換算乗数

平成22年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、就業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除した値を小数点以下第3位まで示したものである。

（人事院資料による。）

第 27 表 費目別，世帯人員別標準生計費

その 1 全国

(平成 23 年 4 月現在)

世帯人員 費 目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	円 25,250	円 32,730	円 43,540	円 54,360	円 65,170
住 居 関 係 費	51,870	57,250	51,360	45,480	39,590
被 服 ・ 履 物 費	4,010	5,430	7,270	9,120	10,960
雑 費 I	26,590	44,620	62,690	80,750	98,810
雑 費 II	9,670	29,310	32,070	34,810	37,560
合 計	117,390	169,340	196,930	224,520	252,090

その 2 広島市

(平成 23 年 4 月現在)

世帯人員 費 目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	円 27,887	円 36,145	円 48,091	円 60,036	円 71,974
住 居 関 係 費	44,089	48,665	43,660	38,654	33,653
被 服 ・ 履 物 費	5,138	6,959	9,320	11,682	14,045
雑 費 I	21,937	36,814	51,716	66,619	81,521
雑 費 II	11,914	36,117	39,508	42,892	46,275
合 計	110,965	164,700	192,295	219,883	247,468

(注) 「その 1 全国」は，人事院資料による。

参 考 費目別，世帯人員別生計費換算乗数

世帯人員 費 目	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	0.467	0.622	0.776	0.930
住 居 関 係 費	1.058	0.949	0.840	0.731
被 服 ・ 履 物 費	0.398	0.533	0.668	0.803
雑 費 I	0.333	0.468	0.603	0.737
雑 費 II	0.421	0.460	0.500	0.539

4 勞働經濟關係資料

第28表 労働経済指標

項目	23年																		
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月							
賃金	① 全	288.8	291.4	294.9	289.2	291.8	291.1	290.5	291.1	292.3	291.9	292.6	289.7	290.9	291.2	293.1	288.6	292.5	291.9
	前年同月比(%)	△ 1.6	0.9	1.4	1.1	1.3	1.1	1.0	1.0	0.9	0.8	1.0	0.6	0.6	△ 0.3	△ 0.6	△ 0.2	0.2	0.2
	② 所定内給与	266.8	267.4	270.3	265.8	268.4	267.3	266.8	267.5	268.1	267.2	267.8	265.9	266.6	266.9	269.2	265.9	269.3	268.2
	前年同月比(%)	△ 1.1	0.2	0.3	0.1	0.2	0.0	0.2	0.3	0.5	0.3	0.5	0.4	0.3	△ 0.4	△ 0.3	0.1	0.4	0.4
	③ 所定外給与	22.0	24.0	24.6	23.4	23.4	23.9	23.7	23.6	24.1	24.7	24.8	23.8	24.2	24.3	23.9	22.7	23.1	23.7
労働時間	④ 全	7.6	9.1	16.0	14.1	15.9	14.0	12.1	10.4	7.2	7.2	6.1	3.3	4.2	1.5	△ 2.7	△ 3.0	△ 1.3	△ 0.8
	前年同月比(%)	△ 7.6	9.1	16.0	14.1	15.9	14.0	12.1	10.4	7.2	7.2	6.1	3.3	4.2	1.5	△ 2.7	△ 3.0	△ 1.3	△ 0.8
	⑤ 所定内労働時間	148.1	149.5	156.4	143.1	154.8	154.8	147.6	150.5	150.0	152.3	150.0	140.5	145.6	149.5	152.1	142.2	155.1	152.5
	前年同月比(%)	148.1	149.5	156.4	143.1	154.8	154.8	147.6	150.5	150.0	152.3	150.0	140.5	145.6	149.5	152.1	142.2	155.1	152.5
	⑥ 所定外労働時間	11.2	12.0	12.6	11.7	11.7	12.0	11.7	11.9	12.2	12.5	12.5	11.7	12.0	12.1	11.8	11.2	11.5	11.9
時間	⑦ 全	276.7	283.4	285.0	281.1	284.5	282.6	281.6	285.2	286.2	280.9	282.1	285.3	284.8	282.2	284.9	277.9	282.8	(p)281.7
	前年同月比(%)	△ 4.7	2.4	3.6	3.2	2.5	2.5	2.0	2.5	3.2	1.3	1.6	3.1	2.5	0.9	0.0	△ 1.2	△ 0.6	(p)△ 0.3
	⑧ 所定内時間	254.5	257.4	259.0	256.1	259.5	257.3	255.5	258.7	258.8	255.3	256.0	257.9	258.1	256.9	259.9	252.9	255.9	(p)255.2
	前年同月比(%)	△ 3.5	1.2	1.8	1.3	0.8	0.9	0.5	1.0	1.2	0.3	0.8	2.2	1.7	1.4	0.3	△ 1.2	△ 1.4	(p)△ 0.8
	⑨ 所定外時間	22.2	26.0	26.0	24.9	25.0	25.2	26.1	26.5	27.4	25.6	26.0	27.4	26.7	25.3	25.1	25.0	26.9	(p)26.5
生計	⑩ 全	291.7	290.2	300.0	280.7	276.5	285.3	293.4	275.4	287.4	284.2	327.0	289.2	260.8	291.9	292.6	276.2	265.8	280.0
	前年同月比(%)	△ 1.7	△ 0.5	△ 2.1	△ 1.7	△ 0.3	0.1	0.8	△ 0.6	△ 0.1	△ 0.2	△ 3.2	△ 0.9	△ 0.1	△ 8.8	△ 2.5	△ 1.6	△ 3.9	△ 1.8
	⑪ 人口5万人以上の都市	294.9	292.5	306.4	283.5	279.0	291.2	295.2	277.1	287.1	284.9	324.5	288.5	260.7	292.6	293.7	277.0	269.1	282.2
	前年同月比(%)	△ 1.5	△ 0.8	△ 0.8	△ 2.2	△ 0.2	1.1	△ 0.2	△ 0.4	△ 1.9	△ 1.0	△ 4.6	△ 2.7	△ 1.7	△ 8.6	△ 4.1	△ 2.3	△ 3.5	△ 3.1
	⑫ 二人以上の世帯	315.9	305.3	348.7	274.7	252.1	353.5	302.3	292.0	325.9	301.0	334.6	277.2	306.3	342.4	314.4	343.1	284.4	276.9
消費	⑬ 全	2.0	3.4	1.8	1.6	1.2	2.6	3.5	5.3	2.5	4.7	1.1	9.6	16.0	11.2	9.9	24.9	12.8	21.7
	前年同月比(%)	△ 1.7	△ 0.5	△ 0.8	△ 0.7	△ 0.7	△ 1.0	△ 1.1	△ 0.9	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.6	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.4	0.2
	⑭ 都市	1.8	0.6	1.0	1.0	1.2	1.4	1.5	1.1	1.1	1.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.9
	前年同月比(%)	△ 0.8	△ 0.2	△ 0.8	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.1	0.2	0.1	0.3	0.0	△ 0.1	0.0	0.0
	⑮ 完全失業率(季節調整値)	5.2	5.0	5.1	5.1	5.2	5.1	5.0	5.0	5.1	5.1	5.1	4.9	4.9	4.6	4.7	4.5	4.6	4.7
雇用	⑯ 有効求人倍率(季節調整値)	0.45	0.56	0.48	0.50	0.52	0.53	0.54	0.55	0.56	0.57	0.58	0.61	0.62	0.63	0.61	0.61	0.63	0.64

資料出所：①～⑯、⑳厚生労働省「毎月労働統計調査報告」、㉑総務省「家計調査報告」、㉒総務省「消費者物価指数月報」、㉓総務省「労働力調査報告」、㉔厚生労働省「職業安定業務月報」

(注)1 ①、②、③、④及び⑩については平成17年平均＝100とした指数を基礎としている。

2 ②については平成22年平均＝100とした指数を基礎としている。

3 ③の増減率は実数比較による。

4 ①～⑯は事業所規模30人以上の数値である。

5 (p)の付されている数値は速報値である。

6 東日本大震災の影響により、以下のとおり特別の対応が行われている。

(1) ⑩は、平成23年3月以降の欄については、調査票を回収できなかった地域について東北地方で調査票を回収できた地域の結果で補充することにより、全国結果が推計されている。

(2) ⑯は、平成22年度の欄及び平成23年3月以降の欄については、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果となっている。